

国民年金保険料納付書（令和8年7月定時分）の  
作成及び発送準備業務

仕様書

日本年金機構 国民年金部  
令和7年10月

2024 08

## 1 委託業務の概要

### (1) 目的

国民年金第1号被保険者のうち、令和8年6月分まで免除・猶予に該当している者でかつ現金で保険料を納付する者に送付する、令和8年7月分以降の国民年金保険料にかかる通知書（納付案内書）及び納付書等（以下「納付書」という。）を作成し、送付することを目的とする。

### (2) 業務概要

別紙1「業務概要図（事務処理フロー）」参照

#### ① 納付書作成業務

納付書の用紙製造、日本年金機構（以下「機構」という。）より貸与される外部電磁的記録媒体媒体（以下「DVD」という。）に基づくデータ印字、裁断、封筒製造、リーフレット製造、封入・封緘を行う。

#### ② 引抜業務

機構より貸与されるDVDに基づき作成した納付書から引抜きを行う。

#### ③ 納付書発送準備業務（納品）

納付書発送にあたり郵便区分業務を行い、機構の指定する日本郵便株式会社へ引渡しを行う。引抜きを行った納付書は、機構の指定する場所へ納品を行う。

当該業務の主体的部分は再委託することはできない。再委託可能な一部工程の詳細は別途、委託要領に記載する。

業務の主体的部分を除く一部であっても、個人情報等が目に触れる業務を再委託することはできない。

### (3) 定義

本仕様書において、用語の定義は以下のとおりとする。

#### ① 個人情報

##### ・年金個人情報

日本年金機構法第38条に規定する情報をいう。具体的には、被保険者、年金受給権者等にかかる基礎年金番号、氏名、生年月日等の本人基本情報及び給付や保険料納付等に関する情報であるが、これらの情報により、被保険者又は受給者個人が識別されるものに限る。（性別や生年月日のように、当該情報のみでは個人が識別されないようなものは、年金個人情報にならない。）

##### ・個人情報

年金個人情報及び特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第8項に規定する情報）をいう。

##### ・個人情報等

個人情報、事業所情報（事業所の名称、所在地等）、債権管理情報（保険料の調定額、収納額等）、滞納処分に関する情報、相談事跡等の機構の基幹業務（公的年金の適用、徴収、年金給付及び相談に関する業務）を行うために作成又は取得する情報及び本委託業務を通じて知り得た情報をいう。

※ 委託業務に従事する者（以下「業務委託員」という。）の労務管理等のために保持している情報は、本仕様書において個人情報等には含まれない。

- ② 電子計算機
- ・電子計算機  
　サーバ装置、パソコン、タブレット、スレートPC、プリンタ等の周辺機器及び通信回線装置をいう。
  - ・電子計算組織  
　電子計算機とネットワークにより構成される情報システムをいう。
- ③ 再委託
- 受託事業者が、業務の一部を他の会社（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）に請け負わせること。  
なお、次のア又はイの場合は再委託に該当しない。
- ア 運送事業者間で運送約款に基づく連携・協働により運送業務を実施する場合。
  - イ 機構の了承を得た上で、グループ企業体が相互連携（業務分担）してそれぞれの事業を実施（共同受託）する場合。

2 委託予定件数

525,000 件

都道府県別内訳は、別紙2「都道府県別内訳国民年金保険料納付書（令和8年7月定期分）」参照。

数量は予定数であることから、増減があり得る。

3 委託業務の期間

委託期間 契約締結日～令和8年7月21日（契約終了日）

履行期間 令和8年6月12日～令和8年7月14日

※ 履行期間とは、委託期間のうち、納品を行うための作業等が可能となる日（履行開始日）から、最終納品の検査合格後に個人情報等の返却・廃棄等を行った旨を機構へ報告する日（履行終了日）までのことをいう。

4 納品日

日本郵便株式会社への差出分：令和8年6月30日

引 抜 分：令和8年7月7日（予定）

5 履行場所

受託事業者が用意する場所（日本国内に限る。）

6 作業手順

仕様書のほか、業務委託契約書及び業務委託契約書に付属する業務の実施方法等について記載された文書（以下「仕様書等」という。）のとおりとする。

7 所管部署（連絡先）

日本年金機構国民年金部国民年金業務グループ

〒168-8505

東京都杉並区高井戸西3-5-24

電話：03-5344-1100（内線3341）  
担当：増田

## 8 受託事業者に求めるサービス水準

目標とすべき業務のサービス品質に関する合意（以下「SLA」という。）は、別紙3「受託事業者に求めるサービス水準について」のとおり。

## 9 処理体制の申請等の手続き

処理体制等について、以下に掲げる期日までに必要な申請等の手続きを行うこと。  
変更、廃止等を行う場合については、変更、廃止等を行う日の前日までに必要な手続きを行うこと。

業務委託員（具体的には下記（1）①から③及び下記（2）①から③までの者をいう。）については本業務を遂行するために最低限必要な範囲の者とし、受託事業者が直接雇用すること。ただし、繁忙期等の業務履行体制を充足するため、労働者派遣法に基づいた労働者派遣契約による対応を行う場合は、機構が扱う個人情報等の重要性及び特殊性に鑑み、労働者派遣契約においても、個人情報等の取扱いをはじめとする機構と受託事業者との契約内容と同等以上の内容とし、（2）④により、あらかじめ機構の承認を得ること。

### （1）個人情報等保護に関する管理体制

下記の①～③は、別紙4「管理者等申請書」により提出し、変更する場合は、別紙5－2「業務委託員名簿（変更）」により提出すること。

#### ① 総括管理責任者の届出

期 限：運用仕様書の提出日  
提 出 先：「7 所管部署」

#### ② 部署管理者の届出

期 限：運用仕様書の提出日  
提 出 先：「7 所管部署」  
※部署管理者は、履行場所ごとに1名配置すること。

#### ③ 点検管理者の届出

期 限：運用仕様書の提出日  
提 出 先：「7 所管部署」  
※点検管理者は、総括管理責任者、部署管理者、現場責任者及び監査を行う者と異なる者とすること。

#### ④ 個人情報等や機密情報の取扱いに関する点検及び監査体制の届出

期 限：運用仕様書の提出日  
提 出 先：「7 所管部署」

#### ⑤ 業務委託員と守秘義務契約書を締結したことの報告（別紙6－1「守秘義務契約締結報告書」）

期 限：令和8年6月1日まで  
提 出 先：「7 所管部署」  
※別紙5－1「業務委託員名簿」に記載した業務委託員と締結した別紙6－2「守秘義務契約書」の写しを全て添付すること。

※業務委託員の変更がある都度、提出すること。

(2) 業務の履行に関する体制

下記の①～③の者は別紙5－1「業務委託員名簿」により提出し、上記(1)①～③の者についても記載すること。

① 現場責任者の届出

期 限：運用仕様書の提出日  
提 出 先：「7 所管部署」

② 現場責任者補助者の届出

期 限：運用仕様書の提出日  
提 出 先：「7 所管部署」

③ 作業者の届出

期 限：令和8年6月1日まで  
提 出 先：「7 所管部署」

④ 労働者派遣契約を行う場合の申請（別紙7「労働者派遣法に基づく労働者派遣契約を行う場合について」により提出）

期 限：労働者派遣契約履行日の30日前まで  
提 出 先：「7 所管部署」

(3) 再委託に関する申請

期 限：再委託開始予定日の10日前まで  
提 出 先：「7 所管部署」

※運用仕様書提出時に別紙19－5再委託承認申請書を提出している場合を除く。

(4) 事故発生時の緊急対応体制の届出

別紙4「管理者等申請書」により提出し、変更する場合も、別紙4「管理者等申請書」により提出すること。

期 限：運用仕様書の提出日

提 出 先：「7 所管部署」

※事故発生時には事故対応責任者は直ちに事実関係の調査及び原因の究明を行う体制を整備し、機構に報告すること。併せて、再発防止策検討責任者は再発防止策の検討及び決定を行う体制を整備し、報告すること。

(5) 業務の履行場所等に関する届出

別紙4「管理者等申請書」により提出し、変更する場合も、別紙4「管理者等申請書」により提出すること。

① 業務の履行場所の申請

期 限：運用仕様書の提出日  
提 出 先：「7 所管部署」

② 委託業務で取り扱う個人情報等の保管場所の届出

期 限：運用仕様書の提出日  
提 出 先：「7 所管部署」

## 10 委託条件等

(1) 業務の履行場所に関する事項

① 受託事業者は、受託事業者が用意した入退室管理が可能である特定の事務室(以

下「特定の事務室」という。)で委託業務を行うこと。なお、入退室管理とは、電子錠、生体認証又はそれに準ずる設備により、関係者のみが知り得る(持ち得る)情報によって入退室が管理されているものとする。

- ② 受託事業者は、特定の事務室への入退室の状況を記録し、当該記録の検査を定期的に行うこと。
- ③ 受託事業者は、サーバ等の機器を設置する場所について入退室の権限を有するものを限定し、入退室記録の管理が可能な措置を講ずること。
- ④ 受託事業者は、特定の事務室内の整理整頓に心掛け、火気等には十分留意すること。
- ⑤ 受託事業者は、業務委託員の私物のスマートフォン等の撮影機器及び記録媒体を特定の事務室へ持ち込むことを禁止すること。ただし、業務連絡用として部署管理者が認めたものを除く。その他の私物については必要最低限とするよう努めるものとする。
- ⑥ 受託事業者は、委託業務で使用する電子計算機において、盗難又は紛失等を防止するため、物理的な安全管理措置を講ずること。

## (2) 個人情報等の取扱いに関する事項

- ① 受託事業者は、委託業務で取り扱う個人情報等について、受託事業者の役員、受託事業者の親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の受託事業者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者等を含め、業務委託員以外の者に伝達又は漏えいを防止する措置を講じること。また、目的外利用を行ってはならないこと。さらに、受付、搬送等の委託業務の実施に必要な場合を除き、特定の事務室以外の場所へ持ち出してもならないこと。
- ② 受託事業者は、個人情報等の取扱状況にかかる規定等の遵守状況について、定期的に点検・監査を行うとともに、その記録を管理すること。
- ③ 受託事業者は、業務委託員に対し、履行開始日の前日までに又は履行開始日以後に初めて委託業務を行う業務委託員の業務開始前までに、日本年金機構法や個人情報等に関する関係法令にかかる教育を実施すること。さらに、履行開始日以後においても定期的に教育を行い、個人情報等の取扱いを徹底すること。

受託事業者は、日本年金機構法や個人情報等に関する関係法令で定められた守秘義務及び罰則規定、委託業務における遵守事項及び禁止行為、個人情報等の保護にかかる就業規則等に違反した場合の処分、情報漏えいとその影響、インシデントが発生した場合の手順、別紙8「通報窓口のご案内」により受託事業者に契約違反などがある場合の通報窓口の周知、その他必要な留意事項について研修を行うこと。

上記研修の終了日が履行開始より前の場合は、履行開始日の前日までに、上記研修の終了日が履行開始日以降の場合は、研修終了後10日以内に、別紙9「研修実施報告書」により、研修実施日を報告すること。

- ④ 受託事業者は、研修資料等、教育・研修・訓練の実施結果の提出を機構から求められた場合には、速やかに提出すること。なお、受託事業者が実施する研修において、上記③で示す研修項目を全て実施していないと機構が確認した場合、機構は、研修内容の改善及び研修の実施について、総括管理責任者等への指導又は受託事業者への指示を行うことができるこことする。

## (3) 個人情報等を記録した紙媒体、外部電磁的記録媒体、電子データの取扱い

- ① 受託事業者は、委託業務で取り扱う個人情報等を記録した紙媒体、外部電磁的記録媒体及び電子データの受領、搬送等については、その途上における漏えい、紛失、毀損等が発生しないよう措置を講ずること。
- ② 受託事業者は、個人情報等を記録した紙媒体及び外部電磁的記録媒体の保管又は電子データの保存にあたっては、機構に届出した場所に保管又は保存するとともに、個人情報等の記録がない紙媒体及び外部電磁的記録媒体と混在させないこと。また、管理にあたっては、使用状況等（作成日（受領日）、作成者（受領者）、識別番号、情報の内容、数量、種類、利用目的、複写複製の有無、保管場所（電子データの場合は、電子データを保存した電子計算機の保管場所）、移送日（廃棄日、消去日）移送者（廃棄者、消去者）移送等確認（点検）者等）が分かる別紙10「個人情報等管理台帳」を履行場所ごとに作成するとともに、総括管理責任者及び部署管理者が、紛失・破棄等がないように最善の注意を払うこと。

機構から別紙10「個人情報等管理台帳」の提出を求められた場合は速やかに提出すること。

- ③ 受託事業者は、保管庫の施錠を厳重に管理するとともに、保管庫の鍵の貸出状況等（鍵によらない施錠の場合は施錠状況等）を記録し、定期的に当該記録の検査を行うこと。
- ④ 受託事業者は、個人情報等を記録した紙媒体及び電子データの全部又は一部の複写複製（個人情報等の電子データを電子計算機に格納及びバックアップの取得を含む。）を行うことは、機構の指示があった場合を除き禁止することとし、複写複製の防止措置を講ずること。

ただし、委託業務の実施にあたり、複写複製を行うことが必要である場合については、あらかじめ機構の書面による承認を受けること。

- ⑤ 受託事業者は、個人情報等を記録した紙媒体及び電子データの複写複製を行った場合、当該複写複製物等についても、上記②及び③に準じた取扱いを行うこと。
- ⑥ 受託事業者は、外部電磁的記録媒体の受渡し及び移送に際し、電子政府推奨暗号リストに掲載された暗号化方式等を利用し、パスワードの設定を行うこと。なお、具体的な暗号化及びパスワードの設定方法等については、機構から別途提示される方法によること。
- ⑦ 受託事業者は、個人情報等を記録した紙媒体、外部電磁的記録媒体、電子データ及びこれらの複写複製物等について、委託業務の実施にあたり不要となった場合は、当該個人情報等の復元又は判読等が不可能な方法により、完全消去又は廃棄を行うこととし、その結果を機構に報告すること。
- ⑧ 受託事業者は、機構から貸与された紙媒体又は外部電磁的記録媒体について履行終了時又は機構から指示があった場合、速やかに返却すること。
- ⑨ 受託事業者は、履行終了時には別紙11「個人情報等の返却・廃棄等に関する報告書」及び別紙10「個人情報等管理台帳」を提出することとし、提出に当たっては、機構が提供した個人情報等を返却していること及び取り扱った個人情報等が完全消去又は廃棄されていることが確認できる証跡を添付すること。

#### （4）業務処理要領等の書類等の貸与

- ① 受託事業者は、機構から貸与された業務処理要領等の書類及びその情報（貸与後に複写したものも含む。）について、委託業務以外の目的に使用してはならない。
- ② 受託事業者は、機構から貸与された業務処理要領等の書類及びその情報（貸与

後に複写したものを含む。)について、特定の事務室に保管するものとし、管理にあたっては、総括管理責任者及び部署管理者が、紛失・破棄等がないように最善の注意を払うこと。

- ③ 受託事業者は、機構から貸与された業務処理要領等の書類及びその情報（貸与後に複写したものを含む。）について、履行終了時又は機構から指示があった場合については、速やかに返還すること。

#### (5) 情報セキュリティ対策にかかる基本的要件

- ① 受託事業者は、機構から提供する個人情報等について、目的外利用を行ってはならないこと。

- ② 受託事業者は、仕様書等で定めた情報セキュリティ対策の実施内容及び管理体制を定め、下記13(2)で示す運用仕様書により機構に提出すること。

契約締結後、運用仕様書を変更する場合（上記9に関する申請等手続きは除く。）は、あらかじめ機構に申請（様式が定まっていない場合は任意。）を行い、機構の書面による承認を受けること。

- ③ 受託事業者は、情報セキュリティインシデントを含めた障害発生時、迅速に電子計算組織の稼働を回復するための措置又は委託業務を回復するための措置等を講ずること。また、重大な障害発生時においては、委託業務の履行を補完できる体制を構築すること。

- ④ 受託事業者は、仕様書等で定めた内容の履行状況について、別紙12「受託業務自主点検結果報告書」又は受託事業者が独自に作成する点検様式（別紙12「受託業務 自主点検結果報告書」で示す点検項目の全てが網羅されているものに限る。）により毎月確認すること。点検結果については、当該点検月の翌月までに機構へ報告すること。

- ⑤ 上記④の点検結果又は機構が実施する検査により、情報セキュリティ対策等の履行が不十分であることが判明した場合、機構は、総括管理責任者等へ指導を行い、不十分な対策の改善及び改善の履行を指示することができることする。

#### (6) 業務品質の維持・向上

- ① 受託事業者は、委託業務の進捗状況等に関して、定期的に機構に報告すること。

（定期報告の様式については、別紙13「実施報告書」及び別紙14「定例会議議事録」のとおり）

- ② 受託事業者は、委託業務の円滑な実施を目的として、業務品質の向上、S L A（別紙3）の達成状況等について、機構と定期的な打ち合わせ（以下「定例会議」という。）を行い進捗管理に努めること。

- ③ 定例会議では、受託事業者は業務の進捗（スケジュール調整）、履行体制、S L A達成状況、品質管理、情報セキュリティ対策、懸念事項等に関することについて、機構に報告すること。資料構成、開催場所等は機構と事前に協議すること。ただし、許諾のない再委託を行っていないことが分かるもの（印刷ログのサンプルなど）、別紙12「受託業務 自主点検結果報告書」、別紙12の付属「（参考）個人情報等保護セルフチェックシート」（業務委託員に対し、本資料により、個人情報等の保護に係る点検を徹底すること。）、上記（1）②の入退室状況が記録されたもの、下記（9）③のウイルススキャンを毎営業日実施したことが分かるもの、下記（9）④のセキュリティパッチを月1回以上適用したことが分かるもの及び別紙10「個人情報等管理台帳」については、定例会議の資料として機構へ

提出すること。

なお、開催時期は、履行開始日の10日前までに実施すること。また、履行開始後は、原則、毎月1回実施すること。開催日程については、契約締結後、速やかに機構と協議すること。

- ④ 受託事業者は、上記定例会議の終了後3営業日以内に、別紙14「定例会議議事録」を作成し、機構へ提出すること。
- ⑤ 受託事業者は、業務委託員に対し、履行開始日の前日まで及び隨時に業務を実施するために必要な知識を習得するための研修を行い、業務品質の維持・向上に努めること。

#### (7) 立入検査等の実施

- ① 機構は、運用仕様書に記載された内容（業務の履行体制、業務の履行方法、個人情報等保護及び情報セキュリティ体制）が確保されているか、業務が履行できるか等の観点から、履行開始日の3日前までに、特定の事務室及び本案件に関する事務所等（以下「特定の事務室等」という。）へ立入検査を実施できるものとする。

立入検査の結果、履行開始に際し改善を要すると判断した場合、又は、上記9(1)⑤で示す「守秘義務契約書」の写し及び上記9(2)で示す「業務委託員名簿」（以下「業務委託員名簿等」という。）が履行開始日の3日前までに機構へ提出されない場合は、履行開始日の前日までに改善すること及び改善結果の報告について、受託事業者に指示を行うことができるとしている。

受託事業者は、改善が確認されるまで、又は、業務委託員名簿等が提出されるまでは、業務を履行開始することができない。

なお、受託事業者の責めにより履行期間が短縮された場合は、そのことを理由に履行終了日及び納品日の見直し等についての申し立てはできないものとする。

また、機構は、受託事業者が履行開始日までに改善できなかった場合及び改善の見込みがないと認められた場合は、契約書に基づき、契約解除を行うことがある。

- ② 機構は、個人情報等の管理状況の確認、法令の遵守状況の確認、委託業務の進捗状況等の確認、その他同時に特定の事務室等（再委託先を含む）へ立入検査を実施できるものとし（無予告の検査を実施する場合がある）、検査結果をもとに総括管理責任者等への指導、研修の実施、状況の改善及び改善結果の報告について、受託事業者に指示することとする。
- ③ 受託事業者は、履行開始日から10日以内に別紙15「法令及び契約内容の遵守状況に関する報告書」を、機構に提出すること。

また、履行開始日から1年を経過するごとに、その当該日から10日以内に別紙15「法令及び契約内容の遵守状況に関する報告書」を機構に提出すること。

- ④ 機構は、通知書等の複写複製物等、その他委託業務の実施に当たり作成、汚損、毀損した個人情報等について、完全消去又は廃棄の実施状況に関し、履行終了日から契約終了日までの間に、特定の事務室等へ立入検査を実施できるものとする。

#### (8) 電子計算組織にかかるアクセス制限

- ① 受託事業者は、委託業務で個人情報等を取り扱う電子計算組織において、個人情報等にアクセスできる業務委託員を必要最小限に特定し、当該者についてのみアクセス権限を付与すること。

- ② 受託事業者は、アクセス権限を付与した業務委託員に、個人を識別できるIDを付与した上で、ID及びアクセス権限の付与・停止・抹消の履歴を記録、保存すること。

上記IDを付与する日の前日までに、別紙5-1「業務委託員名簿」により、機構へID付与対象者を報告すること。

- ③ 受託事業者は、アクセス記録及び作業ログを取得、分析するとともに、その記録を契約終了日から1年間保存すること。

- ④ 受託事業者は、上記②のIDに紐づくパスワードを、12文字以上で、英大文字、英小文字、数字、記号のうち3種以上を組み合わせた設定とすること。

上記の設定ができない場合は、上記②のIDに紐づくパスワードを20日経過するごとに変更すること。

- ⑤ 受託事業者は、可能な限り、ID及びアクセス権限の付与等、システムの設定変更が可能な権限（管理者権限等）を有する者には、多要素主体認証を採用すること。

※ 多要素主体認証とは、認証の3要素である「知識情報」、「所有情報」及び「生体情報」のうち、2つ以上を組み合わせて、単一要素による主体認証よりも強固な主体認証を行う方式をいう。

#### (9) 電子計算組織にかかる不正アクセスの防止対策

- ① 受託事業者は、委託業務で個人情報等を取り扱う電子計算組織について、インターネットから物理的に隔離又は論理的に遮断すること。

インターネットから論理的に遮断する場合は、委託業務で個人情報等を取り扱う電子計算組織において、インターネットへの通信が行われないようにするために、各電子計算機又は通信経路上にある電子計算機においてインターネット通信が完全に遮断される設定を行うこと。

- ② 受託事業者は、委託業務で個人情報等を取り扱う電子計算組織において通信ネットワークを構築する場合は、閉域網又は専用線を使用すること。この通信経路は、インターネットに接続してはならない。

- ③ 受託事業者は、委託業務で個人情報等を取り扱う電子計算機のそれぞれにウイルス対策ソフトを導入し、その機能を常に有効にすること。また、毎営業日、ウイルス対策ソフトのパターンファイル及び検索エンジンを適用するとともに、ウイルススキャンを実施すること。

- ④ 受託事業者は、委託業務で個人情報等を取り扱う電子計算機のセキュリティパッチを月1回以上定期的に適用すること。ただし、著しい脆弱性が発見された等緊急措置が必要な場合には、速やかにセキュリティパッチを適用すること。

- ⑤ 受託事業者は、上記③で示すウイルス対策ソフトのパターンファイル及び検索エンジン、並びに上記④で示すセキュリティパッチ（以下「パターンファイル等」という。）を適用する際には、委託業務で個人情報等を取り扱う電子計算組織以外の環境において、当該パターンファイル等を取得し、外部電磁的記録媒体を用いて委託業務で個人情報等を取り扱う電子計算組織に取り込むこと。

- ⑥ 受託事業者は、委託業務で個人情報等を取り扱う電子計算組織において、サポート契約が終了しているソフトウェアを使用しないこと。

- ⑦ 受託事業者は、委託業務で個人情報等を取り扱う電子計算機において、動作可能なウイルス対策ソフトが存在しない場合あるいはウイルス対策ソフト及びセキ

ュリティパッチの適用によって動作保証が得られなくなる又は動作に不具合が生じ得る場合は、機構と協議の上、上記③④各々の代替措置を講ずることとし、適用することができなかった理由等を管理し、適用可能となった時点で適用すること。

- ⑧ 受託事業者は、委託業務で個人情報等を取り扱う電子計算組織のアクセス記録、当該組織の監視を行うとともに、監視状況にかかる監査を定期的に行うこと。また、機構より求めがあった場合は、当該監査結果を報告すること。
- ⑨ 受託事業者は、委託業務で個人情報等を取り扱う電子計算機において、記録機能を有する機器への不正アクセスを防止するため、外部電磁的記録媒体の物理的又は技術的な接続制限等の措置を講ずること。
- ⑩ 受託事業者は、委託業務で個人情報等を取り扱う電子計算機において、業務上、外部電磁的記録媒体の接続が必要な場合は、本委託業務のみで使用する外部電磁的記録媒体を用いることとし、その取扱者を限定するとともに、接続する前に外部電磁的記録媒体のウイルススキャンを実施すること。

#### (10) 委託条件等の準備期限

受託事業者は、令和8年6月1日までに、運用仕様書に記載の委託条件等（履行体制、履行方法、個人情報等保護及び情報セキュリティ体制）を満たすための措置を講じること。ただし、業務開始後に措置すべき内容は除く。

なお、上記で講じる措置について、契約締結後に、委託条件等の準備計画書（任意様式）及び準備状況に関する進捗報告書（任意様式）の作成並びに機構への提出を求める場合がある。

その場合は、準備計画書及び準備状況進捗報告書の資料構成や記載すべき内容、提出スケジュール等について、機構と事前に協議すること。

### 1 1 業務研修

業務委託に際し、機構が実施する業務研修はない。

### 1 2 成果物の納品方法及び検査

成果物の納品方法及び検査については、仕様書等のとおりとする。

### 1 3 その他

#### (1) 仕様書等の明確化等

- ① 入札参加希望者は、履行体制、履行方法、個人情報等保護及び情報セキュリティ体制について、運用仕様書を作成の上、明確にすること。
- ② 運用仕様書は、別紙19-1「運用仕様書作成手順」を基に作成すること。
- ③ 入札参加希望者は、運用仕様書を入札説明書で示す提出期限までに、上記7「所管部署」に提出すること。
- ④ 受託事業者が提出した運用仕様書は契約書の一部とする。
- ⑤ 業務の処理方法等、別途委託要領に定めがある場合は委託要領によることとする。
- ⑥ 仕様書等では業務の処理方法が一義に定まらない事案があることを把握した時、又は仕様書等には定めがないが判断を要する事案がある時には、機構と受託事業者は協議の上、仕様書等の不明瞭な点を明確にするための書面を速やかに取り交

わすこととする。

- ⑦ 上記⑥の書面の取り交わしが完了するまでの間の対応方法については、機構と受託事業者が協議の上決定することとする。
- ⑧ 契約締結後、機構は、日本年金機構個人情報保護管理方針（プライバシーポリシー）、日本年金機構情報セキュリティポリシー等の改定により、契約書及び仕様書並びに委託要領に定める情報セキュリティ対策の要求水準を変更させる場合がある。この場合、受託事業者は、機構から求めがあった場合には、情報セキュリティ対策を変更した場合の影響調査を行い、その対処方法を検討することとし、影響調査の結果を書面にて速やかに機構に提出すること。
- ⑨ 機構は、上記⑧の影響調査の結果を踏まえ、受託事業者の対処方法及びその履行について、受託事業者と協議することができる。

## （2）技術試験品の提出

- ① 入札参加希望者は、別紙16「技術試験参加申込書（印刷専用社会保険フォント・技術テスト用データ貸出票）」に別紙18「委託業務において使用する「印刷専用社会保険フォント」の取扱いに関する覚書」を添付して、上記7「所管部署」へ郵送により技術試験の参加申込みを行うこと。テスト用データの貸与は令和7年11月27日から令和7年12月24日までの間で原則郵送により行う。
- ② 仕様書等への質問の開始は、令和7年11月27日、質問の締切りは令和7年12月2日とする。質問については、任意の様式で作成したものを、FAXまたは郵送にて「7 所管部署」まで提出すること。
- ③ 入札参加希望者は、テスト用データの受領後、技術試験品を作成し、令和8年1月6日までに「7 所管部署」に郵送にて提出すること。  
※ 複数の印刷機や1台の印刷機で複数の印刷プログラムの設定を行う等、印刷環境が異なる場合は、それぞれの環境毎に技術試験品を提出すること。
- ④ 入札参加希望者は、印字したカスタマーバーコードが日本郵便株式会社において確実に読み取れることを確認し、技術試験品の提出と同時に、機構へ報告すること。ただし、郵便区分において、「定形外」となる納付書についてはカスタマーバーコードを印字する必要がないが、印字しても問題はない。
- ⑤ 入札参加希望者は、バーコード読取試験に必要な技術試験品を作成し、令和8年1月6日までに機構に提出すること。バーコード読取試験の実施については、委託要領別添資料6「バーコード読取試験の実施について」を参照すること。
- ⑥ テスト用データを返却する際は、別紙17「印刷専用社会保険フォント・技術テスト用データ返却票」を添えて、技術試験品の提出と同時に返却すること。
- ⑦ 機構は技術試験品が委託要領「1 国民年金保険料納付書等の仕様」にて示した仕様に合致しているかの確認（印字内容・印字位置）を行う。

## （3）情報セキュリティに関する第三者評価の認証を証明できる書類の提出

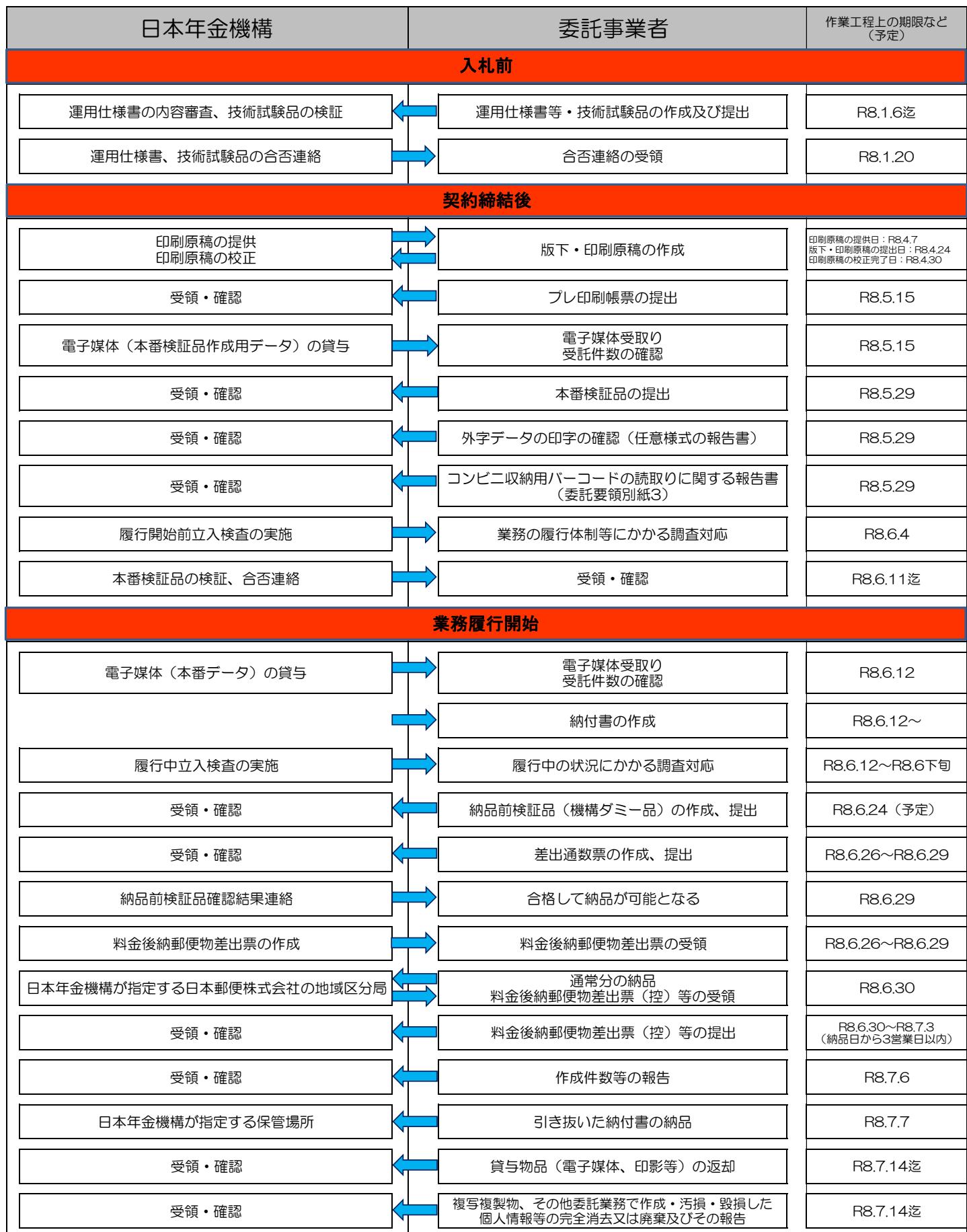
受託事業者が委託業務開始前に機構へ提出した情報セキュリティに関する第三者評価の認証を証明できる書類（プライバシーマーク、ISO／IEC27001又はJISQ27001の登録証の写し）において、契約期間中にその認証期間が切れる場合、受託事業者は、その認証期間を更新すること。

受託事業者は、認証終了日から1か月以内に、情報セキュリティに関する第三者評価の認証期間が更新されたことが証明できる書類の写しを機構に提出すること。

## （4）実績及び評価結果の公表

機構は、契約期間終了後、当該業務の実績及び評価結果（受託事業者名、契約実績額等を含む。）を機構のホームページにより公表することがある。

**業務概要図（事務処理フロー）**  
**「国民年金保険料納付書（令和8年7月定時分）の作成及び発送準備業務」**



都道府県別内訳  
国民年金保険料納付書(令和8年7月定時分)

(単位：件)

項目番号	都道府県名	発行予定期数
1	北海道	25,204
2	青森県	6,063
3	岩手県	3,687
4	宮城县	8,160
5	秋田県	2,890
6	山形県	2,830
7	福島県	7,252
8	茨城県	11,345
9	栃木県	6,734
10	群馬県	6,448
11	埼玉県	26,320
12	千葉県	23,025
13	東京都	59,192
14	神奈川県	33,230
15	新潟県	5,465
16	富山县	2,127
17	石川県	2,878
18	福井県	1,895
19	山梨県	2,839
20	長野県	6,329
21	岐阜県	5,685
22	静岡県	10,387
23	大分県	56,788
24	兵庫県	25,175
25	愛媛県	23,854
26	三重県	4,912
27	滋賀県	4,615
28	京都府	11,689
29	奈良県	5,623
30	和歌山县	5,116
31	鳥取県	2,021
32	島根県	1,718
33	岡山県	6,983
34	広島県	9,756
35	山口県	4,431
36	徳島県	3,048
37	香川県	3,433
38	愛媛県	5,386
39	高知県	3,329
40	福岡県	30,267
41	佐賀県	4,193
42	長崎県	6,036
43	熊本県	8,475
44	大分県	5,211
45	宮崎県	6,476
46	鹿児島県	8,446
47	沖縄県	18,034
	全国計	525,000

## 受託事業者に求めるサービス水準について

(S L A : サービスレベルアグリーメント)

### 1 業務委託の範囲（役割と責任の分担）

業務委託の範囲には、仕様書、業務委託契約書及び業務委託契約書に付随する業務の実施方法等について記載された文書（以下「仕様書等」という。）のとおりとし、以下の表の「受託事業者」欄に○が付してある作業とする。

作業区分	作業内容	日本年金機構	受託事業者
外部電磁的媒体の貸与	DVD 引渡し	○	
	DVD の受領		○
	DVD の返却		○
印影の貸与	印影の引渡し	○	
	印影の受領		○
	印影の返却		○
同封物等の受領	同封物等の引渡し	○	
	同封物等の受領		○
送付用封筒の作成	送付用封筒の原稿の提出		○
	送付用封筒の見本品の作成		○
	送付用封筒の検証	○	
	送付用封筒の作成		○
リーフレットの作成	リーフレットの原稿の提出	○	
	リーフレットの見本品の作成		○
	リーフレットの検証	○	
	リーフレットの作成		○
納付書の作成	印刷原稿の作成		○
	印刷原稿の校正	○	
	帳票の作成		○
	本番検証品の作成		○
	外字データの印字確認		○
	コンビニ収納用バーコードの印字確認		○
	納付書の作成、印字		○
裁断及び封入・封緘	納付書の裁断及び封入・封緘作業		○

納付書の引抜き	引抜対象者 DVD の引渡し	○	
	引抜対象者 DVD の受領		○
	引抜作業		○
	納付書の区分・梱包作業		○
	引抜き対象者 DVD の返却		○
納品準備	発送件数の確認		○
	料金後納郵便物差出票の作成	○	
納品	料金後納郵便物差出票の受領		○
	郵便局等への差出し		○
	差出数報告・差出票（写）・不要文書引渡報告書の提出		○

※作業の詳細は仕様書等を参照のこと。

## 2 サービス水準評価項目及びサービス水準

サービスレベル評価項目と受託事業者が達成すべきサービス水準は以下のとおりとする。

サービス水準評価項目	サービス水準
業務履行体制の整備	仕様書等のとおり
個人情報保護に関する体制の整備	仕様書等のとおり
成果物の品質	仕様書等のとおり ※成果物は印字ミス等なく、100%の履行で納品すること。
履行期限	仕様書等のとおり ※納期遅延は0%とすること。

## 3 運営ルール

(1) 業務品質の向上及びサービス水準達成のため、受託事業者は、仕様書等に定める以下の作業報告を日本年金機構に行うこと。

報告物名称	報告期限等	報告の様式等
外字データに関する報告	本番検証品提出時	任意様式
カスタマバーコードの読み取りの報告	技術試験品提出時	任意様式
コンビニ収納用バーコードの読み取りの報告	令和8年5月29日	委託要領別紙3
法令及び契約内容の遵守状況に関する報告書	業務開始後10日以内。その他日本年金機構が別途指定する日	仕様書別紙15

受託業務 自主点検結果報告書	日本年金機構が別途指定する日	仕様書別紙12
実施報告書	日本年金機構が別途指定する日	仕様書別紙13
個人情報等の返却・廃棄等に関する報告書	令和8年7月14日	仕様書別紙11

(2) 日本年金機構と受託事業者は、委託業務の円滑な実施を目的として、以下の打合せを行うものとする。なお、打合せ会議等の議事録は、受託事業者が作成し、3営業日以内に日本年金機構に提出すること。

名称	開催日時	打合せの目的等
業務開始前打合せ	日本年金機構が別途指定する日	スケジュールの連絡等 SLAの確認等
定期打合せ	日本年金機構が別途指定する日	SLAの達成状況等 自主点検結果報告書の提出 業務進捗状況報告
業務終了後打合せ	日本年金機構が別途指定する日	業務結果報告

※定期打合せは、毎月1回以上実施する。

#### 4 サービス水準未達成時の対応

サービス水準未達成時に受託事業者が果たすべき対応は以下のとおりとする。なお、受託事業者より提供される業務の品質がサービス水準に達しない場合で、かつ、その改善が見込めない場合には、日本年金機構は本契約を解除することができる。

サービス水準評価項目	対応
業務履行体制の整備	業務進捗状況に応じて、受託事業者において隨時体制の見直しを行うとともに、体制を変更する場合には、仕様書等に定める体制に関する届出等を日本年金機構へ行うこと。
個人情報保護に関する体制の整備	日本年金機構からの改善指示に基づき改善を行うとともに、改善結果を書面により日本年金機構へ報告すること。
成果物の品質	成果物に瑕疵が判明した場合には、直ちに影響、範囲及び原因の調査を行い、日本年金機構と事後対策等の協議を行った上で、日本年金機構の指示に基づき、完全な履行となるよう追完を行うこと。受託事業者の不完全な処理が瑕疵の原因と認められる場合には、再発防止策等を書面により日本年金機構へ報告すること。
履行期限	履行期限に納品できる様、その原因の調査を行い、必

要に応じて体制等の見直しを行い、履行期限を厳守すること。なお、体制等を変更する場合には、仕様書等に定める届出等を日本年金機構へ行うこと。また、原因及び改善の結果について書面により日本年金機構へ提出すること。

## 管理者等申請書

令和 年 月 日

日本年金機構 理事長代理人  
国民年金部長 福嶋 清 殿

所 在 地  
法人名又は商号  
代表者名

印

## 1 個人情報等保護に関する管理体制

	役職名	氏 名	連絡先
総括管理責任者			
部署管理者			
点検管理者			

## 2 業務の履行に関する管理体制

	役職名	氏 名	連絡先
現場責任者			
現場責任者補助者			
履行人数（作業者の人数）	名	うち特定個人情報取扱者数	名

※運送業務、文書廃棄業務、文書保管業務（特定個人情報を保管する場合を除く）については、履行人数、特定個人情報取扱者数欄は「一」を記載。

## 3 事故発生時の緊急対応体制等

事由	1. 設置 2. 変更	変更事由		
		役職名	氏 名	連絡先
事故対応責任者				
事故対応責任者補助者				
再発防止策検討責任者				
再発防止策検討責任者補助者				

#### 4 業務の履行場所

事由	1. 新規 2. 変更	変更の場合	変更の事由：1.移転 2.増改築 3.その他（ ）				
履行場所	所在地		業務内容	延床面積 m <sup>2</sup>	入退出管理設備 ※該当する設備に○印で囲む	サーバ等機器の設置場所の有無	保管庫の有無
				m <sup>2</sup>	電子錠 • 生体認証 その他（ ）		
				m <sup>2</sup>	電子錠 • 生体認証 その他（ ）		
				m <sup>2</sup>	電子錠 • 生体認証 その他（ ）		

#### ○サーバ等機器の設置場所

履行場所	入退出管理設備※該当する設備に○印で囲む
	電子錠 • 生体認証 • その他（ ）
	電子錠 • 生体認証 • その他（ ）

※上記の業務の履行場所のうち「サーバ等機器の設置場所の有無」欄に「有」とした履行場所について記入

#### 5 委託業務で取り扱う個人情報等の保管場所

履行場所	延床面積	施錠責任者	火災等に対する設備
	m <sup>2</sup>		
	m <sup>2</sup>		
	m <sup>2</sup>		

※上記4の業務の履行場所のうち「保管庫の有無」欄に「有」とした履行場所について記入

令和〇〇年〇〇月〇〇日

日本年金機構 理事長代理人  
国民年金部長 福嶋 清 殿

所 在 地  
法人名又は商号  
氏 名

印

## 業務委託員名簿

日本年金機構の「国民年金保険料納付書（令和8年7月定時分）の作成及び発送準備業務」の受託に関し、業務履行体制、個人情報等保護に関する体制の整備等及び貸与された業務端末使用にかかる個人認証等に必要な情報を下記のとおり通知します。

(契約書第11条第4項関係)

業務委託員数

項目	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
管理番号	氏名	ふりがな	履行場所	管理者	雇用形態の別 (直接雇用・派遣)	派遣元事業所名	派遣事業登録 許可番号	特定個人情報 取扱者	ID払出者	貸与端末使用者	共有フォルダ 使用者	備考
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

注】業務委託員名簿は、令和8年6月1日までに提出すること。

注】業務委託員名簿が複数枚になる場合は、提出枚数がわかるよう、貢番号を付すこと。

注】業務委託員の個人情報等の提出にあたり、あらかじめ本人の同意を得ること（派遣労働者を含む）。

注】業務委託員名簿の提出後、ア 業務委託員を新たに従事させる場合、イ 従事している業務委託員の業務を終了させる場合、ウ 従事している業務委託員に関する①から⑫の事項を変更する場合には、変更を行う前日までに「業務委託員名簿（変更）」を提出すること。

- 「管理番号」欄は、業務委託員を新たに従事させる都度、業務委託員固有の管理番号を払い出した上で、通し番号とすること。
- 「③履行場所」欄は、業務委託員が主に業務に従事する場所を記載すること。
- 「④管理者」欄は、業務委託員が「総括管理責任者、部署管理者、点検管理者」、「現場責任者、現場責任者補助者」のいずれかに該当する場合、記載すること。  
※ 総括管理責任者については、1名指定し、部署管理者については、履行場所ごとに1名指定すること。
- 「⑧特定個人情報取扱者」欄は、特定個人情報を取り扱う場合、「〇」を記載すること。特定個人情報取扱者については、委託業務を行う上で、必要最小限の範囲で指定すること。
- 「⑨ID払出者」欄は、受託事業者が用意した電子計算機のアクセス時に必要なIDを払い出した者に、「〇」を記載すること。
- 「⑩端末使用者」欄は、日本年金機構より貸与した業務端末（WM）又は共通事務端末を使用する者に、「〇」を記載すること。
- 「⑪共有フォルダ使用者」欄は、日本年金機構が貸与した端末により共有フォルダを使用する者に、「〇」を記載すること。

O/O
-----

令和〇〇年〇〇月〇〇日

日本年金機構 理事長代理人  
国民年金部長 福嶋 清 殿

所 在 地 東京都杉並区高井戸西〇一〇一〇  
法人名又は商号〇〇印刷株式会社  
氏 名 高井戸太郎

印

## 業務委託員名簿

日本年金機構の「国民年金保険料納付書（令和8年7月定時分）の作成及び発送準備業務」の受託に関し、業務履行体制、個人情報等保護に関する体制の整備等及び貸与された業務端末使用にかかる個人認証等に必要な情報を下記のとおり通知します。

(契約書第11条第4項関係)

業務委託員数
8

項目番号	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
管理番号	氏名	ふりがな	履行場所	管理者	雇用形態の別 (直接雇用・派遣)	派遣元事業所名	派遣事業登録 許可番号	特定個人情報 取扱者	ID払出者	貸与端末使用者	共有フォルダ 使用者	備考
1	年金太郎	ねんきんたろう	Aセンター	総括管理責任者	直接雇用							
2	年金花子	ねんきんはなこ	Aセンター	部署管理者	直接雇用			○				
3	機構和子	きこうかすこ	B工場	部署管理者	直接雇用							
4	機構知恵	きこうともえ	B工場	点検管理者	直接雇用			○				
5	年金一郎	ねんきんいちろう	B工場	現場責任者	直接雇用			○	○			
6	年金二郎	ねんきんじろう	B工場	現場責任者補助者	直接雇用			○	○			
7	年金三郎	ねんきんさぶろう	B工場		派遣	×××人材派遣株式会社	般OO-*777*7		○			
8	年金四郎	ねんきんしろう	B工場		直接雇用							

注】業務委託員名簿は、令和8年6月1日までに提出すること。

注】業務委託員名簿が複数枚になる場合は、提出枚数がわかるよう、貢番号を付すこと。

注】業務委託員の個人情報等の提出にあたり、あらかじめ本人の同意を得ること（派遣労働者を含む）。

注】業務委託員名簿の提出後、ア 業務委託員を新たに従事させる場合、イ 従事している業務委託員の業務を終了させる場合、ウ 従事している業務委託員に関する①から⑫の事項を変更する場合には、変更を行う前日までに「業務委託員名簿（変更）」を提出すること。

- 「管理番号」欄は、業務委託員を新たに従事させる都度、業務委託員固有の管理番号を払い出した上で、通し番号とすること。
- 「③履行場所」欄は、業務委託員が主に業務に従事する場所を記載すること。
- 「④管理者」欄は、業務委託員が「総括管理責任者、部署管理者、点検管理者」、「現場責任者、現場責任者補助者」のいずれかに該当する場合、記載すること。  
※ 総括管理責任者については、1名指定し、部署管理者については、履行場所ごとに1名指定すること。
- 「⑧特定個人情報取扱者」欄は、特定個人情報を取り扱う場合、「○」を記載すること。特定個人情報取扱者については、委託業務を行う上で、必要最小限の範囲で指定すること。
- 「⑨ID払出者」欄は、受託事業者が用意した電子計算機のアクセス時に必要なIDを払い出した者に、「○」を記載すること。
- 「⑩端末使用者」欄は、日本年金機構より貸与した業務端末（WM）又は共通事務端末を使用する者に、「○」を記載すること。
- 「⑪共有フォルダ使用者」欄は、日本年金機構が貸与した端末により共有フォルダを使用する者に、「○」を記載すること。

O/O

令和〇〇年〇〇月〇〇日

日本年金機構 理事長代理人  
国民年金部長 福嶋 清 殿

所 在 地  
法人名又は商号  
氏 名

印

## 業務委託員名簿（変更）

日本年金機構の「国民年金保険料納付書（令和8年7月定時分）の作成及び発送準備業務」の受託に関し、業務履行体制、個人情報等保護に関する体制の整備等及び貸与された業務端末使用にかかる個人認証等に必要な情報として、業務委託員名簿から変更した情報を下記のとおり通知します。

(契約書第11条第4項関係)

i	ii	iii	iv	V
前回までに払い出した最終管理番号	前回までに業務を終了させた業務委託員の総人數	今回、新たに業務に従事させる業務委託員の人数	今回、業務を終了させる業務委託員の人数 (= i - ii + iii - iv)	変更後の業務委託員数

項番	①	②	△	△	△	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
管理番号	氏名	ふりがな	業務従事日	業務終了日	変更する項番	履行場所	管理者	雇用形態の別 (直接雇用・派遣)	派遣元事業所名	派遣事業登録 許可番号	特定個人情報 取扱者	ID払出者	貸与端末使用者	共有フォルダ 使用者	備考
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															

注】業務委託員名簿（変更）は、変更する日の前日までに提出すること。なお、業務委託員名簿（変更）については、総括管理責任者の記名押印による提出を可とする。

ア 業務委託員を新たに従事させる場合は、「管理番号」欄に、前回までに払い出した最終管理番号の次の番号を記載した上で、「業務従事日」欄に、研修受講後の業務に従事させる予定日を記載すること。併せて、項番①から⑫の内容を記載すること。

イ 従事している業務委託員の業務を終了させる場合は、「管理番号」欄に、業務委託員に付与している管理番号を記載した上で、「業務終了日」欄に、業務の従事を終える予定日を記載すること。併せて、項番①から⑫の内容を記載すること。

ウ 従事している業務委託員に関する項番①から⑫の内容を変更する場合は、「変更する項番」欄に、変更を行う項番①から⑫の全てを記載した上で、変更後の項番①から⑫の内容を記載すること。

注】業務委託員名簿（変更）が複数枚になる場合は、提出枚数がわかるよう、頁番号を付すこと。

注】項番①から⑫の各欄は、「業務委託員名簿」の注釈を参考として、記載すること。

※ 上記ウの場合において、「①氏名」及び「②ふりがな」欄を変更する場合は、業務委託員の氏名・ふりがなの変更後に「業務委託員名簿（変更）」を提出すること。

O/O

日本年金機構 理事長代理人  
国民年金部長 福嶋 清 殿

所 在 地 東京都杉並区高井戸西〇一〇一〇  
法人名又は商号  
氏 氏 年金太郎

Ep

## 業務委託員名簿（変更）

日本年金機構の「国民年金保険料納付書（令和8年7月定時分）の作成及び発送準備業務」の受託に関し、業務履行体制、個人情報等保護に関する体制の整備等及び貸与された業務端末使用にかかる個人認証等に必要な情報として、業務委託員名簿から変更した情報を下記のとおり通知します。

(契約書第11条第4項関係)

i 前回までに払い出した最終管理番号	ii 前回までに業務を終了させた業務委託員の総人数	iii 今回、新たに業務に従事させる業務委託員の人数	iv 今回、業務を終了させる業務委託員の人数	V 変更後の業務委託員数 (= i - ii + iii - iv)
8	0	2	1	9

なお、業務委託員名簿（変更）については、総括管理責任者の記名押印による提出を可とする。

- ア 業務委託員を新たに従事させる場合は、「管理番号」欄に、前回までに払い出した最終管理番号の次の番号を記載した上で、「業務従事日」欄に、研修受講後の業務に従事させる予定日を記載すること。併せて、項番①から⑫の内容を記載すること。  
イ 従事している業務委託員の業務を終了させる場合は、「管理番号」欄に、業務委託員に付与している管理番号を記載した上で、「業務終了日」欄に、業務の従事を終える予定日を記載すること。併せて、項番①から⑫の内容を記載すること。  
ウ 従事している業務委託員に関する項番①から⑫の内容を変更する場合は、「変更する項番」欄に、変更を行う項番①から⑫の全てを記載した上で、変更後の項番①から⑫の内容を記載すること。

**注】**業務委託員名簿(変更)が複数枚になる場合は、提出枚数がわかるよう、頁番号を付すこと。

注】項目①から⑫の各欄は、「業務委託員名簿」の注釈を参考として、記載すること。

※上記ウの場合において、「①氏名」及び「②ふりがな」欄を変更する場合は、業務委託昌の氏名・ふりがなの変更後に「業務委託昌名簿(変更)」を提出すること

O/O

令和 年 月 日

日本年金機構 理事長代理人  
国民年金部長 福嶋 清 殿

所 在 地  
法人名又は商号  
氏 名 印

### 守秘義務契約締結報告書

国民年金保険料納付書（令和8年7月定時分）の作成及び発送準備業務に従事している業務委託員と日本年金機構が指定する守秘義務契約書を締結したことをご報告いたします。

なお、業務委託員名簿に記載した従業員と締結した守秘義務契約書の写しを全て添付しています。

※本様式により、業務委託員と守秘義務契約を締結すること。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

受託会社名 御中

住所: \_\_\_\_\_

氏名: \_\_\_\_\_ 印

生年月日: \_\_\_\_\_

## 守秘義務契約書

私は日本年金機構の委託業務（「国民年金保険料納付書（令和8年7月定時分）の作成及び発送準備業務（以下「本業務」という。）に従事するにあたり、下記の秘密保持に関する事項を順守することを誓約いたします。また、私は貴社が本契約書の写しを日本年金機構に提出することに同意します。

### 記

- 貴社に在職中、本業務を通じて知り得た一切の情報（以下「秘密情報」とする。）について、第三者（貴社の役員、貴社の親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の貴社に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者等を含む業務委託員以外の者。以下同じ）に開示、漏えい、目的外利用、又は自ら不正に使用しないこと。
- 貴社を退職した後においても、前項の秘密情報を第三者に開示、漏洩し、又は自ら不正に使用しないこと。
- 上記各誓約事項に違反して貴社に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負うこと。
- 本業務の実施にあたり、日本年金機構法（平成19年法律第109号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報関係諸法令を順守すること。

以上

（参考）日本年金機構法（平成19年法律第109号）より抜粋

- 守秘義務について（第31条第2項）：受託者等（委託を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の当該委託を受けた業務に従事する者）又はこれらの者であった者は、当該業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 罰則規定について（第31条第3項）：受託者等にも、機構役職員に対する刑法その他の罰則の適用を準用する。
- 罰則（第57条）：秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

令和 年 月 日

日本年金機構 理事長代理人  
国民年金部長 福嶋 清 殿

所 在 地  
法人名又は商号  
氏 名 印

## 労働者派遣法に基づく労働者派遣契約を行う場合について

国民年金保険料納付書（令和8年7月定時分）の作成及び発送準備業務を履行するにあたり、下記のとおり労働者派遣事業者と労働者派遣法に基づく労働者派遣契約を行うこととしたく、貴機構の承認を求めます。

労働者派遣事業者名			
本社所在地	〒		
設立年月日		資本金	
代表者			
実際に労働者派遣を実施する営業所			
労働者派遣事業許可番号	派〇〇-〇〇〇〇〇〇		
厚生年金事業所整理記号・番号及び管轄年金事務所	厚生年金事業所整理記号・番号 〇〇 - ▲▲▲ 〇〇〇〇〇	管轄年金事務所 〇〇 年金事務所	
労働者派遣を行う期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで 〇〇日間		
労働者派遣契約を行う理由			

※1 本承認申請書提出の際には、①労働者派遣契約書の写し、②労働者派遣事業許可証の写しを添付すること。

※2 厚生年金事業所整理記号・番号及び管轄年金事務所は、本契約にかかる派遣労働者が資格取得する事業所を記載すること。

# 通報窓口のご案内

## 趣旨

日本年金機構では、契約の適正な履行の確保を目的として、受託事業者に契約違反などがある場合に、受託事業者の社員等からの通報を受け付けることが出来るよう、通報窓口を設置しています。

## 通報対象

受付の対象となる情報は、「日本年金機構が委託している業務に関する通報」です。  
不適正な業務の実施が確認された場合又は疑われる場合がありましたら、通報窓口までご連絡ください。  
(注1)「虚偽」「誹謗中傷」「その他の不正な通報」は、固くお断りいたします。  
(注2) この窓口では、年金の事務手続きや受給に関するお問い合わせ・ご相談はお受けしていません。また、回答もしておりません。「年金に関するお問い合わせ・ご相談」は、ねんきんダイヤルまたは年金事務所へご連絡ください。

## 通報窓口

### 日本年金機構へのご意見・ご要望

(注)本通報窓口は、保険料の徴収や年金事務所の窓口における対応など、日本年金機構や年金事務所における「年金に関する業務やサービスの改善・効率化など」につながるようなご意見・ご要望等をお聞かせいただく窓口ですが、受託事業者に契約違反などがある場合の通報窓口も兼ねております。

## 受付方法

日本年金機構ホームページまたは郵送により、通報を受け付けています。

1.ホームページの場合	日本年金機構ホームページの「日本年金機構へのご意見・ご要望」の投稿フォームにより受け付けています。 <a href="https://www2.nenkin.go.jp/do/mail/">https://www2.nenkin.go.jp/do/mail/</a>
2.郵送の場合	〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24 日本年金機構 「日本年金機構へのご意見・ご要望の手紙」宛て にお送りください。

日本年金機構 理事長代理人  
国民年金部長 福嶋 清 殿

所 在 地  
法人名又は商号  
氏 名 印

## 研修実施報告書

国民年金保険料納付書（令和8年7月定時分）の作成及び発送準備業務に従事中の業務委託員に対して、個人情報等保護等及び情報セキュリティに関する研修を実施したことを報告します。

### ① 研修実施時期及び期間

（※いずれかの□に✓してください。また、研修を実施した期間を記載してください。）

- 履行開始前に実施  
 履行開始後に実施

研修実施期間： 年 月 日から 年 月 日まで

注：「研修実施報告書」提出期限

ア 初回の研修は、履行開始日の前日までに実施し、履行開始日の前日までに報告書を提出すること。ただし、履行開始日以降に初めて業務を行う業務委託員に対して、初回の研修を実施した場合は、研修実施日から10日以内に報告書を提出すること。

イ 2回目以降の研修は、定期的に実施し、研修実施日の10日以内に報告書を提出すること。

※ 研修を実施した期間が複数日であった場合は、研修を実施した初日から10日以内に報告書を提出すること。

### ② 研修実施者

（※研修を実施した人数を記載し、研修を行った業務委託員の氏名と業務委託員名簿に記載した管理番号がわかる資料を添付してください。）

研修実施人数 名

### ③ 研修実施内容

（※実施した内容の□の全てに✓してください。）

- 日本年金機構法や個人情報等に関する関係法令で定められた守秘義務及び罰則規定  
 委託業務における遵守事項及び禁止行為  
 個人情報等の保護にかかる就業規則等に違反した場合の処分  
 情報漏えいとその影響  
 インシデントが発生した場合の手順  
 機構に設置されている「通報窓口のご案内」の周知

※上記以外の内容を研修した場合は、下記にその研修内容を記載してください。

その他 ( )

# 個人情報等管理台帳

履行場所：

作成（受領）日	作成（受領）者	識別番号	情報の内容	数量	種類	利用目的	複写複製の有・無	保管場所	移送・廃棄・消去の区分	移送（廃棄・消去）日	移送（廃棄・消去）者	移送等確認（点検）者

注】「情報の内容」欄は、履行場所において個人情報等を作成（データの加工や照会・利用含む。）、受領又は複写複製したものを記載すること。ただし、電子データの場合は、自拠点の電子計算機（例：サーバ装置、PC等）に保存されていないものであっても、自拠点で管理するものを記載すること。

注】「数量」欄は、助数詞を用いて数量を記載すること。

注】「種類」欄は、紙媒体、外部電磁的記録媒体、電子データの区分を記載すること。また、外部電磁的記録媒体については、更に、DVD、USBメモリ、外付けハードディスクドライブなどの名称を具体的に記載すること。

注】「保管場所」欄は、電子データの場合は、その電子データが保存される電子計算機の設置場所（自拠点又は他拠点）を記載すること。

注】「移送等確認(点検)者」欄は、「移送（廃棄・消去）者」欄に記載した者と異なる者を記載すること。

※複写複製には、個人情報等の電子データを電子計算機に格納及びバックアップの取得などが含まれる。

※個人情報等管理台帳は、「管理者等申請書」で届出された履行場所ごとに作成すること。

## 個人情報等管理台帳

## &lt;記載例A&gt;

履行場所：東京工場

作成（受領）日	作成（受領）者	識別番号	情報の内容	数量	種類	利用目的	複写複製の有・無	保管場所	移送・廃棄・消去の区分	移送（廃棄・消去）日	移送（廃棄・消去）者	移送等確認（点検）者
2018年8月2日	○○ ○○	1	統合通知書送付者リスト	1枚	DVD	データ印字	有・無	東京工場耐火金庫	移送・廃棄・消去	2018年8月3日	○○ ○○	♦♦ ♦♦
2018年8月3日	△△ △△	1 複写	統合通知書送付者リスト	100,000,000件	電子データ	データ印字	有・無	大阪工場サーバ室	移送・廃棄・消去	2018年8月10日	△△ △△	●● ●●
2018年8月3日	△△ △△	1 複写	統合通知書送付者リスト バックアップデータ	100,000,000件	電子データ	バックアップ	有・無	大阪工場サーバ室	移送・廃棄・消去	2018年8月10日	△△ △△	●● ●●
2018年8月5日	□□ □□	1	統合通知書作成用データ	100,000,000件	電子データ	データ印字	有・無	東京工場納品物作成用PC	移送・廃棄・消去	2018年8月10日	○○ ○○	♦♦ ♦♦
2018年8月5日	□□ □□	1	統合通知書	100,000,000件	紙媒体	印刷、納品	有・無	東京工場保管庫	移送・廃棄・消去	2018年8月6日	□□ □□	♦♦ ♦♦

**東京工場**

電子データの管理者

統合通知書作成用データ

**電子データの管理イメージ**

**大阪工場**

統合通知書送付者リスト

統合通知書送付者リストバックアップデータ

電子データの管理者

注】「情報の内容」欄は、履行場所において個人情報等を作成（データの加工や照会・利用含む。）、受領又は複写複製したものを作成すること。ただし、電子データの場合は、自拠点の電子計算機（例：サーバ装置、PC等）に保存されていないものであっても、自拠点で管理するものを記載すること。

注】「数量」欄は、助数詞を用いて数量を記載すること。

注】「種類」欄は、紙媒体、外部電磁的記録媒体、電子データの区分を記載すること。また、外部電磁的記録媒体については、更に、DVD、USBメモリ、外付けハードディスクドライブなどの名称を具体的に記載すること。

注】「保管場所」欄は、電子データの場合は、その電子データが保存される電子計算機の設置場所（自拠点又は他拠点）を記載すること。

注】「移送等確認(点検)者」欄は、「移送（廃棄・消去）者」欄に記載した者と異なる者を記載すること。

※複写複製には、個人情報等の電子データを電子計算機に格納及びバックアップの取得などが含まれる。

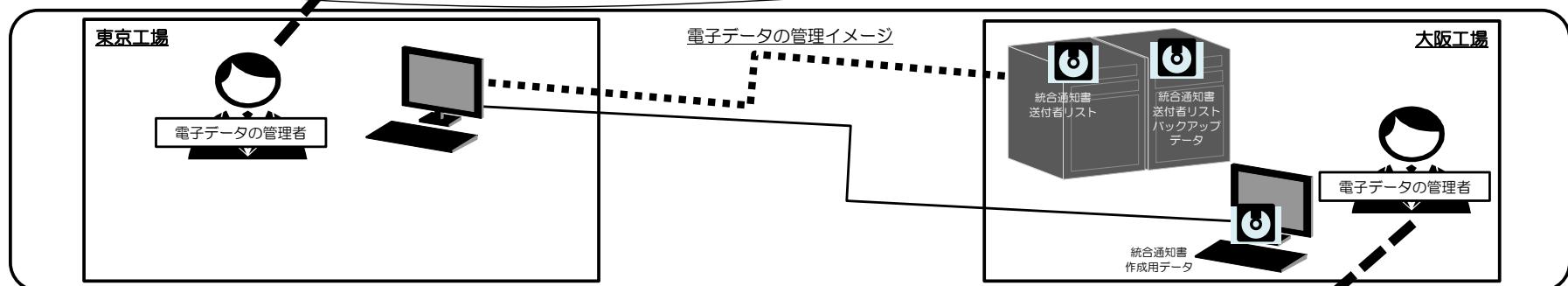
※個人情報等管理台帳は、「管理者等申請書」で届出された履行場所ごとに作成すること。

## 個人情報等管理台帳

## &lt;記載例B&gt;

履行場所：東京工場

作成（受領）日	作成（受領）者	識別番号	情報の内容	数量	種類	利用目的	複写複製の有・無	保管場所	移送・廃棄・消去の区分	移送（廃棄・消去）日	移送（廃棄・消去）者	移送等確認（点検）者
2018年8月2日	○○ ○○	1	統合通知書送付者リスト	1枚	DVD	データ印字	有・無	東京工場耐火金庫	移送・廃棄・消去	2018年8月3日	○○ ○○	◆◆ ◆◆
2018年8月3日	△△ △△	1複写	統合通知書送付者リスト	100,000,000件	電子データ	データ印字	有・無	大阪工場サーバ室	移送・廃棄・消去	2018年8月10日	△△ △△	●● ●●
2018年8月3日	△△ △△	1複写	統合通知書送付者リスト バックアップデータ	100,000,000件	電子データ	バックアップ	有・無	大阪工場サーバ室	移送・廃棄・消去	2018年8月10日	△△ △△	●● ●●



履行場所：大阪工場

作成（受領）日	作成（受領）者	識別番号	情報の内容	数量	種類	利用目的	複写複製の有・無	保管場所	移送・廃棄・消去の区分	移送（廃棄・消去）日	移送（廃棄・消去）者	移送等確認（点検）者
2018年8月5日	□□ □□	1	統合通知書作成用データ	100,000,000件	電子データ	データ印字	有・無	大阪工場納品物作成用PC	移送・廃棄・消去	2018年8月10日	○○ ○○	◆◆ ◆◆
2018年8月5日	□□ □□	1	統合通知書	100,000,000件	紙媒体	印刷、納品	有・無	大阪工場保管庫	移送・廃棄・消去	2018年8月6日	□□ □□	◆◆ ◆◆

注】「情報の内容」欄は、履行場所において個人情報等を作成（データの加工や照会・利用含む。）、受領又は複写複製したものを作成すること。ただし、電子データの場合は、自拠点の電子計算機（例：サーバ装置、PC等）に保存されていないものであっても、自拠点で管理するものを記載すること。

注】「数量」欄は、助数詞を用いて数量を記載すること。

注】「種類」欄は、紙媒体、外部電磁的記録媒体、電子データの区分を記載すること。また、外部電磁的記録媒体については、更に、DVD、USBメモリ、外付けハードディスクドライブなどの名称を具体的に記載すること。

注】「保管場所」欄は、電子データの場合は、その電子データが保存される電子計算機の設置場所（自拠点又は他拠点）を記載すること。

注】「移送等確認（点検）者」欄は、「移送（廃棄・消去）者」欄に記載した者と異なる者を記載すること。

\*複写複製には、個人情報等の電子データを電子計算機に格納及びバックアップの取得などが含まれる。

\*個人情報等管理台帳は、「管理者等申請書」で届出された履行場所ごとに作成すること。

令和 年 月 日

日本年金機構 理事長代理人  
国民年金部長 福嶋 清 殿

所 在 地  
法人名又は商号  
代表者名

(印)

## 個人情報等の返却・廃棄等に関する報告書

国民年金保険料納付書（令和8年7月定時分）の作成及び発送準備業務が終了しましたので、当該委託業務における個人情報等の返却、廃棄等に関する実施結果について報告します。なお、各項目の証跡は別添のとおりです。

### ① 返却について

（※いずれかの□に✓してください。）

- 当該委託業務において、日本年金機構より貸与された個人情報等が記録された紙媒体、外部電磁的記録媒体は全て返却いたしました。

（個人情報等が記録された紙媒体、外部電磁的記録媒体を保管していた場所（保管庫等）の状況が分かるもの（例；返却後の写真等）を添付してください。）

- 当該委託業務において、日本年金機構より個人情報等が記録された紙媒体、外部電磁的記録媒体は貸与されていません。

### ② 消去・廃棄、又は移送について

（※いずれかの□に✓してください。）

- 当該委託業務において、個人情報等を作成・受け取り・複写複製（電子計算機に格納した情報等含む。）したもの、その他汚損、毀損した個人情報等については、その全てを復元又は判読等が不可能な方法により完全消去、廃棄等の処理を実施しました。

どのように完全消去・廃棄等を実施したか、電子データ、紙媒体それぞれ具体的に記載してください。

（消去の場合においては、復元又は判読等が不可能となる方法（例：データ抹消ソフト名、データ消去方式等。※自社開発プログラムの場合は、具体的なデータ消去方式等も明記のこと。）を必ず記載してください。また、消去した際のログが分かるものを添付してください。）

- 当該委託業務において、個人情報等を作成・受け取り・複写複製したもの、その他汚損、毀損した個人情報等については、その全てを移送しました。

## 受託業務 自主点検結果報告書 (月期) 令和 年 月 日報告

\*社内規程等で自主的に監査(点検)している様式があり、下記の項目を網羅している場合は、当該様式を使用して差し支えありません。

受託業務名 国民年金保険料納付書(令和8年7月定時分)の作成及び発送準備業務

受託事業者(報告者)

事業担当部署等(機構)

点検実施日 令和 年 月 日( ) ~ 令和 年 月 日( )

(契約書、仕様書等に点検内容の記載がない場合は、その旨を結果欄に記載し、チェック欄に“不要”と記入する。)

		項目	点 検 内 容	結果	チェック
履行場所の点検	1	履行場所	機構に事前に通知した(指定された)場所で業務を行っている		
			特定個人情報を取り扱うエリア(区域)を定め、そのエリアで特定個人情報を取り扱う業務を行っている		
情報セキュリティの点検	2	情報管理	委託業務で取り扱う個人情報等は、厳重に施錠できる保管庫で保管する等、確実に管理・保管している		
	3	複写複製	複写複製は、事前に機構に通知・承認を受ける等、取り決められた範囲で実施している		
	4	廃棄	棄損した帳票や複写複製したもの等の廃棄は、適切に行っており、点検担当者が必ず確認している		
	5	整理整頓	離席や退社時に机上(作業場)は、完全に片づけられている		
	6	持込制限	機構が承認していない携帯電話、タブレット等の情報端末、又はDVDやUSBメモリ等の外部電磁的記録媒体が、作業室内に持ち込まれていない		
	7	適正労働	時間外勤務や最終退出者の記録簿等、管理者は確実に把握しており問題は発生していない		
法令遵守等の点検	8	事故報告	事故や個人情報等の漏えい(疑いを含む)が発生した際の対応方法が、業務委託員の全員に周知されているか		
			事故や個人情報等の漏えい(疑いを含む)の発生の報告は管理責任者より機構監督職員へ直ちに行われるとともに、その後速やかに文書による報告を行う体制が整っている		
内部不正リスクへの対策(※)	9	入退室			
	10	情報管理			
	11	電子計算組織の安全管理措置			
独自項目	12				
	13				
	14				

(※総合評価落札方式の場合、「内部不正リスクへの対策」欄に提案書で提案した点検項目を追記してください。)

特記事項(検査結果への対応法等ご記入ください。また、機構に対し意見・要望などありましたらご記入ください。)

## 受託業務 自主点検結果報告書（月期） 令和 年 月 日報告

\*社内規程等で自主的に監査（点検）している様式があり、下記の項目を網羅している場合は、当該様式を使用して差し支えありません。

受託業務名 国民年金保険料納付書（令和8年7月定時分）の作成及び発送準備業務

受託事業者（報告者）

事業担当部署等（機構）

点検実施日 令和 年 月 日（ ）～令和 年 月 日（ ）

（契約書、仕様書等に点検内容の記載がない場合は、その旨を結果欄に記載し、チェック欄に“不要”と記入する。）

		項目	点 検 内 容	結果	チェック
履行場所の点検	1	履行場所	機構に事前に通知した（指定された）場所で業務を行っている	変更なし	適
			特定個人情報を取り扱うエリア（区域）を定め、そのエリアで特定個人情報を取り扱う業務を行っている	変更なし	適
情報セキュリティの点検	2	情報管理	委託業務で取り扱う個人情報等は、厳重に施錠できる保管庫で保管する等、確実に管理・保管している	入退室を制限した保管室内で施錠管理している。	適
	3	複写複製	複写複製は、事前に機構に通知・承認を受ける等、取り決められた範囲で実施している	承認を受けた範囲以外の複写複製は行っていない。	適
	4	廃棄	棄損した帳票や複写複製したもの等の廃棄は、適切に行っており、点検担当者が必ず確認している	棄損した帳票等は廃棄専用BOXに入れ管理責任者が確認の上シレッダーしている。	適
	5	整理整頓	離席や退社時に机上（作業場）は、完全に片づけられている	退社時のクリアデスクを実施している。	適
	6	持込制限	機構が承認していない携帯電話、タブレット等の情報端末、又はDVDやUSBメモリ等の外部電磁的記録媒体が、作業室内に持ち込まれていない	記録媒体の持ち込みは禁止しており、最低限の私物は支給したクリアバックでのみ持込可としている。	適
	7	適正労働	時間外勤務や最終退出者の記録簿等、管理者は確実に把握しており問題は発生していない	当社の規程により法令順守し管理している。	適
法令遵守等の点検	8	事故報告	事故や個人情報等の漏えい（疑いを含む）が発生した際の対応方法が、業務委託員の全員に周知されているか	職場内に事故発生時の連絡先を掲示して周知している	適
			事故や個人情報等の漏えい（疑いを含む）の発生の報告は管理責任者より機構監督職員へ直ちに行われるとともに、その後速やかに文書による報告を行う体制が整っている	8月15日発生した事故は当日中に報告を行い、8月22日再発防止策と報告書を提出した。	適
内部不正リスクへの対策（※）	9	入退室			
	10	情報管理			
	11	電子計算組織の安全管理措置			
独自項目	12				
	13				
	14				

（※総合評価落札方式の場合、「内部不正リスクへの対策」欄に提案書で提案した点検項目を追記してください。）

特記事項（検査結果への対応法等ご記入ください。また、機構に対し意見・要望などありましたらご記入ください。）

日本年金機構 理事長代理人  
国民年金部長 福嶋 清 殿

受託事業者名を記載すること



## 実施報告書

作成件数 件

引抜件数 件

ジャム発生件数 件

※ 日毎の作成件数とジャム発生件数を別紙等で添付すること（様式は任意）

部(室)長	グループ長	担当者

## 定例会議議事録 (履行開始前)

業務名	国民年金保険料納付書（令和8年7月定時分）の作成及び発送準備業務		
会議名称	履行開始前打ち合わせ	会議実施場所	
会議実施日時	令和〇〇年〇〇月〇〇日(〇) 〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分		
会議出席者	受託事業者	(株)〇〇	〇〇 〇〇(役職)、〇〇 〇〇(役職)
	日本年金機構	〇〇部〇〇G	〇〇 〇〇(役職)、〇〇 〇〇(役職)
議事録作成者	〇〇 〇〇	議事録提出日	令和〇〇年〇〇月〇〇日(〇)

※会議実施後3営業日以内に議事録を作成の上、機構へ提出すること。

## 1. 確認項目

項目	機構の 確認結果 (適・否)	打ち合わせた内容 (※受託事業者が報告した内容について、日本年金機構と相互に確認した内 容を記載すること。)
①業務の実施方法		
②業務履行スケジュール		
③業務委託員名簿		
④守秘義務契約書		
⑤点検項目		

## 2. 上記確認項目において「否」があった場合の受託事業者の対応（約束事項）

--

※打ち合わせの結果「否」となった事項がなく、改善の必要がない場合は、「特になし」と記載すること。

## 3. その他

--

※上記1の確認項目以外に、打ち合わせた事項が無い場合は、「特になし」と記載すること。

※委託要領等において、契約締結後に示すこととしていた事項がある場合、その内容・進捗状況等について記載すること。

## 4. 次回定例会議（履行中）の開催予定日

会議実施予定日時	令和〇〇年〇〇月〇〇日(〇) 〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分
会議実施予定場所	〇〇会議室

部（室）長	グループ長	担当者

## 定例会議議事録 (履行中)

業務名	国民年金保険料納付書（令和8年7月定時分）の作成及び発送準備業務		
会議名称	定例会議（第〇回）	実施場所	○○○○○○
会議実施日時	令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇） 〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分		
会議出席者	受託事業者	(株)〇〇	〇〇 〇〇（役職）、〇〇 〇〇（役職）
	日本年金機構	〇〇部〇〇G	〇〇 〇〇（役職）、〇〇 〇〇（役職）
議事録作成者	〇〇 〇〇	議事録提出日	令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇）

※会議実施後3営業日以内に議事録を作成の上、機構へ提出すること。

## 1. 最新の届出状況及び仕様書に定める情報セキュリティの安全管理状況等

- 以下の各項目について変更、実施又は提出の有無を確認し、確認結果欄の該当する箇所に〇を付すこと。
- 「変更有」、「未実施」又は「未提出」があった場合は、具体的な内容、約束事項等を次項2に記載すること。

項目	確認結果
(1) 最新の届出状況	
(1) -① 【業務委託員】 業務委託員について前回会議以降変更はないか。	変更無 • 变更有
(1) -② 【守秘義務契約書】 (前回会議以降、業務委託員の追加がない場合、確認不要) 業務委託員に変更があった場合に守秘義務契約書は機構に提出されているか。	提出済 • 未提出 • 確認不要
(1) -③ 【再委託・複写複製】 業務の再委託及び個人情報を取り扱う対象物の複写複製について、前回会議以降変更はないか。	変更無 • 变更有
(2) 仕様書に定める情報セキュリティの安全管理状況等	
(2) -① 【点検】 前回会議以降、「自主点検結果報告書」及び「個人情報等保護セルフチェックシート」による点検が実施されているか。	実施済 • 未実施
(2) -② 【入退室管理】 (インハウス型委託の場合、確認不要) 前回会議以降、履行場所の入退室両方の記録が取得され、点検されているか。	実施済 • 未実施 • 確認不要

(2) -③	<p>【ネットワーク（フルアウト型委託）】          （インハウス型委託の場合、確認不要）          個人情報等を取り扱う電子計算機（※）について、以下の対策が講じられているか。          • 每営業日ウイルス対策ソフトのパターンファイル及び検索エンジンを適用し、ウイルススキャンを実施している。          • OSに対してセキュリティパッチを月1回以上更新している。          • OS以外のソフトウェアに関する脆弱性情報が公開されている場合、セキュリティパッチの更新日が脆弱性情報の公開日から1か月以内である。            （※）個人情報等を取り扱う電子計算機は機構が貸与した電子計算機のみであり、それを機構が管理する場合は確認不要。</p>	実施済 • 未実施 • 確認不要
(2) -④	<p>【ネットワーク（インハウス型委託）】          （フルアウト型委託の場合、確認不要）          受託事業者が用意した電子計算機について、以下の対策が講じられているか。          • 毎営業日ウイルス対策ソフトのパターンファイル及び検索エンジンを適用し、ウイルススキャンを実施している。          • OSに対してセキュリティパッチを月1回以上更新している。          • OS以外のソフトウェアに関する脆弱性情報が公開されている場合、セキュリティパッチの更新日が脆弱性情報の公開日から1か月以内である。</p>	実施済 • 未実施 • 確認不要
(2) -⑤	<p>【紙媒体、外部電磁的記録媒体、電子データの管理】          個人情報等が記録されている対象物（紙媒体、外部電磁的記録媒体、電子データ）が個人情報等管理台帳により漏れなく管理されているか。</p>	実施済 • 未実施

## 2. 定例会議において話し合われた事項

- 定例会議において話し合われた事項を記載すること。  
 なお、業務の進捗状況、SLAの達成状況、品質管理に係る施策の取り組み状況については話し合った内容を必ず記載すること。
- 上記1において「変更有」、「未実施」又は「未提出」があった場合は、具体的な内容・約束事項等を記載すること。
- 発言の所在（受託事業者又は日本年金機構）を明記の上、記載すること。

会議実施予定日時	令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇）〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分
会議実施予定場所	〇〇会議室

3. 次回定例会議（履行中）の開催予定日

会議実施予定日時	令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇）〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分
会議実施予定場所	〇〇会議室

《受託事業者は定例会議の資料として以下を提出すること。》

- 「受託業務 自主点検結果報告書」
- 「個人情報等保護セルフチェックシート」
- 「個人情報等管理台帳」
- 品質管理に係る施策の取り組み状況が分かるもの
- 許諾のない再委託を行っていないことが分かるもの
- 履行場所の入退室状況が分かるもの
- 委託業務で個人情報等を取り扱う電子計算機のウイルススキャンを毎営業日実施したことが分かるもの
- 委託業務で個人情報等を取り扱う電子計算機のセキュリティパッチを月1回以上適用したことが分かるもの
- 委託業務で個人情報等を取り扱う電子計算機のウイルス対策ソフトのパターンファイル及び検索エンジンが更新されていることが分かるもの

部(室)長	グループ長	担当者

## 定例会議議事録 (履行中)

業務名	国民年金保険料納付書（令和8年7月定時分）の作成及び発送準備業務		
会議名称	定例会議（第〇回）	実施場所	〇〇〇〇〇〇
会議実施日時	令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇） 〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分		
会議出席者	受託事業者	（株）〇〇	〇〇 〇〇（役職）、〇〇 〇〇（役職）
	日本年金機構	〇〇部〇〇G	〇〇 〇〇（役職）、〇〇 〇〇（役職）
議事録作成者	〇〇 〇〇	議事録提出日	令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇）

※会議実施後3営業日以内に議事録を作成の上、機構へ提出すること。

## 1. 最新の届出状況及び仕様書に定める情報セキュリティの安全管理状況等

- 以下の各項目について変更、実施又は提出の有無を確認し、確認結果欄の該当する箇所に〇を付すこと。
- 「変更有」、「未実施」又は「未提出」があった場合は、具体的な内容、約束事項等を次項2に記載すること。

項目	確認結果
(1) 最新の届出状況	
(1) -① 【業務委託員】 業務委託員について前回会議以降変更はないか。	変更有
(1) -② 【守秘義務契約書】 (前回会議以降、業務委託員の追加がない場合、確認不要) 業務委託員に変更があった場合に守秘義務契約書は機構に提出されているか。	提出済
(1) -③ 【再委託・複写複製】 業務の再委託及び個人情報を取り扱う対象物の複写複製について、前回会議以降変更はないか。	変更有
(2) 仕様書に定める情報セキュリティの安全管理状況等	
(2) -① 【点検】 前回会議以降、「自主点検結果報告書」とび「個人情報等保護セルフチェックシート」による点検が実施されているか。	実施済
(2) -② 【入退室管理】 (インハウス型委託の場合、確認不要) 前回会議以降、履行場所の入退室両方の記録が取得され、点検されているか。	実施済

(2) -③	<p><b>【ネットワーク（フルアウト型委託）】</b>          (インハウス型委託の場合、確認不要)          個人情報等を取り扱う電子計算機（※）について、以下の対策が講じられているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎営業日ウイルス対策ソフトのパターンファイル及び検索エンジンを適用し、ウイルススキャンを実施している。</li> <li>・OSに対してセキュリティパッチを月1回以上更新している。</li> <li>・OS以外のソフトウェアに関する脆弱性情報が公開されている場合、セキュリティパッチの更新日が脆弱性情報の公開日から1か月以内である。</li> </ul> <p>（※）個人情報等を取り扱う電子計算機は機構が貸与した電子計算機のみであり、それを機構が管理する場合は確認不要。</p>	<p>実施済 • 未実施 • 確認不要</p> <p>「2. 定例会議において話し合われた事項」の【記載例4】において改善の状況を記載。</p>
(2) -④	<p><b>【ネットワーク（インハウス型委託）】</b>          (フルアウト型委託の場合、確認不要)          受託事業者が用意した電子計算機について、以下の対策が講じられているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎営業日ウイルス対策ソフトのパターンファイル及び検索エンジンを適用し、ウイルススキャンを実施している。</li> <li>・OSに対してセキュリティパッチを月1回以上更新している。</li> <li>・OS以外のソフトウェアに関する脆弱性情報が公開されている場合、セキュリティパッチの更新日が脆弱性情報の公開日から1か月以内である。</li> </ul>	<p>実施済 • 未実施 • 確認不要</p>
(2) -⑤	<p><b>【紙媒体、外部電磁的記録媒体、電子データの管理】</b>          個人情報等が記録されている対象物（紙媒体、外部電磁的記録媒体、電子データ）が個人情報等管理台帳により漏れなく管理されているか。</p>	<p>実施済 • 未実施</p>

## 2. 定例会議において話し合われた事項

- 定例会議において話し合われた事項を記載すること。  
なお、業務の進捗状況、SLAの達成状況、品質管理に係る施策の取り組み状況については話し合った内容を必ず記載すること。
  - 上記1において「変更有」、「未実施」又は「未提出」があった場合は、具体的な内容・約束事項等を記載すること。
  - 発言の所在（受託事業者又は日本年金機構）を明記の上、記載すること。

### 【記載例1】業務の進捗及びSLAの達成状況

(受託事業者)

○月発送分については○月○日にデータを受領し、○月○日に○○郵便局に差出完了。

△月発送分については△月△日にデータを受領し、△月△日に○○郵便局に差出予定。

また、品質管理に係る施策として、業務において使用したチェックリストを提示し、データ編集、印字、加工、仕分け・梱包の各工程において点検が行われていることを報告。

(機構)

SLAの達成状況についてはどうか。

(受託事業者)

仕様書に定められたすべての項目において、以下のとおり達成していることを報告。

- ・業務履行体制の整備：○月○日付業務委託員名簿から変更がなく、運用仕様書のとおり履行体制が整備されている。
- ・個人情報保護に関する体制の整備：体制に変更はなく、運用仕様書のとおり整備されている。
- ・成果物の品質：先の報告のとおり、実施している。
- ・履行期限：先の報告のとおり、差出完了している。

(機構)

すべての項目においてSLAを達成していることを確認した。

### 【記載例2】品質管理に係る施策の取り組み状況

(受託事業者)

品質管理に係る施策の取り組み状況が分かる資料としてデータ編集、印字、加工、仕分けの各工程において使用するチェックリストを提出。

(機構)

各種チェックリストを確認した。運用仕様書に記載されたスケジュール管理手法が実施されている証跡はあるか。

(受託事業者)

工程別スケジュール表を提出。

【記載例3】前回の約束事項（事件・事故・事務処理誤り）

（受託事業者）

○月発送分において発生した誤封入事案を受けた再発防止策として、厚み検査の公差値を狭めた。また、検査においてエラーが発生した場合、ラインアウトされた製品すべてを開封して目視確認及び重量検査を行うよう運用を変更した。

参考資料として厚み検査、重量検査のログとチェックリストを提示。

（機構）

再発防止策が講じられていることを確認した。引き続き運用を徹底するように。

【記載例4】上記1において未実施の事項が判明

（機構）

前項（2）一③について、一部のデータ編集用PCにおいて最新のセキュリティパッチの未適用が確認された。

本業務で使用するすべての電子計算機の適用を確認し、PCの画面の写しを○月○日までに提出すること。

（受託事業者）

速やかに対応する。

3. 次回定例会議（履行中）の開催予定日

会議実施予定日時	令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇） 〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分
会議実施予定場所	〇〇会議室

※受託事業者は定例会議の資料として以下を提出すること。»

- 「受託業務 自主点検結果報告書」
- 「個人情報等保護セルフチェックシート」
- 「個人情報等管理台帳」
- 品質管理に係る施策の取り組み状況が分かるもの
- 許諾のない再委託を行っていないことが分かるもの
- 履行場所の入退室状況が分かるもの
- 委託業務で個人情報等を取り扱う電子計算機のウイルススキャンを毎営業日実施したことが分かるもの
- 委託業務で個人情報等を取り扱う電子計算機のセキュリティパッチを月1回以上適用したことが分かるもの
- 委託業務で個人情報等を取り扱う電子計算機のウイルス対策ソフトのパターンファイル及び検索エンジンに更新されていることが分かるもの

部長	グループ長	担当者

令和 年 月 日

日本年金機構 理事長代理人  
国民年金部長 福嶋 清 殿

所 在 地  
法人名又は商号  
代表者名 印

## 法令及び契約内容の遵守状況に関する報告書

国民年金保険料納付書（令和8年7月定時分）の作成及び発送準備業務の実施に当たり、法令及び契約内容の遵守状況の点検結果について報告します。

1. 当該委託業務の実施に当たり、契約書のほか、契約書に付属する仕様書及び委託する業務の実施方法等について記載された文書（以下「仕様書等」という。）に従い関係諸法令を守り、自ら業務処理計画を立案し、当該業務に従事する者（以下「業務委託員」という。）を適正に配置していますか。

点検結果： 適  不適（※該当する□に✓してください。以下同じ。）

2. 当該委託業務の実施に当たり、業務委託員への指導監督及び教育指導を行い、業務趣旨に従い誠実かつ善良なる管理者の注意をもって、処理を行っていますか。

点検結果： 適  不適

3. 当該委託業務の実施に当たり、業務委託員に対する雇用者又は使用者として、労働関係法令、社会保険諸法令その他業務委託員に対する法令上の責任を全て負い、責任を持って管理していますか。

点検結果： 適  不適

4. 当該委託業務の実施に当たり、仕様書等において日本年金機構より使用を認められている機器等（機器等の消耗品を含む。以下同じ。）の管理・取扱いは適切に行われていますか。また、使用が認められていない機器等の取扱いを行っている事実はありませんか。

点検結果： 適  不適

**技術試験参加申込書**  
 (印刷専用社会保険フォント・技術テスト用データ貸出票)

日付 令和 年 月 日  
 \_\_\_\_\_

会社名  
 \_\_\_\_\_

送付先住所  
 \_\_\_\_\_

担当者  
 \_\_\_\_\_

連絡先  
 \_\_\_\_\_

FAX番号  
 \_\_\_\_\_

緊急連絡先  
 (携帯)  
 \_\_\_\_\_

区分	希望する区分に ○をつけてください	※番号
技術テスト用データ		
印刷用社会保険フォント		

※貸出者記入欄	令和 年 月 日		
	署名または捺印		

## 印刷専用社会保険フォント・技術テスト用データ返却票

日付 令和 年 月 日

会社名

住所

担当者

連絡先

FAX番号

緊急連絡先（携帯）

区分	返却する区分に ○をつけてください	※番号
技術テスト用データ		
印刷用社会保険フォント		

受領者記入欄	令和 年 月 日		
	署名または捺印		

国民年金保険料納付書（令和8年7月定時分）の作成及び発送準備業務

令和 年 月 日

日本年金機構 理事長代理人

国民年金部長 福嶋 清 殿

所 在 地

法人名又は商号

代 表 者 名

印

委託業務において使用する「印刷専用社会保険フォント」の取扱いに関する覚書

貴機構が業務委託を予定されている「国民年金保険料納付書（令和8年7月定期分）の作成及び発送準備業務」については、弊社が受注を検討しているところであります。

貴機構より貸与される「印刷専用社会保険フォント」について、以下の事項について遵守致します。

1 弊社は、貴機構より貸与される「印刷専用社会保険フォント」の取扱いについて、以下を遵守します。

- ① 「印刷専用社会保険フォント」を機密として保持し、貴機構の断りなく貴機構及び弊社以外の第三者に譲渡または貸与しない。
- ② 「印刷専用社会保険フォント」は、貴機構からの上記委託業務においてのみ使用し、委託業務に関連しない機器へのインストール及び使用は行わない。
- ③ 貴機構へ委託業務にかかる納品が完了した際には、「印刷専用社会保険フォント」を貴機構へ返却し、弊社においては一切保持しない。
- ④ 「印刷専用社会保険フォント」を改変しない。

2 この覚書に定めのない事項については、貴機構のご指示をもって取扱いを決定します。

以上

## 運用仕様書作成手順

受託希望者は、別紙19-2「運用仕様書」を表紙として、機構が審査する下記ⅠからⅣについてそれぞれの資料を作成すること。指定する様式にはその様式に沿って記入するとともに、提出する書面の順番はⅠからⅣとした上で、一連の頁番号を付して提出期限までに原本を1部提出すること。

なお、提出にあたっては、別紙19-3「運用仕様書（提出前）記載及び提出資料確認リスト」に基づき記載及び添付漏れが無いことを確認すること。

### I. 会社概要

○提出する書類：下記の①～②の事項が記載された書面

- ① 登記上の法人名、会社名、屋号
- ② 会社案内（事業内容、企業理念、沿革、主要取引先、主要株主等）。

○注意事項等：上記②会社案内については、会社案内用パンフレット等でも可能

### II. 業務の履行実績

○提出する書類：別紙19-4「個人情報等の取扱いを含む業務の受託実績申立書」及びその業務の内容が確認できる書類（契約書（写）、仕様書（写）等）  
（※）

※契約の相手方が日本年金機構の場合は、業務の内容が確認できる書類の添付を省略することができる。

○注意事項等：過去3年以内に、当該業務又は個人情報等の取扱いを含む類似業務であって、当該業務と同規模（業務量及び契約期間）程度又はそれ以上の規模の業務の委託を受け完了させた実績を記載する。

なお、記載にあたっては、契約相手方、契約件名、契約期間、個人情報等を取り扱う業務概要（対象件数含む）及び契約履行に要した総人數及び使用した機器・設備の種類と数量を記載する。

### III. 業務の履行体制等

#### 1. 業務の履行体制

##### （1）業務の履行に関する管理体制

○提出する書類：別紙4「管理者等申請書」及び業務履行体制図（※）

※運送業務（業務の工程の一部に含まれる運送業務も含む。）について、運送事業者間で運送約款等に基づく連携・協働により運送業務を実施する場合は、運送工程（運送区間、地域等）の各運送事業者の役割分担を確認できる書面を併せて提出する。（変更があった場合は、履行開始までに再提出すること。）

○注意事項等：管理者等申請書、業務履行体制図には、仕様書に示す下記①～③の者を記載する。

なお、記載にあたっては、管理者等申請書と業務履行体制図の下記①～②の者の氏名、③の者の人数がそれ一致すること。

- ① 現場責任者

- ② 現場責任者補助者
- ③ 作業者の人数

## (2) 事故発生時の緊急対応体制

- 提出する書類：別紙4「管理者等申請書」及び事故発生時の機構への報告までの流れを記載した書面
- 注意事項等：事故発生から機構への報告完了までの流れが確認でき、事故対応責任者の役割が確認できること。  
なお、当該事故発生時の緊急対応体制を記載した書面については、情報セキュリティに関する体制（下記Ⅳ）とは別に作成すること。

## (3) 作業スケジュール

- 提出する書類：委託要領に示す各作業工程について、
  - ① それぞれの業務量（所要日数又は時間）が記載された書面
  - ② 各作業工程を完遂するための作業スケジュールが記載された書面
  - ③ 作業スケジュールの進捗管理手法について記載された書面
  - ④ 作業スケジュールの遅延発生時の対応方針（方法）について記載された書面
- 注意事項等：業務量を記載するにあたって、「所要日数」を記載する場合は、1日当たりの作業時間も併せて記載すること。  
作業スケジュールの作成にあたっては、下記（ア）～（オ）に留意すること。
  - （ア）作業スケジュールは、下記（4）作業実施体制により履行可能であることが確認できる記載とすること。
  - （イ）再委託する工程がある場合は、その旨を上記①及び②の書面に記載すること。
  - （ウ）作業スケジュールは、納期（履行）にかかるスケジュールを記載すること。
  - （エ）複数落札入札制度の案件の場合は、最大受注可能数量を上記①の書面に記載した上で、その数量に対する各作業工程を完遂するための作業スケジュールを記載すること。
  - （オ）作業スケジュールの管理手法については、具体的に記載すること。

## (4) 作業実施体制

- 提出する書類：各作業工程に必要となる要員数（作業量）及び機器・設備の必要数、処理可能件数が記載された書面
- 注意事項等：要員数（作業量）については各作業工程における1日当たりの要員数（作業量）とし、具体的には次の①～②に基づき記載する。
  - ① 通常期・繁忙期がある業務については、通常期・繁忙期別に各作業工程の1日当たりの要員数（作業量）を記載する。
  - ② 要員数（作業量）の算出は、各作業工程1日当たり8時間の作業時間に対して1人と換算し、「各作業工程1日当たりの延べ作業時

間÷8」により1日当たりの要員数（作業量）を算出すること。  
算出根拠となる資料を添付すること。（様式は任意とする。少数点が発生する場合は、第三位以下を四捨五入する。

要員（作業量）及び機器・設備による処理可能件数を記載するに当たっては、1日（又は1時間）当たりの処理可能数量を記載すること。

また、要員数（作業量）については、別紙4「管理者等申請書」における「2. 業務の履行に関する管理体制」の「履行人数（作業者の人数）」以下となることに留意すること。

## （5）業務履行場所

○提出する書類：別紙4「管理者等申請書」及び業務履行場所のレイアウトが分かる図面（事務室レイアウト、座席図等）

○注意事項等：業務履行場所が複数ある場合は、漏れなく複数箇所を記載すること。

業務履行場所が予定の場合は、想定する履行場所を記載し、履行開始日の10日前までに確定した管理者等申請書を機構に再提出すること。

## 2. 業務の履行方法

### （1）品質管理

○提出する書類：委託要領に示す作業品質を確保するため、具体的に下記①～③がそれぞれ記載された書面

- ① 受託業務全体のスケジュール管理手法
- ② 各作業工程における作業スケジュール及び品質管理手法
- ③ 各作業工程における事故を防止するための手法
- ④ 各作業工程における設備・機器のエラー発生時の復旧手法  
(例) 封入封緘機のエラーによる機器停止時の対応手順  
毀損発生時の毀損品管理・再出力手順 等

- SLAに示されている要求水準・目標値を達成するために実施する施策が記載された書面
- ISO9001の認証があれば認証（写）

○注意事項等：作業品質の確保にかかる書面には、個人情報等を記録した毀損品が生じる可能性がある工程を明記のうえ、再作成の手順について記載すること。

### （2）再委託（再委託を行う場合のみ作成）

○提出する書類：別紙19-5「再委託承認申請書」

- 工程別の役割分担が確認できる書面
- 再委託先の履行能力について、機構が要求する内容（「運用仕様書作成手順」のⅢの1(1)から(4)、4及びⅣ）と同等となっていることが分かる書類。また、運送業務を再委託する場合は、上記書類の代わりに、当該業務に係る再委託先の運送約款を提出すること。

○注意事項等：再委託先が決定していない場合は、再委託開始予定日の10日前ま

でに申請すること。

なお、契約締結後において、機構の承認を受けた場合は、再委託先から当該再委託業務の履行証明として別紙19-6「受託証明書」を徴取し、速やかに機構に提出すること。(再委託を行う業務が運送業務の場合に限り、受託証明書を運送約款に代えることができる。)

- 運送業務を再委託する場合、再委託先は、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第3条による一般貨物自動車運送事業の許可を受けていること。
- 受託事業者が、業務の一部を他の会社(再委託先が子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)である場合を含む。)に請け負わせる場合は、再委託となるため、必ず申請すること。

なお、次のア又はイの場合は再委託に該当しない。

ア. 運送事業者間で運送約款に基づく連携・協働により運送業務を実施する場合(※)。

※貨物自動車運送事業法に定める貨物軽自動車運送事業を除く。

イ. 機構の了承を得た上で、グループ企業体が相互連携(業務分担)してそれぞれの事業を実施(共同受託)する場合。

### 3. 個人情報等保護に関する管理体制

○提出する書類: 別紙4「管理者等申請書」及び仕様書に示す、個人情報等や機密情報の取扱い及び情報セキュリティ対策に関する履行状況の監査体制及び点検体制の記載された書面

○注意事項等: 管理者等申請書、上記提出書面には、仕様書に示す下記①~③の者を記載する。

- ① 総括管理責任者
- ② 部署管理者
- ③ 点検管理者

※部署管理者は、履行場所ごとに1名を配置すること。

※点検管理者は、総括管理責任者、部署管理者、現場責任者及び監査を行う者と異なる者とすること。

### IV. 情報セキュリティに関する体制

○提出する書類: 別紙19-7「情報セキュリティに関する証明事項」に示す内容が記載された書面及びその内容を証明する資料

- 1 情報セキュリティに関する基本方針・取扱規程等
- 2 情報漏えい発生時の対応
- 3 情報セキュリティに関する教育・研修・訓練等の計画
- 4 業務の履行場所に関する安全管理措置計画
- 5 個人情報等を記録した紙媒体、外部電磁的記録媒体及び電子データの取扱いに関する安全管理措置計画
- 6 電子計算組織に関する安全管理措置計画
- 7 情報セキュリティに関する第三者評価の証明

○注意事項等：当該情報セキュリティに関する体制を記載した書面については、事故発生時の緊急対応体制（上記Ⅲ. 1 (2)）とは別に作成すること。

## ＜グループ企業体による共同受託の申請等＞

機構の業務（契約）を、グループ内の複数の企業が相互連携（業務分担）しそれぞれの業務を実施することで履行する事（共同受託）を予定している場合については、以下に留意すること。

### 1. 共同受託が可能なグループ企業体の要件

共同受託により業務を実施するグループ企業体は、以下の①～⑤を全て満たしていること。

- ① (ア)会社法に定める親会社と子会社(親会社の議決権 50%超)の関係、又は(イ)会社法に定める共通の親会社を持つ子会社同士(共に親会社(子会社を含む)の議決権 50%超)の関係であること。(下図「共同受託が可能なグループ企業体の例」参照)
- ② グループ企業体の代表企業は、全省庁統一参加資格の等級がA等級であること。
- ③ グループ企業体の中で、業務の各作業工程の役割分担（作業分担）が明確になっていること。
- ④ 共同受託する業務（契約）の全体の実施責任を負う企業が明確になっていること。
- ⑤ グループ企業体の全ての企業が、Pマーク等の情報セキュリティに関する第三者評価の認証を得ていること。

### 2. 共同受託にかかる申請

運用仕様書提出時に以下の①～⑤の書類を全て作成等し、機構に対して共同受託することについて申請を行うこと。

- ① グループ企業体の資本関係が確認できる書類
- ② グループ企業体の代表企業の全省庁統一参加資格の写し
- ③ 各作業工程を実施する企業について、役割分担（作業分担）が記載された書類
- ④ 業務（契約）の全体の実施責任を負う企業を明記した申立書（※）  
※全体の実施責任を負う企業が作成し、記名、押印すること。
- ⑤ Pマーク等の第三者認証の写し（全ての企業分）

### 3. 運用仕様書作成にあたっての留意事項

運用仕様書を作成するにあたっては、以下の①～②に留意して作成すること。

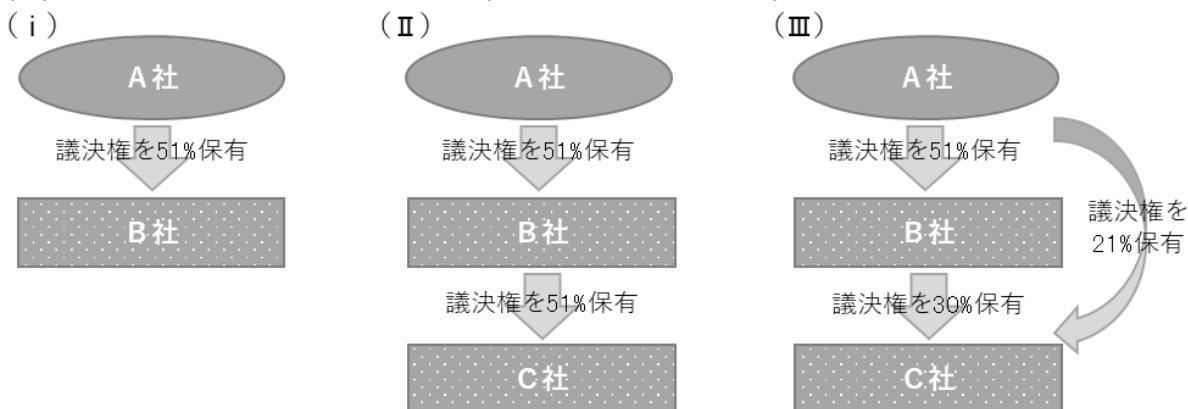
- ① 「II. 業務の履行実績」について、グループ企業体としての実績を記載すること。
- ② 「III. 1. 業務の履行体制」(1)～(2)及び(5)、「III. 2. 業務の履行方法」(1)、「III. 3. 個人情報等保護に関する管理体制」、「IV. 情報セキュリティに関する体制」について、機構の業務を実施するグループ企業体として体制等を記載すること。

### 4. 共同受託する際の契約方法

グループ企業体で共同受託する際には、機構とグループ企業体の全社と複数社契約を締結する。

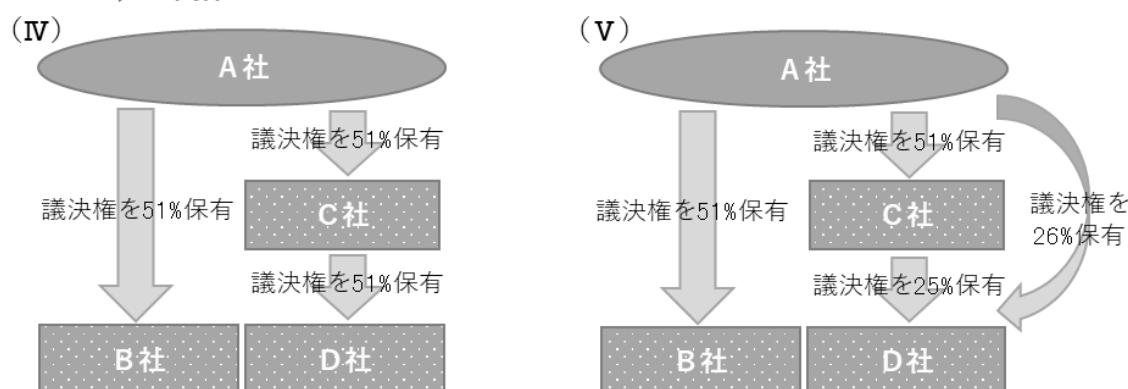
◆共同受託が可能なグループ企業体の例

(ア) 会社法に定める親会社と子会社（親会社の議決権50%超）の関係



➤ (i) ~ (iii) のいずれのケースも、A～C社の全ての組み合わせで共同受託が可能。

(イ) 会社法に定める共通の親会社を持つ子会社同士（共に親会社（子会社を含む）の議決権50%超）の関係



➤ (iv) (v) のいずれのケースも、A～D社の全ての組み合わせで共同受託が可能。

※ (iii) 及び (v) のような場合、間接保有割合が50%超のため、直接保有の議決権と間接保有の議決権は合算されます。

令和 年 月 日

## 運用仕様書

入札案件名 国民年金保険料納付書（令和8年7月定時分）の作成及び発送準備業務

I. 会社概要		
1. 法人名、会社名、屋号	・	・
2. 会社案内	・	・
II. 業務の履行実績		
・別紙19-4 「個人情報等の取扱いを含む業務の受託実績申立書」	・	・
III. 業務の履行体制等		
・別紙4 「管理者等申請書」	・	・
1. 業務の履行体制		
(1) 業務の履行に関する管理体制	・	・
(2) 事故発生時の緊急対応体制	・	・
(3) 作業スケジュール	・	・
(4) 作業実施体制	・	・
(5) 業務履行場所	・	・
2. 業務の履行方法		
(1) 品質管理	・	・
(2) 再委託		
別紙19-5 「再委託承認申請書」	・	・
※再委託を行う場合のみ作成		
3. 個人情報等保護に関する管理体制	・	・
IV. 情報セキュリティに関する体制（情報セキュリティに関する証明事項）		
(1) 情報セキュリティに関する基本方針・取扱規程等	・	・
(2) 情報漏えい発生時の対応	・	・
(3) 情報セキュリティに関する教育・研修・訓練等の計画	・	・
(4) 業務の履行場所に関する安全管理措置計画	・	・
(5) 個人情報等を記録した紙媒体、外部電磁的記録媒体及び電子データの取扱いに関する安全管理措置計画	・	・
(6) 電子計算組織に関する安全管理措置計画	・	・
(7) 情報セキュリティに関する第三者評価の証明	・	・

※運送業務の場合、「IV情報セキュリティに関する体制（情報セキュリティに関する証明事項）」にかかる書類の提出は不要。

## 運用仕様書（提出前）記載及び提出資料確認リスト

運用仕様書を提出する前に、再度、書類の添付漏れ、記載漏れがないか確認のうえ、提出期限までに提出してください。

## I. 会社概要

項目	チェック欄
1. 法人名、会社名、屋号を記載した資料を添付したか。	<input type="checkbox"/>
2. 会社案内を記載した資料を添付したか。	<input type="checkbox"/>

## II. 業務の履行実績

項目	チェック欄
「個人情報等の取扱いを含む業務の受託実績申立書」を添付したか。	<input type="checkbox"/>

## III. 業務の履行体制等

項目	チェック欄
「管理者等申請書」を添付したか。	<input type="checkbox"/>
1. (1) 業務の履行に関する管理体制を記載した資料を添付したか。	<input type="checkbox"/>
1. (2) 事故発生時の緊急対応体制を記載した資料を添付したか。	<input type="checkbox"/>
1. (3) 作業スケジュールを記載した資料を添付したか。	<input type="checkbox"/>
1. (4) 作業実施体制を記載した資料を添付したか。	<input type="checkbox"/>
1. (5) 業務履行場所を記載した資料を添付したか。	<input type="checkbox"/>
2. (1) 品質管理について記載した資料を添付したか。	<input type="checkbox"/>
2. (2) 再委託について記載した資料を添付したか。	<input type="checkbox"/>
3. 個人情報等保護に関する管理体制を記載した資料を添付したか。	<input type="checkbox"/>

## IV. 情報セキュリティに関する体制（情報セキュリティに関する証明事項）

項目	チェック欄
(1) 情報セキュリティに関する基本方針・取扱規程等を記載した資料を添付したか。	<input type="checkbox"/>
(2) 情報漏えい発生時の対応を記載した資料を添付したか。	<input type="checkbox"/>
(3) 情報セキュリティに関する教育・研修・訓練等の計画を記載した資料を添付したか。	<input type="checkbox"/>
(4) 業務の履行場所に関する安全管理措置計画を記載した資料を添付したか。	<input type="checkbox"/>
(5) 個人情報等を記録した紙媒体、外部電磁的記録媒体及びデータの取扱いに関する安全管理措置計画に関する記載をした資料を添付したか。	<input type="checkbox"/>
(6) 電子計算組織に関する安全管理措置計画に関する記載をした資料を添付したか。	<input type="checkbox"/>
(7) 情報セキュリティに関する第三者評価の証明に関する資料を添付したか。	<input type="checkbox"/>

## グループ企業体による共同受託の申請をする場合のみ

項目	チェック欄
グループ企業体による共同受託の申請は、運用仕様書の別冊として作成し同時に提出することとしているか。	<input type="checkbox"/>

\*運送業務の場合、「IV.情報セキュリティに関する体制（情報セキュリティに関する証明事項）」にかかる書類の提出は不要。

令和 年 月 日

## 個人情報等の取扱いを含む業務の受託実績申立書

契約の相手方	契約件名及び数量	契約期間	業務概要	履行に要した総人数及び 使用した機器・設備
	○契約件名	年 月～ 年 月		(人数)
	○数量： 件			(機器・設備の種類／台数)
	○契約件名	年 月～ 年 月		(人数)
	○数量： 件			(機器・設備の種類／台数)
	○契約件名	年 月～ 年 月		(人数)
	○数量： 件			(機器・設備の種類／台数)

※過去3年以内に、当該業務又は個人情報等の取扱いを含む類似業務であって、当該業務と同規模（業務量及び契約期間）程度又はそれ以上の規模の業務の委託を受け完了させた実績を記載する。

※契約の相手方、契約件名、契約期間及び個人情報等を取り扱う業務の概要が確認できる書類（契約書（写）、仕様書（写）等）を添付する。ただし、契約の相手方が日本年金機構の場合は、業務の概要が確認できる書類の添付を省略することができる。

所 在 地  
法人名又は商号  
氏 名

印

令和 年 月 日

日本年金機構 理事長代理人

国民年金部長 福嶋 清 殿

所 在 地

法人名又は商号

氏 名

印

## 再 委 託 承 認 申 請 書

下記の国民年金保険料納付書（令和8年7月定時分）の作成及び発送準備業務のうち主体的部分を除く一部について下記に記載のとおり第三者に請け負わせることを承認願います。

なお、第三者に請け負わせることに伴い、以下の事項について誓約いたします。

- ・下記の業務を含む一切の業務責任は、弊社にあること
- ・第三者に請け負わせる業務を異なる第三者に更に請け負わせないこと
- ・再委託先に対しては、本契約にて弊社に課されている守秘義務等と同等以上の条件（本契約終了後の秘密保持を含む。）を遵守させること及びその遵守状況を定期報告させること
- ・日本年金機構が必要に応じ再委託先に対して調査等を実施する場合は、これに応じさせること

記

(対象案件名) 国民年金保険料納付書（令和8年7月定時分）の作成及び発送準備業務

(委託部分) \_\_\_\_\_

(委託先業者名/住所/連絡先)  
\_\_\_\_\_(委託する理由)  
\_\_\_\_\_(委託先業者からの報告徴取方法)  
\_\_\_\_\_

※1 上記内容を記載する他、再委託先の履行能力について、機構が要求する内容（「運用仕様書作成手順」のⅢの1（1）から（4）、3及びⅣ）と同等以上となっていることがわかる書類を提出すること。

※2 運送業務を再委託する場合、上記※1に記載する書類は不要とし、当該業務に係る再委託先の運送約款を提出すること。また、再委託先事業者は、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条による一般貨物自動車運送事業の許可を受けていること。

令和 年 月 日

日本年金機構 理事長代理人  
国民年金部長 福嶋 清 殿

所 在 地  
法人名又は商号  
氏 名 印

## 受 託 証 明 書

下記の対象案件の業務のうち、\_\_\_\_\_業務については、\_\_\_\_\_から要請がありましたので、必要な業務について、\_\_\_\_\_との契約に基づき、責任をもって弊社が行うことを証明いたします。

なお、本契約の履行において知り得た秘密を、他に漏らし又は目的外に使用しないこと（本契約終了後においても同様）、受託する業務を他者に請け負わせないこと及び日本年金機構が必要に応じ弊社に対して調査等を実施する場合はこれに応じることを誓約いたします。

記

（対象案件名） 国民年金保険料納付書（令和8年7月定時分）の作成及び発送準備業務

（受託内容等） \_\_\_\_\_

（履行場所住所及び名称）  
\_\_\_\_\_

## 情報セキュリティに関する証明事項

### 1 情報セキュリティに関する基本方針・取扱規程（情報セキュリティポリシー）等

(1) 下記に示す、情報セキュリティに関する規程等又は規程等に記述されている内容を記載する。

- ① 情報セキュリティの基本方針・取扱規程（情報セキュリティポリシー）を定め、情報保護及び情報管理のため社則・就業規則に盛り込むなどの措置を講じているか。
- ② 個人情報等や機密情報の取扱いに関する規程や規則において、以下に掲げる事項が規定されているか。
  - 個人情報等や機密情報の取扱い
  - 個人情報等や機密情報の取扱いに関する従事者等（※）の役割・責任
 

※従事者等は、仕様書9（1）①～③及び9（2）①～③の管理者及び業務委託員をいう。以下同じ。
  - 個人情報等や機密情報の取扱いに関する事項に違反した場合の処分
  - 個人情報等や機密情報の目的外利用の禁止
  - 個人情報等や機密情報の取扱い及び情報セキュリティ対策に関する履行状況の監査
  - 個人情報等や機密情報の取扱い及び情報セキュリティ対策に関する履行状況の点検
  - 情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処方法

### 2 情報漏えい発生時の対応

(1) 個人情報等や機密情報の漏えいが発生した場合における対応として、以下に掲げる体制を記載する。

- 委託者（機構）への報告体制
- 対応マニュアル等の整備
- 対応部署の指定
- 情報の漏えいによる影響及び原因の調査体制

### 3 情報セキュリティに関する教育・研修・訓練等の計画

(1) 下記に示す内容を含む情報セキュリティに関する教育・研修・訓練等（以下「研修等」という。）の計画を記載する。

- ① 個人情報等や機密情報の保護及び管理に関する教育・研修・訓練等（以下「研修等」という。）の実施時期については、履行開始日の前日まで（委託業務履行開始後に初めて委託業務を行う業務委託員の業務開始時を含む。）及び委託業務履行開始後定期的に実施しているか。
- ② 研修等において、以下に掲げる内容を実施しているか。
  - 日本年金機構法や個人情報等に関する関係法令で定められている守秘義務及び罰則規定
  - 委託業務における遵守事項及び禁止行為
  - 個人情報等の保護にかかる就業規則等に違反した場合の処分
  - 情報漏えいとその影響

- インシデントが発生した場合の手順
- 受託事業者に契約違反などがある場合の通報窓口の周知
- その他留意すべき事項

#### 4 業務の履行場所に関する安全管理措置計画

業務で個人情報等を取り扱う履行場所を用意する場合は、以下の（1）（2）を記載する。

※業務で個人情報等を取り扱う履行場所を用意しない場合は、その旨記載する。

- (1) 業務の履行場所における入退室の制限及び管理方法、並びに入退室記録の点検方法を記載する。
- (2) サーバ等の機器を設置する場所における入退室の制限及び管理方法、並びに入退室記録の点検方法を記載する。  
※サーバ等の機器を使用しない場合は、その旨記載すること。

#### 5 個人情報等を記録した紙媒体、外部電磁的記録媒体、及び電子データの取扱いに関する安全管理措置計画

- (1) 業務の履行場所における個人情報等を記録した紙媒体及び外部電磁的記録媒体を保管する保管庫の設置場所（箇所）を記載する。

※個人情報等を記録した紙媒体、外部電磁的記録媒体を取り扱わない場合は、その旨記載すること。

※通知書等作成業務においては、個人情報等を記録した毀損品が発生した場合の、保管庫の設置場所（箇所）について、別に記載すること。

- (2) 業務の履行場所における個人情報等を記録した電子データを保存又は利用（電子データへのアクセス、参照等含む。）する電子計算機の設置場所（箇所）を記載する。

※個人情報等を記録した電子データを取り扱わない場合は、その旨記載すること。

- (3) 保管庫の管理体制として以下を記載する。

- 保管庫の施錠方法
- 保管庫の管理者、保管庫の鍵（鍵によらない施錠の場合は、関係者のみが知り得る情報）の管理者
- 保管庫の鍵の貸出方法及び貸出状況の記録方法（鍵によらない施錠の場合は、関係者のみが知り得る情報の管理方法、施錠状況の記録方法）

- (4) 個人情報等を記録した紙媒体及び電子データの複写複製の対象となる内容を記載する。

※複写複製の対象がない場合は、その旨記載する。

※複写複製とは、書類の複写のほか、電子データを電子計算機に格納することや電子データのバックアップの取得等をいう。

※契約締結後において、複写複製を行う前に、あらかじめ機構の書面による承認を受けること。

- (5) 個人情報等を記録した紙媒体、外部電磁的記録媒体、電子データ及びこれらの複写複製物等が不要となる場合の、当該個人情報等の復元又は判読等が不可能な方法による完全消去又は廃棄する方法、場所を記載する。

#### 6 電子計算組織に関する安全管理措置計画

業務で個人情報等を取り扱う電子計算組織を用意する場合は、以下の（1）～に掲げる組織的、物理的、及び技術的安全管理措置の計画を記載する。

※業務で個人情報等を取り扱う電子計算組織を用意しない場合は、その旨記載する。以下の（12）及び（13）については、業務で電子計算組織を用意する場合

に、当該安全管理措置の計画を記載する。

※ 業務で電子計算組織を用意しない場合は、その旨記載する。

(1) 電子計算組織の管理体制

システム構成図及びシステム管理者を記載する。

また、システム構成図には、個人情報等を取り扱う電子計算機と個人情報等を取り扱わない電子計算機とを明確に区分けして記載する。

(2) アクセス権限付与に関する規則等

アクセス記録及び作業ログの保存期間含めて、IDの管理方法を記載する。

(3) IDに紐づいたパスワード設定方法又は変更頻度

パスワードは、12 文字以上で、英大文字、英小文字、数字、記号のうち3種以上を組み合わせた設定となっているか否かを記載する。

上記の設定ができない場合は、パスワードの変更頻度を併せて記載する。

(4) 電子計算組織とインターネットとの物理的隔離状況又は論理的遮断状況

インターネットとの接続箇所が認められないネットワーク構成図等を記載する。

なお、インターネットとの接続箇所を論理的に遮断する場合は、委託業務で個人情報等を取り扱う全ての電子計算機において、インターネットとの通信を完全に遮断する方法が確認できる資料を記載又は添付する。

※ 「インターネットからの隔離及び遮断に関するイメージ図」を参考

(5) 通信ネットワーク構築時における通信経路の閉域化又は専用線使用

通信経路の閉域化又は専用線を使用を確認できる資料を記載又は添付する。

(6) 個人情報等を取り扱う電子計算機へのウイルス対策ソフトの導入証明及びウイルススキャンの実施体制

ウイルス対策ソフトの導入を確認できる資料を記載又は添付する。

ウイルススキャンの実施方法を記載する。

インターネットから物理的に隔離又は論理的に遮断された環境において、最新のパートンファイル・検索エンジンに更新するための、外部電磁的記録媒体を用いた適用方法を記載する。

※ 「インターネットからの隔離及び遮断に関するイメージ図」を参考

(7) 個人情報等を取り扱う電子計算機へのセキュリティパッチの適用体制

インターネットから物理的に隔離又は論理的に遮断された環境において、最新のセキュリティパッチを適用するための、外部電磁的記録媒体を用いた適用方法を記載する。

※ 「インターネットからの隔離及び遮断に関するイメージ図」を参考

(8) 個人情報等を取り扱う電子計算組織で使用するソフトウェアがサポート契約期間中である証明

ソフトウェアがサポート契約期間内であり、アップデートの提供が保証されていることを確認できる資料を記載又は添付する。

※ ソフトウェアは、OSの他、個人情報等を取り扱う電子計算組織で使用するソフトウェア（ウイルス対策ソフト、データの完全消去ソフト等も含む。）の全てを記載する。

(9) 個人情報等を取り扱う電子計算組織の監視体制

個々のファイルへのアクセスが正当な業務であることを担保するための手段・方法を記載する。また、監視に必要な取得するログの内容を記載する。

(10) 個人情報等を取り扱う電子計算機の外部電磁的記録媒体接続制限措置

記録媒体の接続制限にかかる規定及び内容を記載する。

(11) 外部電磁的記録媒体を、個人情報等を取り扱う電子計算機へ接続させる場合にお

ける、外部電磁的記録媒体取扱者及び外部電磁的記録媒体を接続させる前のウイルススキャン実施体制

外部電磁的記録媒体の取扱者を記載する。

インターネットから物理的に隔離又は論理的に遮断された環境において、外部電磁的記録媒体をウイルススキャンする方法を記載する。

(12) 電子計算機の盗難又は紛失を防止するための直接かつ物理的な措置

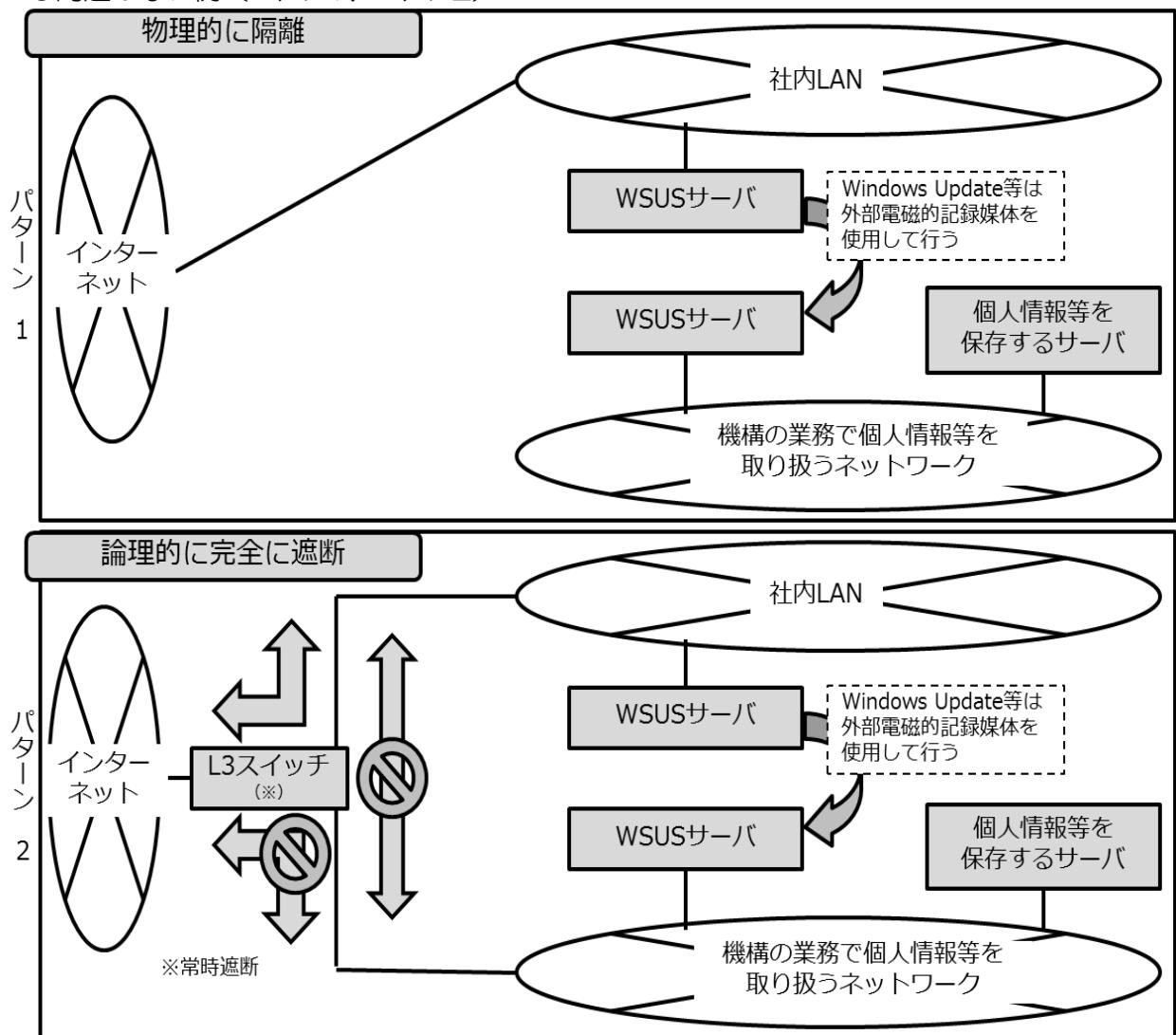
電子計算機に直接ワイヤロック等を講じている手段を記載する。

(13) 情報セキュリティインシデントを含めた障害発生時における電子計算組織の稼働を回復又は委託業務を回復する体制

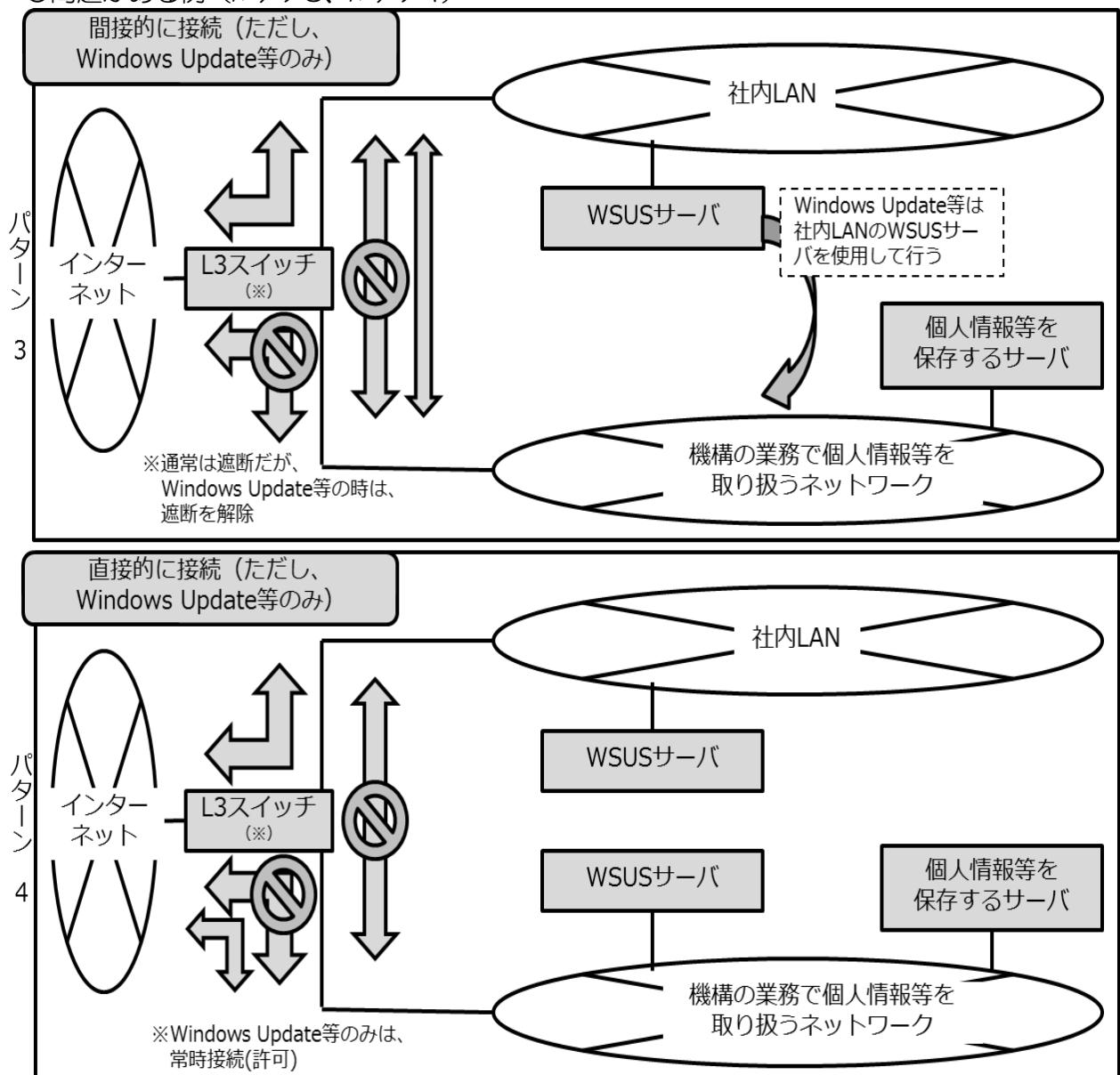
電子計算組織の稼働を回復、電子データの復旧又は委託業務を回復する方法を記載する。

#### (参考) インターネットからの隔離及び遮断に関するイメージ図

##### ○問題がない例 (パターン1、パターン2)



## ○問題がある例（パターン3、パターン4）



## 7 情報セキュリティに関する第三者評価の証明

ISO／IEC27001又はJISQ27001やプライバシーマークの認証の写しを提出する。（当該認証を証明できる書類の写しでも可）

※上記の第三者評価を取得していない場合は、下記①及び②を提出する。

- ① 個人情報等や機密情報の漏えい及び目的外利用を禁じた契約（契約終了後及び退職後においても有効である旨が記載されていること。）を締結した守秘義務契約書の写し
- ② 上記1から6までの項目について策定及び措置を講じていることを証明できる書類

（当該項目の策定及び措置を講じていない場合は、委託業務の開始までに上記1から6までの項目の策定及び措置を講じることを誓約する書類でも可）

国民年金保険料納付書（令和8年7月定時分）の  
作成及び発送準備業務

委託要領

日本年金機構 国民年金部

令和7年10月

## 1 国民年金保険料納付書（以下「納付書」という。）等の仕様

### (1) 納付書の仕様

詳細については、別添資料1「納付書作成に係る用紙仕様書」（以下「用紙仕様書」という。）を参照すること。

※グリーン購入法に適合するものであること（入手が困難な場合は除く）。

※データ印字をした際、にじみ等が発生しない用紙を使用すること。

※納付書の枚数編成毎の構成は別紙1「納付書枚数編成」を参照すること。

### (2) 情報提供電子媒体の仕様

詳細については、別添資料2－①「定時分納付書作成に係る情報提供電子媒体仕様書（DVD編）」（以下「電子媒体仕様書」という。）を参照すること。

### (3) 印字処理の仕様

詳細については、別添資料3「定時分納付書作成に係る出力仕様書（DVD編）」（以下「出力仕様書」という。）を参照すること。

### (4) 送付用封筒の仕様

詳細については、別添資料4「封筒仕様書」を参照すること。

### (5) リーフレットの仕様

詳細については、別添資料5「リーフレット仕様書」を参照すること。

### (6) 貸与する印影・印刷専用社会保険フォントについて

当該業務の履行に際し、日本年金機構（以下「機構」という。）が貸与する印影・社会保険フォントの取扱いについては、以下に留意すること。

- ・契約締結後、仕様書の「7 所管部署（連絡先）」に仕様書の別紙18「委託業務において使用する「印刷専用社会保険フォント」の取扱いに関する覚書」で貸与申請すること。
- ・当該業務以外に使用しないこと。
- ・他の印影・文字フォントを当該業務に使用しないこと。
- ・第三者へ貸与・譲渡しないこと。機構が承認した再委託先を除く。
- ・帳票作成の過程で発生した印影データ等の複製については、速やかに復元不可能な方法により廃棄すること。

### (7) 印刷方式

オフセット印刷方式又はオンデマンド印刷方式

## 2 機構が受託事業者に引渡す物品

### (1) DVD（本番検証品作成用データ）

#### ① 引渡予定日

令和8年5月15日

#### ② 引渡場所

仕様書「7 所管部署（連絡先）」参照

### (2) DVD（本番データ・対象者データ）

#### ① 引渡予定日

令和8年6月12日

DVDの種類等については、別紙2「DVD一覧表」を参照すること。

#### ② 引渡場所

〒181-0013 東京都三鷹市下連雀 日本年金機構（三鷹）

引渡場所の詳細は、契約締結後に連絡する。

(3) DVD（納付書引渡対象者データ）

① 引渡予定日

令和8年6月15日

DVDの種類等については、別紙2「DVD一覧表」を参照すること。

② 引渡場所

上記(2)②と同じ。

(4) 同封物等

同封物等の引渡し場所は首都圏1か所とする。その場所は受託事業者が用意し、費用が発生する場合は受託事業者にて負担すること。なお、引渡し日時及び数量については機構から別途連絡する。

① 国民年金保険料免除・納付猶予申請書（3枚綴り）

紙質：1枚目 上質紙、A版、35.0kg

2枚目 ノーカーボンA60

3枚目 ノーカーボンC60 ブルー発色

サイズ：A4

製本：3枚=1部、糊加工一天糊、折加工一巻三つ折り

② 返信用封筒（事務センター毎15種類）

紙質：半晒クラフト ハトロン判 75.5kg

サイズ：洋長6号（天地110mm×幅220mm+フラップ34mm）

折加工：折加工なし

糊加工：テープタック

※封入機の仕様等により、折り加工無しで送付用封筒へ封入できない場合には  
折り加工を行った上で、封入することを可とするが、その場合は機構へ協議  
すること。

今後、上記の仕様等が変更（同封物等の種類の増減を含む。）となる場合がある。

この場合の詳細は、契約締結後に連絡する。

(5) セキュアUSBメモリ

① 引渡日

機構が別途指定する日

② 引渡場所

仕様書「7 所管部署（連絡先）」参照

### 3 作業内容

(1) 納付書及び送付用封筒並びにリーフレット原稿作成

納付書及び送付用封筒並びにリーフレットの印刷原稿は、契約締結後機構から提示する。

受託事業者は、上記1(1)～(5)の仕様に定める紙質等・印刷様式に基づき、機構が引き渡した電子データを使用し印刷原稿を作成の上で、紙媒体（機械（ライン）ごとに各1部）および原稿ファイル（当該帳票の原稿を作成したソフトからPDFファイルに変換したテキスト付PDFファイルに限る。）を令和8年4月24日までに提出し、検証を受けること。

なお、原稿ファイルは機構が指定する外部電磁的記録媒体（以下「電子媒体」という。）

に格納の上で、提出すること。機構は、検証後に納付書の帳票及び送付用封筒の印刷開始の指示をする。

## (2) プレ印刷帳票の作成

受託事業者は、上記(1)にて印刷開始の指示を受けた後、納付書の帳票及び送付用封筒並びにリーフレットを作成すること。

印刷開始後、1枚毎に裁断された帳票各5枚、封筒5枚、リーフレット5枚を令和8年5月15日までに提出すること。

また、併せて、プレ印刷帳票データ（テキストデータを識別できるPDFファイルに変換したデータ）をセキュアUSBメモリに格納の上で、1部を機構へ提出し、機構の検証を受けること。合格の場合、機構は本番検証品の作成開始の指示を行う。

プレ印刷帳票データは、機構においてHP掲載用として利用する。

## (3) 本番検証品の作成

### ① 帳票への印字

受託事業者は、用紙仕様書、電子媒体仕様書、出力仕様書に基づき、上記2(1)で貸与するDVDのデータを納付書の帳票に印字すること。

### ② カスタマバーコードの印字

カスタマバーコードを印字すること。

カスタマバーコードは、内国郵便約款別記14（郵便物の受取人の住所又は居所等をバーコードに変換し記載する方法等）に規定する方法であること。カスタマバーコードの上下左右には、2mm以上の空白を設けるものとする。また、窓付封筒に封入する内容物にカスタマバーコードを印字する場合には、封筒と内容物のいずれにかかわらず、窓枠との距離が常に2mm以上を確保可能な位置に印字すること。

郵便区分において、「定形外」となる納付書についてカスタマバーコードを字する必要はないが、印字しても問題はない。

### ③ コンビニ収納用バーコードの印字

納付書の所定の箇所にコンビニ収納用バーコード（GS1-128準拠）を印字すること。

印字したコンビニ収納用バーコードが全件読み取れることを確認し、別紙3「コンビニ収納用バーコードの読み取りに関する報告書」を令和8年5月29日までに機構に提出すること。

### ④ 外字データの印字

別途指定する外字データが確実に納付書に印字されることを機構へ本番検証品の提出時までに報告すること。

特に、外字作成にあたっては、文字毎の「止め」、「はね」、「突き抜け」部分等が鮮明に判読できるように作成し、その確認の為の報告は、20ポイント以上での印字（又は拡大コピー）により確認を受けること。

### ⑤ 本番検証品の提出

受託事業者は、上記2(1)DVD（本番検証品用作成データ）の受領後、出力仕様書等に基づき作成した納付書及び同封物等（種類・封入順番は別途連絡する。最大309件の予定。）を封入封緘の上で、令和8年5月29日までに機構へ提出し、検証を受け、納付書等の作成開始の指示を受けること。

受託事業者は、納付書を作成するプログラムが、出力仕様書どおりに出力され

ているか点検を行うための「検証チェックシート」（様式任意）の作成を行い、本番検証品提出時に点検結果を機構へ報告すること。

印刷内容等の検証・確認に受託事業者が独自に使用する管理番号等を用いて必ず対象者データ1件ごとに固有の管理番号等を付与するよう設定することとし、左右のデータ印字不一致を防止すること。管理番号の重複付与(例：郵便番号区分ごとの重複付与等)は決して行わないこと。

印字されたデータについて、左右同一の者であることの検証・確認を行うこと。

#### (4) 本番品の作成

上記(3)にて納付書等の作成開始の指示を受けた後、納付書等を作成すること。

納付書等のデータ印字にあたっては、本番検証品作成時と同一の印刷環境で作成し、不正出力を防止すること。

##### ① 業者ダミー品の作成

業者ダミー品とは、上記2(2)のDVD（本番データ・対象者データ）（以下「本番データ」という。）に準拠したダミーデータを作成し、本番データに挿入することにより、本番品とともに一連で作成される納付書等をいう。

受託事業者は、本番品の品質確認を行うため、以下の措置を講じること。

なお、本項目については変更する場合があり、変更する場合は機構から事前に連絡するので、受託事業者は機構の指示に従い、その措置を講じること。

ア 受託事業者は、1ロールごとに2件以上の業者ダミー品を作成すること。

イ 受託事業者は、業者ダミー品を用いて、品質（汚れ、擦れ、折り位置等）の確認を行うこと。

ウ 受託事業者は、業者ダミー品の確認を行ったことがわかる証跡の写しを別途指示する方法により機構へ提出するとともに、証跡及び業者ダミー品は契約終了時まで保管すること。なお、業者ダミー品は機構から提出を求める場合がある。

##### ② 機構ダミー品の作成

機構は、本番品の品質検証を行うため、本番データに予めダミーデータを挿入する。ダミーデータにより作成した納付書等を「機構ダミー品」という。ダミーデータは都道府県ファイルごとに2件程度を予定しているが、詳細は業者決定後に連絡する。受託事業者は、挿入されているダミーデータを分離又はソートせずに、納付書を作成すること。

なお、本番データに機構ダミーデータが挿入されない場合は、代替品として機構が指定した品質検証用の完成品15件程度を提出すること。

#### (5) 裁断及び封入封緘

印字された納付書を裁断し、ミシン目位置（領収済通知書の場合、領収済通知書と領収済控の間のミシン目）で2つ折りにした後、確認用バーコード（納付書に印字されている）を利用し、被保険者ごとに揃え、送付用封筒に納付書、同封物等最大4種類（封入する種類の数、サンプルについては契約締結後提示する。）及び返信用封筒を封入・封緘すること。

封入封緘にあたっては、事故防止策として管理番号等を活用するとともに、紙厚検査又は重量検査装置を用いた品質管理手法を定め、一部封入漏れや別人の納付書等が混入していないことを機械的に確認する等、適切な措置を講じること。

なお、返信用封筒を折って封入する場合は、送付用封筒のサイズと大幅に異なる同

封分を封入することになるため、封入後に封筒内で変動すること等を踏まえた措置を講じること。

併せて、封緘もれ（糊の不着等）がないよう、適切な措置を講ずること。

封入順番については納付書を先頭とし、その他の封入順序等は契約締結後別途協議する。

- ① 封入封緘機においてエラーが発生した場合は、書類の棄損・破損時と同様、すべて機械的に再印字・再封入を実施し、手作業による封入封緘作業は行わないこと。ただし、機械による封入封緘ができない場合は機械による封入封緘と同程度の正確性が担保されたヒューマンエラーを防止するための適切な措置を講じ、事前に機構と協議の上で、承認を得ること。紙厚検査又は重量検査においてエラーが発生した場合は、エラーが発生した成果物のほか、前後の成果物についても点検を行い一部封入漏れや、別人の納付書等が混入しないようにすること。
- ② 封入封緘機に返信用封筒をセットする際は、誤った返信用封筒が同封されることがないよう、出力仕様書（別添2事務センター一覧）を確認する等の方法により、被保険者の住所に応じた返信用封筒が封入封緘機にセットされているかを複数人で確認を行い、確認した記録を残すこと。

#### (6) 納付書の引抜き

機構が上記2(3)により貸与するDVD（納付書引抜対象者データ）に基づき、納付書の引抜きを行うこと。引抜結果については、引抜対象者毎に、納付書作成契機、特定者区分、作成元事務所コード、郵便番号、納付書発行整理番号及び氏名を記載した「納付書引抜対象者一覧表」（様式任意）を作成し、引抜分納品日までに電子媒体により報告すること。

（参考）令和7年7月定時分における引抜率は、0.3%である。

#### (7) 区分・梱包業務

区分及び結束の方法については、差出を行う日本郵便株式会社と事前に調整し、郵便番号料金の割引率が最大限となるように行うこと。

#### (8) 発送件数の確認

受託事業者は、日本郵便株式会社へ差出しする日の前営業日の12時までに、差出通数票を作成し、機構へ提出すること。

機構は、差出日の前営業日の17時までに、料金後納郵便物差出票を作成し、受託事業者に対して交付する。受託事業者は、本番データの収録件数から引抜き件数を引いた件数と、料金後納郵便物差出票の件数を合算することにより納付書の発送件数を確認すること。

#### (9) 完成品の品質検証

- ① 機構は、令和8年6月16日までに、上記(4)で作成した機構ダミー品の対象一覧（ダミーデータの基礎年金番号を記載）をメール又はFAX等で送信し、引抜きを依頼する。
- ② 受託事業者は、上記①の対象一覧に基づき機構ダミー品を引抜き、本番品と機構ダミー品を連続して印刷したことを確認できる証跡とともに機構へ提出し、検証を受けること。なお、機構ダミー品及び証跡の提出方法については、別途指示する。

本番品と機構ダミー品を連続して印刷（本番品の中に挿入された状態で印刷）していることを確認できる印刷機（印刷システム）のログその他客観的な証跡を提出すること。

- ③ 機構は、機構ダミー品及び証跡を検証し、合格の場合、納品を指示する。
- ④ 本番データに機構ダミーデータが挿入されない場合は、代替品として機構が指定した品質検証用の完成品15件程度の引抜きを依頼する。

そのため、上記(4)②及び上記(9)①～③の作業について契約期間中に変更する場合がある。変更する場合は事前に連絡するため、受託事業者は機構の指示に従い、実施体制を整えること。

#### (10) 納品

##### ① 差出分

納付書に料金後納郵便物差出票を添えて日本郵便株式会社（原則、銀座郵便局とする。ただし、機構と別途協議の上で、承認を得た場合については、この限りでない。）に差し出すことにより納品とする。

料金後納郵便物差出票または差出票の写しは、納品日から3営業日以内に機構に提出すること。

納品日：令和8年6月30日（差出）

##### ② 引抜分

引抜は、引き抜いた現物とデータを突き合わせ二重チェックを行い、引き抜き誤りを防止すること。

引き抜いた納付書は、機構が別途指定する場所（首都圏1箇所）に納品することとし、納品日まで受託事業者において厳重に管理・保管すること。納品日は令和8年7月7日を予定しているが、詳細については、別途機構より連絡する。

なお、引き抜いた納付書は段ボール箱（サイズは任意）に梱包して納品することとし、段ボール箱の外部に梱包件数を記載すること。

また、機構から引渡した同封物等で使用しなかったもの（個人情報が含まれていないもの）は受託事業者で廃棄（シュレッダー又は溶解処理）すること。

#### (11) 貸与物品の返却

業務が終了した貸与物品（DVD・印影等）は、納品後、令和8年7月14日までに返却すること。

### 4 委託条件等

#### (1) 第三者への委託

受託業務の実施にあたり、委託業務の全部又は主体的部分を第三者へ委託（以下「再委託」という。）することは、認めないものとする。

ただし、委託業務の主体的部分を除く一部についてあらかじめ機構から書面による承認を受けた場合は、この限りでない。

なお、本委託業務において主体的部分を除く一部とは、次に限る。

#### 再委託を認める業務

業務	項番	備考
搬送	2(1)	・DVD等の受領、返却時の搬送
	2(2)	・DVD等の受領、返却時の搬送
	2(3)	・DVD等の受領、返却時の搬送
	2(4)	・機構から引渡した同封物の搬送
	3(1)	・納付書及び送付用封筒並びにリーフレットの

	3(3)⑤ 3(4)① 3(9)② 3(10) 3(11)	作成（自社生産する場合の用紙製造を含む） ・本番検証品の搬送 ・業者ダミー品の搬送 ・機構ダミー品の搬送 ・納品時における郵便局までの搬送 ・引き抜いた納付書の搬送 ・機構から引渡した貸与物品の返却
--	---	---

- ① 機構は再委託先の監督を受託事業者に求めるものとする。
- ② 再委託先にあたっては、以下の事項を遵守すること。
- ア 再委託先に対する委託要領については、この委託要領に定める内容を必ず規定すること。
- イ 再委託先との契約には以下の事項を盛り込むこと。
- ・受託事業者の再委託先に対する監督・監査・報告徴取に関する権限。
  - ・機構の再委託先に対する監査・報告徴取に関する権限。
  - ・再委託先における個人情報等の漏えい・盗用・改ざん及び目的外利用等の禁止。
  - ・再委託先における個人情報等保護のための体制の整備及び安全管理措置。
  - ・再々委託の禁止。
  - ・個人情報等の漏えいが発生した場合の受託事業者の責任。
- ③ ③再委託の承認を受けた場合においても、受託事業者は再委託先の行為について全責任を負うものとし、受託業務に違反した場合、機構は再委託の承認を取り消すとともに、受託事業者は機構における全ての損害を再委託先と連帯して補填するものとする。

## (2) 搬送について

- ① 搬送に使用する車両は、受託事業者の自社便または配送業者を使用すること。
- ② 搬送に使用する車両は、施錠できる有蓋車とし、委託業務以外の他の物品との混載を行わないこと。
- ③ 再委託先は、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条による一般貨物自動車運送事業の許可を受けていること。
- ④ DVD等の搬送にあたっては、水漏れや落下等による破損（DVDの記録内容の破壊を含む）盗難及び紛失等による情報漏えいを防止する容器（DVD用プラスチックケース等）に収納すると共に、施錠のできる堅固な容器（ジュラルミン製等）を用いる等の所要の措置を講ずることとし、必要な物品は受託事業者があらかじめ準備すること。

## 5 作業上の注意事項

- (1) 総括管理責任者および現場責任者は、作業状況を常に把握し、枚数の不備、印刷内容の誤り、宛先の住所と封筒の種類の一一致、利用者区分割引に合わせた区分や取りまとめ、保管方法等に注意を払うこと。
- (2) 事故又は作業工程において問題が発生した場合は、直ちに事故処理状況等を機構に報告するとともに、総括管理責任者および現場責任者は発生状況、原因等について

- て把握し、機構の指示を仰ぐこと。
- (3) 貸与したDVDに不備があり使用不可能な場合は、別紙4「電子媒体不備報告書」により事象を具体的に機構に報告すること。
- (4) 完成品として日本郵便株式会社へ差し出し後に万一事故が発覚した場合、直ちに機構に報告するとともに、作業開始から事故発生までの間に完成品として日本郵便株式会社に差し出された納付書についても、同様の事故が発生していないか確認し、その後の対応については機構の指示に従うこと。また回収作業については、受託事業者で責任を持って実施すること。

## 6 電子媒体に関する注意事項

- (1) 本業務で使用する電子媒体は、上記2(1)及び上記(2)のDVD、上記2(3)の納付書引抜対象者DVDは除き、機構から貸与するセキュアUSBメモリを使用すること。なお、引渡し方法及び取扱方法については、別途機構より連絡する。
- (2) セキュアUSBメモリのパスワードは機構より通知する。
- (3) 上記2(1)及び上記(2)のDVD、上記2(3)の納付書引抜対象者DVD、セキュアUSBメモリを機構に送付する際は、追跡可能な方法によることとし、送付物の送付事蹟を記録（送付物、宛先、送付年月日、到着年月日、追跡証書（特定記録郵便追跡番号等）等）すること。
- (4) 受託事業者は、パスワードが本来閲覧できる者以外の者に知られた場合又はパスワード通知書を紛失した場合は、直ちに機構に報告の上で、電子媒体を追跡可能な方法により機構へ返却（又は提出）すること。なお、機構が郵便事故等によりパスワード通知書の紛失を把握した場合は、機構からその旨連絡する。受託事業者は、連絡受け後直ちに電子媒体を追跡可能な方法により機構へ返却（又は提出）すること。

## 別添資料

- |            |                              |
|------------|------------------------------|
| 別添資料1      | 納付書作成に係る用紙仕様書                |
| 別添資料2-①    | 定時分納付書作成に係る情報提供電子媒体仕様書（DVD編） |
| 別添資料2-②    | 納付書引抜対象者に係る情報提供電子媒体仕様書（DVD編） |
| 別添資料3      | 定時分納付書作成に係る出力仕様書（DVD編）       |
| 別添資料3（別添1） | 年金事務所電話番号一覧                  |
| 別添資料3（別添2） | 事務センター一覧                     |
| 別添資料4      | 封筒仕様書                        |
| 別添資料5      | リーフレット仕様書                    |
| 別添資料6      | バーコード読取試験の実施について             |

## 別紙 1

## 納付書枚数編成

納付書の 枚数編成	納付 案内書	口座振替 申出書	領収（納付受託）済額通知書															備考
			前納	上半期 前 納	下半期 前 納	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
13枚	○	○	○		○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

※ 納付書の編成内容は上記のとおりであるが、プレ印刷帳票の印刷方法・構成は受託事業者で決定すること。

## DVD一覧表

令和8年7月定時分

項番	種類	引渡月日	予定枚数 (正・副)	DVD作成 単位	DVD編集内容	納付書仕分方法
1	定時分納付書DVD (本番データ)	令和8年6月12日	4	県単位	13枚固定 (レコード長固定)	利用者区分割引条件にあわせる
2	納付書引抜対象者DVD	令和8年6月16日を予定	2	全国単位		

※項番1は国民年金保険料納付書作成、項番2は引抜業務において用いる。

※貸与年月日は前後する場合がある。

※項番2の貸与年月日は複数日に分かれる場合がある。

令和 年 月 日

日本年金機構 理事長代理人  
国民年金部長 福嶋 清 殿

住 所  
法人名又は商号  
氏 名 印

## コンビニ収納用バーコードの読み取りに関する報告書

「国民年金保険料納付書（令和8年7月定時分）の作成及び発送準備業務」において作成した納付書に印字したコンビニ収納用バーコードが全件読み取れることを確認したので報告します。

令和 年 月 日

日本年金機構 理事長代理人  
国民年金部長 福島 清 殿

所在地  
法人名又は商号  
代表者名

印

## 電 子 媒 体 不 備 報 告 書

受領した電子媒体について、下記のとおり不備がありましたので、報告します。

フォルダ名			作成年月日	年	月	日
ファイル名						
不備内容	<不備の種類>	<詳細>				
	<input type="checkbox"/> 媒体エラー <input type="checkbox"/> 項目エラー					
備 考						

### 受託事業者の連絡先

担当部署名		
担当者名		
電話番号	-	- (内線)

# 納付書作成に係る用紙仕様書

日本年金機構本部

国民年金部

令和 6 年 10 月

○ 対象帳票

- ・ 国民年金保険料納付案内書
- ・ 国民年金保険料口座振替納付申出書
- ・ 領収（納付受託）済通知書

○ 校正先：日本年金機構本部国民年金部国民年金業務G

## 1. 品名

国民年金保険料納付案内書  
国民年金保険料口座振替納付申出書  
領収（納付受託）済通知書

## 2. 媒体規格

### (1) 紙質

OCR用白色上質紙  
(JIS X 9004にて規定されたOCR用紙)  
四六判 72kg

### (2) 用紙の地色及び刷色

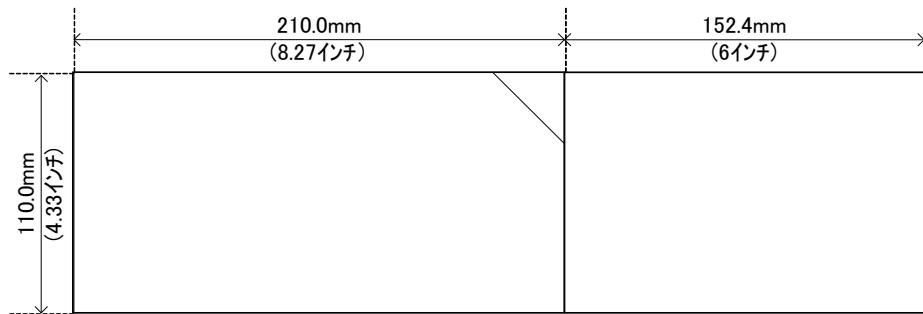
- ・ プレ印刷に使用するのは、JIS X 9004（光学式文字認識のための印字仕様）に規定されるOCR-Bフォントを使用することとする。
- ・ 地色は、白色とする。
- ・ 刷色は、黒色および、赤色（ドロップアウトカラー）等とする。
- ・ ドロップアウトカラーの指定は、波長感度特性：560～670nmのPCS値が平均0.1以下であること。

(注) 測定方法は、JIS X 9004（PCS値MAX：0.15以下であること）準拠とすること。なお、領収（納付受託）済通知書の左側にある「Pay－easy（ペイジー）マーク」の印刷には墨色を用いること。

- ・ 印刷内容イメージは、別紙のとおり。

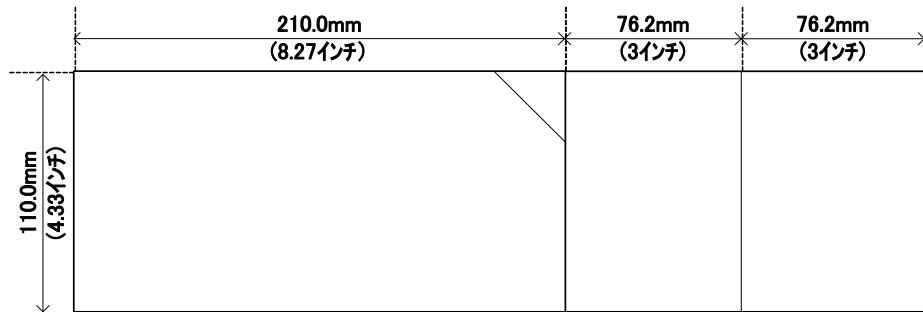
(3) 用紙のサイズ (測定条件: 温度 20 ± 2 °C、相対湿度 65 ± 2%)

< 納付案内書及び口座振替納付申出書の用紙 >



- a. 左端から 8.27 インチの箇所に中間縦ミシン 1を入れること。(天地 5mm ジャンプミシン)
- b. ミシン目は、切り離しが容易であり折り曲げにより切断されないこと。  
(例 カット部 1.5mm アンカット部 0.8mm)
- c. 中間縦ミシン 1 左側上部にコーナーカットを入れること。

< 領収（納付受託）済通知書用紙 >



- a. 左端から 8.27 インチの箇所に中間縦ミシン 1 を入れること。（天地 5mm ジャンプミシン）
- b. 左端から 11.27 インチの箇所に中間縦ミシン 2 を入れること（天地 5mm ジャンプミシン）
- c. ミシン目は、切り離しが容易であり折り曲げにより切断されないこと。  
(例 カット部 1.5mm アンカット部 0.8mm)
- d. 中間縦ミシン 1 左側上部にコーナーカットを入れること。

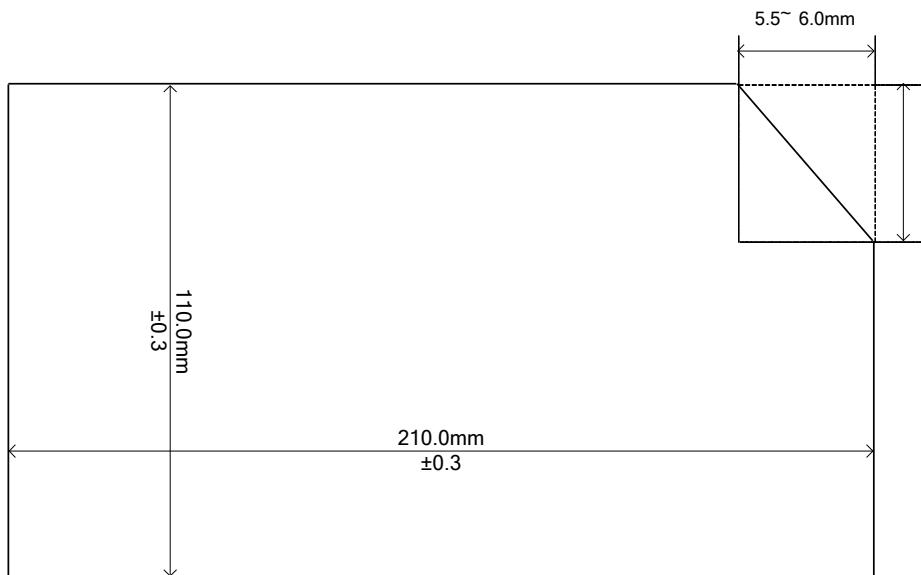
① 単票サイズ（カットサイズ）について（O C R帳票分）

コーナーカット（右）： 縦) 5.5mm~6.0mm

横) 5.5mm~6.0mm

単票サイズ : 縦) 110.0 mm ± 0.3

横) 210.0 mm ± 0.3



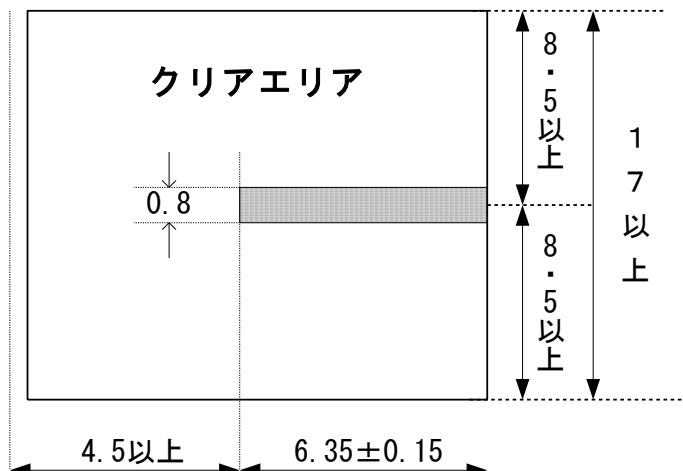
(4) ミシン目

- ① ミシン目のアンカット部分は確実につながっていて、全ての箇所で破れていないものとする。
- ② ミシン目のカット寸法については、切り離しが容易であり、折り曲げにより切断されることの無い値を委託業者で検討し、日本年金機構と調整することとする。

(5) 印刷精度

- ① ラインマークについて

ラインマーク



( 単位 : mm )

ラインマークは黒色とし、PCS 値は、0.75 以上とすること。

なお、ラインマークの中心と読み取り印字領域又は記入領域枠の中心が同じであること。

- ② ラインマークの位置

**国民年金保険料納付案内書**

1 本目…上辺からラインマークの中心までの距離 27.51mm (1.083in) ±0.4mm

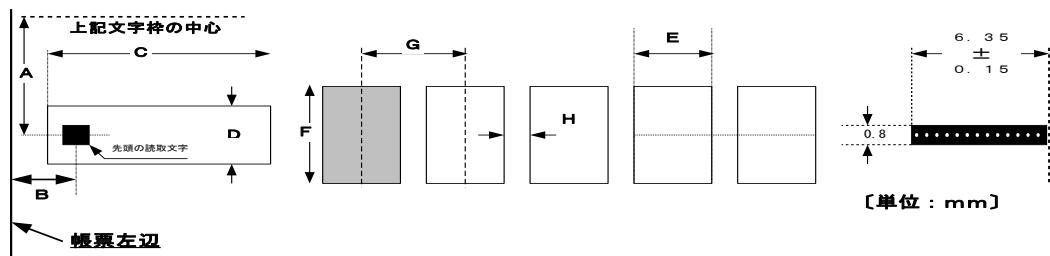
**領収（納付受託）済通知書**

1 本目…上辺からラインマークの中心までの距離 14.81mm (0.583 in) ±0.4mm

2 本目…上辺からラインマークの中心までの距離 27.51mm (1.083 in) ±0.4mm

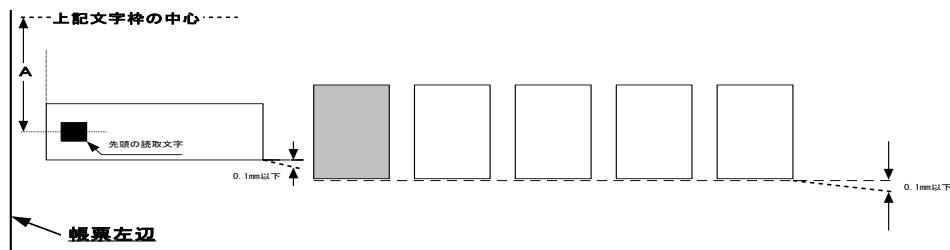
3 本目…上辺からラインマークの中心までの距離 40.21mm (1.583in) ±0.4mm

③ 読み取り文字開始位置及び印字・手書き入力枠サイズと位置について



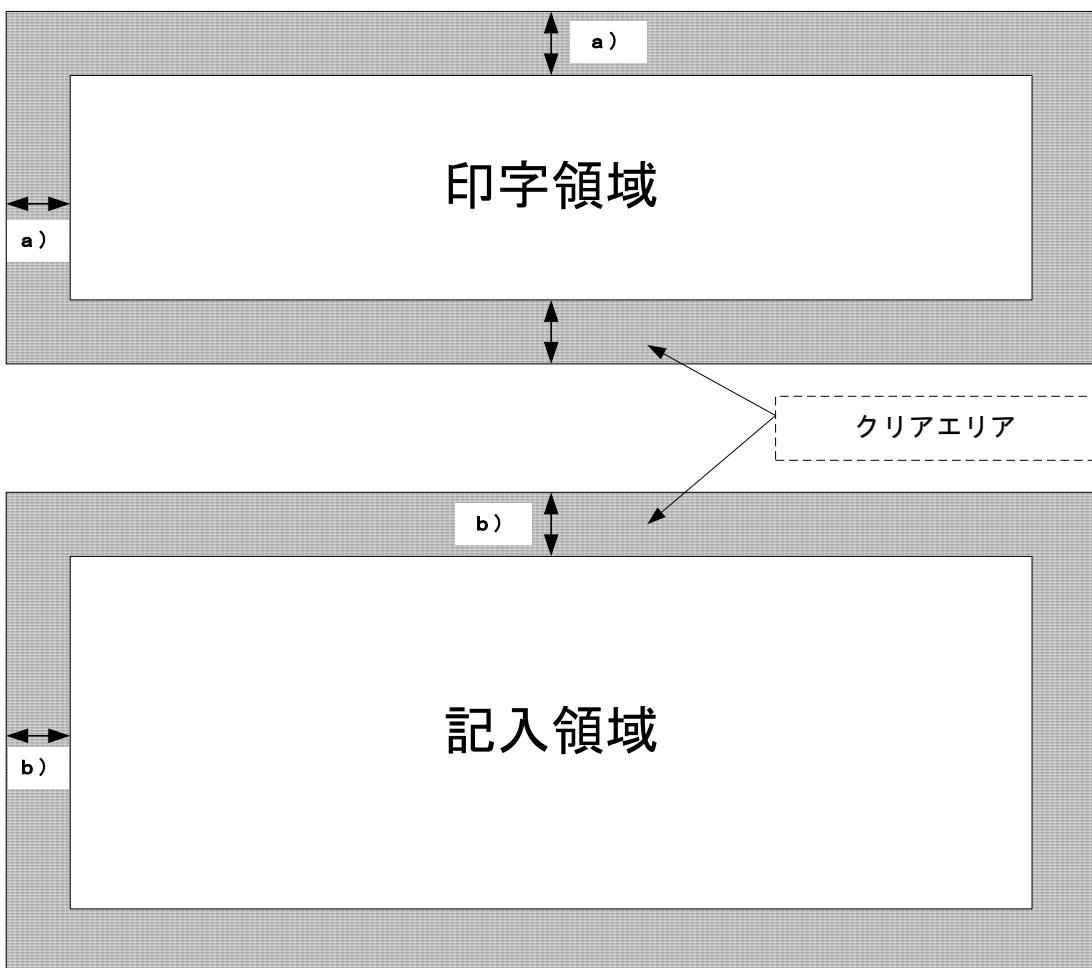
符号	項目	サイズ&読み取り行間隔等	備考
A	手書き文字行と手書き文字行が隣接する行間	$10.1 \text{ mm} + n / 10$	$n = 0, 1, 2, 3, \dots$
B	読み取り項目開始位置	$0.635 \text{ mm} (1/40 \text{ インチ}) \times n$	$n = 20, 21, 22, \dots$
C	印字枠 (幅)	$2.54 \text{ mm} \times n$	文字ピッチ 10字 / 25.4mm
D	印字枠 (高さ)	4.2 mm	
E	記入枠 [小] (幅)	5.00 mm	
F	記入枠 [小] (高さ)	7.00 mm	
G	記入枠の中心の間隔	6.00 mm	
H	記入枠間	1.00 mm	

④ フィールドのズレについて、直角度、平行度を含み、0.1 mm以下とすること。



- ⑤ 使用文字種はJIS X 9001に規定するO C R-BフォントサイズIの活字印字及び  
ドット印字。印字の仕様は、JIS X 9004に準拠し、P C S値は0.55以上とする。
- ⑥ 帳票における読み取り領域については、上辺から10.00mm以上、左辺から6.35mm  
以上、右辺から6.35mm以上、下辺から6.35mm以上が読み取り可能領域とな  
る。

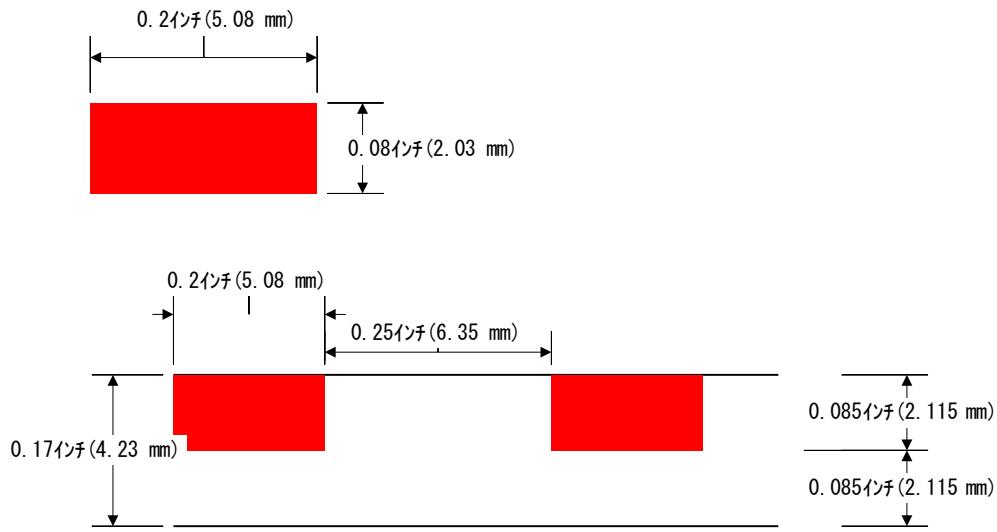
⑦ クリアエリアについて



- a) 4.5mm以上 (文字ピッチ 5.08mm)
- b) 4.5mm

## (6) カラーラインについて

- ① 赤色の破線とする
- ② 縦：1／12 インチ 横：1／5 インチ の線を等間隔で繰り返す。



## (7) 使用禁止の用紙

- ① 続用紙の横ミシン目以外で折りたたんだもの。
- ② 糊づけ面が露出しているもの、波打っているもの、剥がれているもの。

## (8) その他

- ・印影、裏面印刷等の詳細については別途調整とする。
- ・納付書のデータ印字、裁断方法等の関係から、日本年金機構の示す印刷原稿に影響しない範囲で、スプロケット孔、のりしろ部分等に印刷が必要である場合、また横ミシン（折ミシン）等が必要である場合については、別途調整する。
- ・領収（納付受託）日付印欄に係るスタンプ部は、プレ印刷のみとする。
- ・国民年金保険料納付案内書裏面、領収（納付受託）済通知書裏面及び国民年金保険料口座振替納付申出書裏面左側枠内に使用するフォントは、原則として「メイリオ」とする。

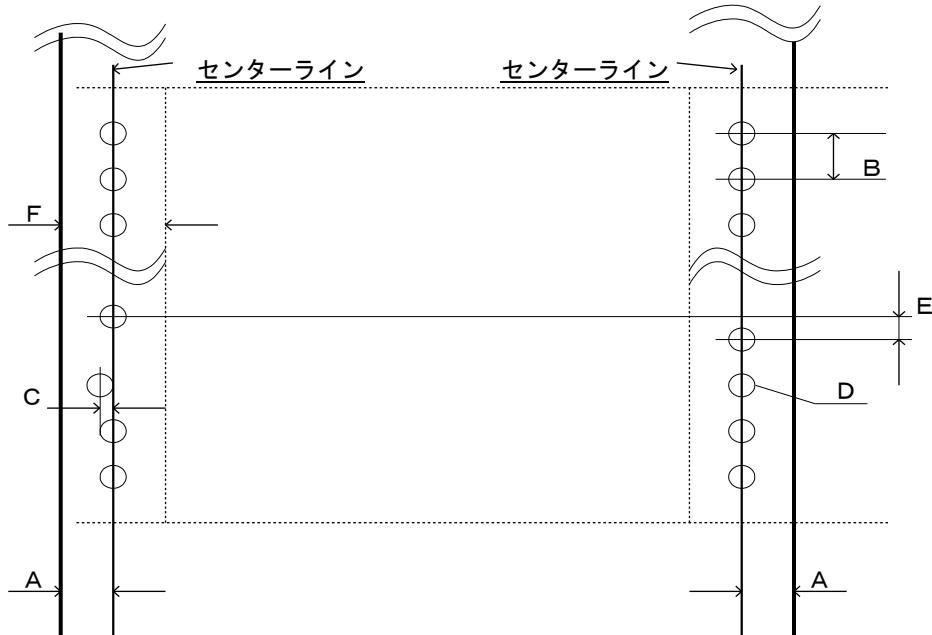
(添付資料)

下記を参考資料として添付致します。

・送り孔について

・ミシン目について

## ・送り孔について



符号	項目	寸法 (mm)	備考
A	送り孔のセンターと対応する端辺との距離	$6.35 \pm 0.35$	6.35mm を標準とする
B	送り孔の中心距離	$12.7 \pm 0.05$	隣接する送り孔の中心距離
	送り孔の中心間距離の累積誤差	±0.3 以下	254mm を越えない任意の二つの送り孔間
C	送り孔の中心ズレ	0.1 以下	センターにに対する送り孔のズレ量
D	送り孔の直径	$4.0 \pm 0.1$	孔の縁が歯状になっている送り孔は最小直径がD通りとし、最大直径は4.5mm とする
E	左右の対応する送り孔の中心ズレ	0.15 以下	左側の任意の送り孔の中心を通り、センターに垂直な直線とそれに対応する右側の送り孔の中心のズレ量
F	端辺と縦ミシン目との距離	$12.7 \pm 0.05$	用紙の左右端辺から縦ミシン目までの距離
	左右のセンターの傾き	0.15 以下	左右のセンターを平行に移動して、一方の端点と重ねたときの他方の端点間距離

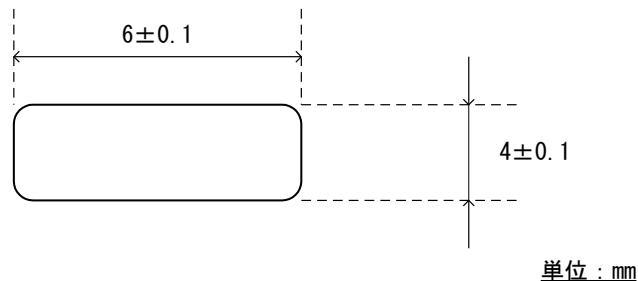
(注) ここでいうセンターラインとは、送り方向に約 254mm 離れた任意の二つの送り孔の中心を結ぶ線分をいう。

- スプロケット孔の形状

下表の通りとする。

なお、孔の縁は歯状でも可とする。

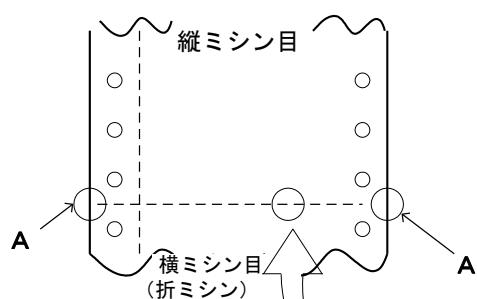
区分	左側孔	右側孔
真円	○	○
小判孔	×	○



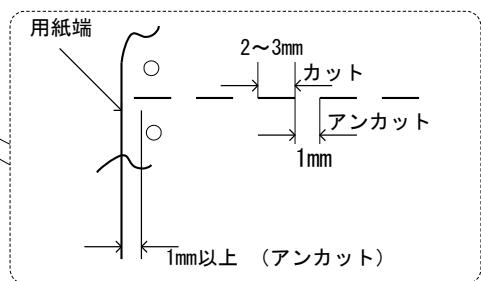
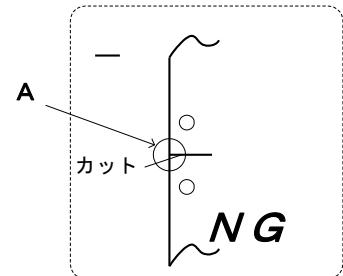
## ミシン目について

用紙の横ミシン両端（A部）は、アンカットとする。

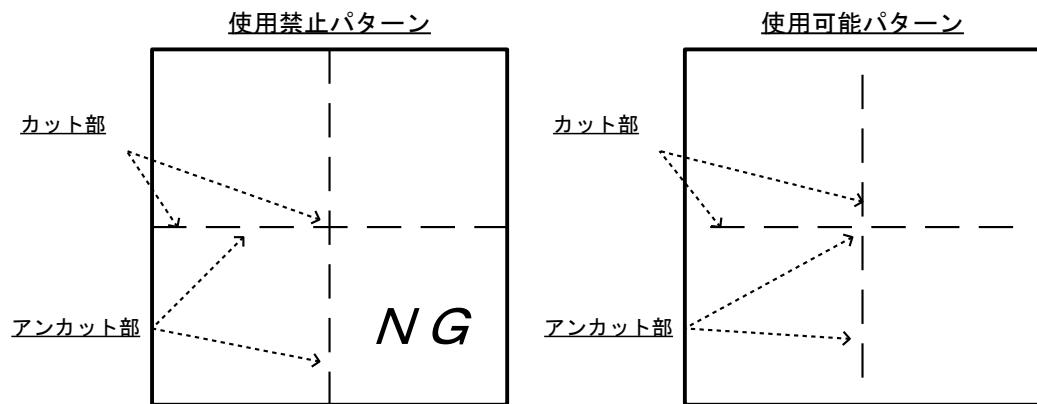
### 使用可能パターン



### 使用禁止パターン



- ③ 縦ミシン目と横の折ミシン目との交差部は、用紙剥がれを防ぐためカット部どおりを十字にクロスさせないこと。



## 納付書用紙の作成に係るイメージ図

(例1)



左のイメージ図は、被保険者1名分の13枚編成納付書のイメージである。  
被保険者1名分の納付書を1件として、調達件数分の用紙を作成すること。

(例2)



納付案内書、口座振替申出書、領収済通知書等、それぞれ作成すること。  
ただし、封入時に順番誤り、誤封入が生じないような措置を講ずること。

# 国民年金保険料納付書（令和8年7月定時分） 国民年金保険料納付案内書

(表面)

年度 国民年金保険料納付案内書																																																																		
01	02	03	04	05																																																														
5664																																																																		
お問い合わせ先																																																																		
TEL	住所																																																																	
(宛先不明時返送先)	氏名	様																																																																
厚生労働大臣 印																																																																		
<p>[ご注意] 誤った納付を防止するため、納付書を1枚ずつ切り離して送付しています。紛失には十分ご注意ください。納付場所や納付方法は、裏面をお読みください。</p>																																																																		
<p>発行年月日： 年 月 日 基礎年金番号： 年度の保険料額および納付期限は以下のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>納付月</th> <th>保険料額</th> <th>納付期限</th> <th>納付月</th> <th>保険料額</th> <th>納付期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>4月分</td><td>円</td><td>年 月 日</td><td>10月分</td><td>円</td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>5月分</td><td>円</td><td>年 月 日</td><td>11月分</td><td>円</td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>6月分</td><td>円</td><td>年 月 日</td><td>12月分</td><td>円</td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>7月分</td><td>円</td><td>年 月 日</td><td>1月分</td><td>円</td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>8月分</td><td>円</td><td>年 月 日</td><td>2月分</td><td>円</td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>9月分</td><td>円</td><td>年 月 日</td><td>3月分</td><td>円</td><td>年 月 日</td></tr> </tbody> </table> <p>以上の保険料のうち、割引前納ができる期間は以下のとおりです。 なお、割引前納で納付できない月分の保険料は、各月分の納付書で納付してください。 全期間前納： 円 → 円 6カ月前納： 円 → 円 (割引額： 円) (割引額： 円)  <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">納付月分</th> <th colspan="2">全期間前納で納める場合</th> <th colspan="2">6カ月前納で納める場合</th> </tr> <tr> <th>年 月～年 月分</th> <th>年 月～年 月分</th> <th>年 月～年 月分</th> <th>年 月～年 月分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>保険料額</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td>納付期限</td><td>年 月 日</td><td>年 月 日</td><td>年 月 日</td><td>年 月 日</td></tr> </tbody> </table> </p>						納付月	保険料額	納付期限	納付月	保険料額	納付期限	4月分	円	年 月 日	10月分	円	年 月 日	5月分	円	年 月 日	11月分	円	年 月 日	6月分	円	年 月 日	12月分	円	年 月 日	7月分	円	年 月 日	1月分	円	年 月 日	8月分	円	年 月 日	2月分	円	年 月 日	9月分	円	年 月 日	3月分	円	年 月 日	納付月分	全期間前納で納める場合		6カ月前納で納める場合		年 月～年 月分	年 月～年 月分	年 月～年 月分	年 月～年 月分	保険料額	円	円	円	円	納付期限	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
納付月	保険料額	納付期限	納付月	保険料額	納付期限																																																													
4月分	円	年 月 日	10月分	円	年 月 日																																																													
5月分	円	年 月 日	11月分	円	年 月 日																																																													
6月分	円	年 月 日	12月分	円	年 月 日																																																													
7月分	円	年 月 日	1月分	円	年 月 日																																																													
8月分	円	年 月 日	2月分	円	年 月 日																																																													
9月分	円	年 月 日	3月分	円	年 月 日																																																													
納付月分	全期間前納で納める場合		6カ月前納で納める場合																																																															
	年 月～年 月分	年 月～年 月分	年 月～年 月分	年 月～年 月分																																																														
保険料額	円	円	円	円																																																														
納付期限	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日																																																														
備考																																																																		

(裏面)

保険料の納付方法と納付場所	
納付書に記載されている金額の保険料を添えて、金融機関、郵便局（※1）、コンビニエンスストア（※2）等の窓口で納付してください。	
<p>■ 取扱金融機関</p> <p>○全国の銀行 ○信用金庫 ○信用組合 ○労働金庫 ○農業協同組合 ○漁業協同組合</p> <p>■ コンビニエンスストアでは、夜間や休日でも納付できます。</p> <p>納付できるコンビニエンスストア等は、納付書の裏面または日本年金機構ホームページをご覧ください。また、コンビニエンスストア等で納めた場合、納付記録の反映までに2週間程度かかる場合があります。</p> <p>■ スマートフォンからの電子決済がご利用できます。</p> <p>■ 電子納付（Pay-easy）がご利用できます。</p> <p>（※1）簡易郵便局のうち、歳入復々代理店となっていない簡易郵便局で納付の手続きをした場合、手続きから領収日まで2営業日程度要します。納付期限または使用期限をご確認のうえ、お早めに納付手続きをしていただきますようお願いします。</p> <p>（※2）<b>保険料額が30万円を超える納付書は、コンビニエンスストアおよびスマートフォンからの電子決済ではお支払いいただけません。</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>翌年度末までの前納をご希望の場合、納付書を失くした場合、汚れなどにより使用できなくなつた場合等、納付書の再発行をご希望の方は、お近くの年金事務所にお申し出ください。</li> <li>すでに納付済みの方、同様の納付書を受け取つた方は、行き違いでご了承ください。</li> <li>免除申請書、口座振替納付申出書等を提出した方にも送付していますので、ご了承ください。 (申請または申し出の結果がお手元に届くまで、この納付書は大切に保管してください)</li> </ul> <p>詳しくは、お近くの年金事務所までお問い合わせください。</p>	
日本年金機構ホームページ <a href="https://www.nenkin.go.jp/">https://www.nenkin.go.jp/</a>	

# 国民年金保険料口座振替納付申出書兼還付金振込方法申出書（令和8年7月定時分同封用）

( 表面 )

**国民年金保険料口座振替納付申出書  
兼還付金振込方法申出書(年金事務所用)**

基礎年金番号		生年月日		電話番号種別	電話番号
		年月日		1 自宅 3 勤務先 2 携帯 4 その他	
国民年金被保険者  氏名 フリガナ	名		住所		
指定預金口座  銀行等 ゆうちょ銀行	金融機関名		支店名	預金種別	口座番号(右詰めで記入)
	1 銀行 4 労働金庫 2 信用金庫 5 農業協同組合 3 信用組合 6 漁業協同組合	1 本店 3 本所 2 支店 4 支所	1 普通 2 当座		金融機関コード 支店コード
種目コード ゆうちょ銀行	契約種別コード	通帳記号	通帳番号(右詰めで記入)	振替方法  ①翌月末振替 ②6ヶ月前納 ③1年前納 ④当月末振替(早割) ⑤2年前納 ⑥2年前納(4月開始)	
	1 6 6 3 2 1	0 -			
国民年金保険料の還付金が発生した場合は、「国民年金保険料の振替口座」への振込を希望します。 なお、「国民年金保険料の振替口座」が被保険者本人名義でない場合でも還付金の振込に同意します。 希望しない場合は右側の□に○をつけてください。 ※「国民年金保険料の振替口座」への振込を希望しない場合には、還付請求書の提出が必要となり、 振込までに2~3ヵ月程度の期間がかかります。					
※ 裏面の注意事項および記入例をご参照のうえ、「国民年金保険料口座振替納付申出書」および「国民年金保険料口座振替依頼書」の太枠内の記入押印し、年金事務所または金融機関等にお申し込みください。 ※ 通常お申し込み1~2ヵ月後に口座振替が開始されます。ご利用開始は、「国民年金保険料口座振替開始(変更)・振替額通知書」で通知します。 ご利用開始では、同封している納付書で現金により納付してください。 ※ この申出書によらず、オンラインで手続きすることもできます。詳しくは日本年金機構ホームページでご確認ください。 ※ 過去の未払い分の保険料を納める場合には、口座振替はご利用いただけませんのでご了承ください。					

**国民年金保険料口座振替依頼書  
(金融機関・ゆうちょ銀行用)**

基礎年金番号		生年月日		電話番号種別	電話番号
		年月日		1 自宅 3 勤務先 2 携帯 4 その他	
国民年金被保険者  氏名 フリガナ	名		住所		
指定預金口座  銀行等 ゆうちょ銀行	金融機関名		支店名	預金種別	口座番号(右詰めで記入)
	1 銀行 4 労働金庫 2 信用金庫 5 農業協同組合 3 信用組合 6 漁業協同組合	1 本店 3 本所 2 支店 4 支所	1 普通 2 当座		金融機関コード 支店コード
種目コード ゆうちょ銀行	契約種別コード	通帳記号	通帳番号(右詰めで記入)	振替方法  ①翌月末振替 ②6ヶ月前納 ③1年前納 ④当月末振替(早割) ⑤2年前納 ⑥2年前納(4月開始)	
	1 6 6 3 2 1	0 -			
※振替方法の説明 ①振替方法「2」「3」「5」「6」では前納分の初回振替の際に、振替方法「4」では初回振替の際に前月分の保険料を合わせて振替します。 ②振替方法「2」「3」「5」「6」について、残高不足等により振替できなかった場合、前納分の再振替は行いません。次の前納振替まで自動的に割引のない翌月末の振替になります。 ③一部納付(一部免除)制度をご利用の方は、口座振替の前納および早割は利用できないため、翌月末振替となります。					

太枠のみ記入押印し、年金事務所または金融機関等にお申し込みください。

( 裏面 )

**国民年金の保険料納付は口座振替が便利でお得です。**

- 保険料が割引されます。
- 口座振替により、まとめて納付(前納)、当月末引き落とし(早割)にすると、保険料が割引され  
お得です。
- 納め忘れがなく確実です。
- 保険料はお客様の預金口座から毎月自動的に引き落とされますので、納め忘れがなく確実です。  
※保険料を納め忘れると、老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金の受給要件を満たさず、年金が受け取れなくなる恐れがあります。
- 手続きは簡単です。
- 口座振替納付申出書は、年金事務所や金融機関等の窓口にご提出ください。  
なお、この申出書によらず、マイナポータルを経由し「ねんきんネット」上でオンラインによる口座振替申出の手続きをすることも可能です。いつでも簡単に手続きできますので、ぜひご利用ください。  
(一部の金融機関では対応できません。)  
詳しくは日本年金機構ホームページでご確認ください。
- 国民年金保険料口座振替納付申出書兼還付金振込方法申出書(年金事務所用)および国民年金保険料口座振替依頼書(金融機関・ゆうちょ銀行用)の両方をご提出ください。

( 裏面 )

**<記入例>**

基礎年金番号		生年月日		電話番号種別	電話番号
0000-999999		昭和43年4月5日		1 自宅 3 勤務先 2 携帯 4 その他	03-9999-9999
国民年金被保険者  氏名 フリガナ	名		住 所 千代田区霞が関1-2-2		
指定預金口座  銀行等 ゆうちょ銀行	金融機関名		支店名	預金種別	口座番号(右詰めで記入)
	国年	1 本店 3 本所 2 支店 4 支所	1 普通 2 当座		金融機関コード 支店コード
種目コード ゆうちょ銀行	契約種別コード	通帳記号	通帳番号(右詰めで記入)	振替方法  ①翌月末振替 ②6ヶ月前納 ③1年前納 ④当月末振替(早割) ⑤2年前納 ⑥2年前納(4月開始)	
	1 6 6 3 2 1	0 -			
印字された基礎年金番号と生年月日を確認 のうえ、本人の氏名を記入してください。					
被保険者本人の口座 であっても口座名義人 氏名をご記入ください。 (記入漏れにご注意ください。)					

**国民年金保険料口座振替依頼書  
(金融機関・ゆうちょ銀行用)**

基礎年金番号		生年月日		電話番号種別	電話番号
0000-999999		昭和43年4月5日		1 自宅 3 勤務先 2 携帯 4 その他	03-9999-9999
国民年金被保険者  氏名 年金 太郎	名		住 所 千代田区霞が関1-2-2		
指定預金口座  銀行等 ゆうちょ銀行	金融機関名		支店名	預金種別	口座番号(右詰めで記入)
	国年	1 本店 3 本所 2 支店 4 支所	1 普通 2 当座		金融機関コード 支店コード
種目コード ゆうちょ銀行	契約種別コード	通帳記号	通帳番号(右詰めで記入)	振替方法  ①翌月末振替 ②6ヶ月前納 ③1年前納 ④当月末振替(早割) ⑤2年前納 ⑥2年前納(4月開始)	
	1 6 6 3 2 1	0 -			
※振替方法の説明 ①振替方法「2」「3」「5」「6」では前納分の初回振替の際に、振替方法「4」では初回振替の際に前月分の保険料を合わせて振替します。 ②振替方法「2」「3」「5」「6」について、残高不足等により振替できなかった場合、前納分の再振替は行いません。次の前納振替まで自動的に割引のない翌月末の振替になります。 ③一部納付(一部免除)制度をご利用の方は、口座振替の前納および早割は利用できないため、翌月末振替となります。					

**振替方法欄の希望する振替方法の番号に○印をつけてください。**

「1 翌月末振替」……………前月分の保険料を翌月末日に振替する方法です。  
 「2 6ヶ月前納」……………6ヶ月分(上期:4月～9月分、下期:10月～翌年度3月分)の保険料を上期は4月末日に、下期は10月末日にまとめて振替する方法です。  
 「3 1年前納」……………1年分(4月～翌年度3月分)の保険料を4月末日にまとめて振替する方法です。  
 「4 当月末振替(早割)」……当月分の保険料を当月末日に振替する方法です。  
 「5 2年前納」……………2年分(4月～翌年度3月分)の保険料を4月末日にまとめて振替する方法です。  
 「6 2年前納(4月開始)」……2年分(4月～翌年度3月分)の保険料を4月末日にまとめて振替する方法です。

**金融機関への届出印を鮮明に押印してください。**

**【ご注意ください】**  
国民年金保険料口座振替依頼書(金融機関・ゆうちょ銀行用)の記入事項を訂正する場合は、必ず訂正印(届出印)を押印してください。

振替方法欄の希望する振替方法の番号に○印をつけてください。

「1 翌月末振替」……………前月分の保険料を翌月末日に振替する方法です。  
 「2 6ヶ月前納」……………6ヶ月分(上期:4月～9月分、下期:10月～翌年度3月分)の保険料を上期は4月末日に、下期は10月末日にまとめて振替する方法です。  
 「3 1年前納」……………1年分(4月～翌年度3月分)の保険料を4月末日にまとめて振替する方法です。  
 「4 当月末振替(早割)」……当月分の保険料を当月末日に振替する方法です。  
 「5 2年前納」……………2年分(4月～翌年度3月分)の保険料を4月末日にまとめて振替する方法です。  
 「6 2年前納(4月開始)」……2年分(4月～翌年度3月分)の保険料を4月末日にまとめて振替する方法です。

振替方法「2」「3」「5」「6」を選択する場合、初回振替日によって初回の振替对象期間が異なります。  
 ①初回振替の際は、初回振替日が属する月(振替日が金融機関の休業日となる場合は、振替日の属する月の前月分)から、当年度3月分(2年前納の場合は翌年度3月分)までを一括振替します(②、③の場合を除く。)  
 ②「6ヶ月前納」の初回振替日が5月末日から9月末日までの場合は、9月分の保険料までは自動的に割引のない翌月末振替となり、10月末日に6ヶ月前納を開始します。  
 ③「2年前納(4月開始)」の初回振替日が5月末日から当年度3月末日の場合は、当年度3月分の保険料までは自動的に割引のない翌年末振替となり、翌年度4月末日に2年前納を開始します。

※「2年前納(4月開始)」を選択し、直近の4月から2年前納の開始を希望される場合は、2月末までに申出書を日本年金機構に提出(必着)してください。なお、2月末までにご提出いただいた場合でも、口座の確認に時間を要した場合など4月の口座振替に間に合わない場合があります。この場合、5月末に、割引のない4月分保険料と5月分から翌年3月分までの23ヵ月分の前納保険料を振替します。

## 国民年金保険料納付書（令和8年7月定期分）領収（納付受託）済通知書（前納）

<p><b>保険料の納付方法</b></p> <p>納付書に記載されている金額の保険料を添えて、金融機関、郵便局（※1）、コンビニエンスストア（※2）等の窓口で納付してください。</p> <p>■ 取扱金融機関</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 全国の銀行    <input type="radio"/> 信用金庫    <input type="radio"/> 信用組合    <input type="radio"/> 労働金庫</li> <li><input type="radio"/> 農業協同組合    <input type="radio"/> 漁業協同組合</li> </ul> <p>■ コンビニエンスストアでは、夜間や休日でも納付できます。 納付できるコンビニエンスストア等（令和7年4月時点）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> くらしハウ <input type="radio"/> 生活彩家 <input type="radio"/> セブン-イレブン <input type="radio"/> ニューヤマザキデイリーストア <input type="radio"/> ポプラ <input type="radio"/> ヤマザキデイリーストアー <input type="radio"/> MMK設置店</li> <li><input type="radio"/> スリーエイト <input type="radio"/> セイコーマート <input type="radio"/> デイリーヤマザキ <input type="radio"/> ファミリーマート <input type="radio"/> ミニストップ <input type="radio"/> ローソン</li> </ul> <p>■ スマートフォンからの電子決済（※2）をご利用できます。 この納付書はバーコードを利用して決済アプリから電子決済することができます。 納付できる電子決済事業者や納付方法については、ご利用の電子決済事業者にお問い合わせください。</p> <p>■ 電子納付（Pay-easy）をご利用できます。 この納付書はPay-easy（ペイジー）対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。 納付の際にご利用の金融機関にお問い合わせください。</p> <p>(※1) 簡易郵便局のうち、歳入復々代理店となっていない簡易郵便局で納付の手続きをした場合、手続きから領収日まで2営業日程度要します。納付期限または使用期限をご確認のうえ、お早めに納付手続きをしていただきますようお願いします。</p> <p>(※2) 保険料額が30万円を超える納付書は、コンビニエンスストアおよびスマートフォンからの電子決済ではお支払いいただけません。</p> <p>この「納付書・領収（納付受託）証書」は大切に保管してください。</p>	<p><b>納付期限までに納めてください</b></p> <p>納付期限は、法令で「納付対象月の翌月末日」と定められています。 納付期限までに保険料を納めないと、障害基礎年金や、遺族基礎年金が、受給できない場合がありますので、忘れずに納めてください。</p>	<p><b>納付期限と使用期限について</b></p> <p>■ 「納付期限」と表示のある納付書の場合</p> <p>納付期限を経過した場合でも、納付期限から2年間はこの納付書で保険料を納めることができます。</p> <p>■ 「使用期限」と表示のある納付書の場合</p> <p>使用期限を経過すると、この納付書で納付することはできません。</p> <p>● 使用期限を経過していても、前納用納付書については、年度内で前納できる期間がある場合には、新たな納付書を発行できます。</p> <p>また、追納を希望する対象月から10年を経過していない追納保険料については、新たな納付書を発行できます。</p> <p><b>詳しくは、お近くの年金事務所までお問い合わせください。</b></p> <p>◆ すでに納付済みの方や同様の納付書を受け取つた方は、行き違いでご了承ください。</p>
---	---	---

# 国民年金保険料納付書（令和8年7月定期分）領収（納付受託）済通知書（下期）

（表面）

領収（納付受託）済通知書										国庫金	国民年金		
(この通知書は機械処理されますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。)		年度	年金特別会計	厚生労働省所管	取扱庁番号	取扱序名							
82401		Z9	0343	6118	00066421	厚生労働省年金局（国民年金）							
納付目的		国民年金保険料 (X X)	基礎年金番号		56005	9999	9999999999	9999999999	99	9999999999	国保 民年金 勘定料	ZZZZZ9 円 9	
納付期間		X X Z9 年 Z9 月分	業務滞勤定金	合計額	Z Z Z Z Z9 円	Z Z Z Z Z9 円	収納区分	取納年月日					
納付書発行年月日		X X Z9 年 Z9 月 Z9 日	※裏面の説明をお読みください。		X X Z9 年度 厚生労働省所管		上記の合計額を領収しました。				この通知書は領収書ですが、機械処理の関係で領収済通知書、納付書・領収証書に離さず同一の順序に継続して提出してください。		
Pay-easy		取扱機関番号 005009999999999999999999	納付番号 9999999999999999999999	確認番号 9999999999999999999999	住所 X X X X X X X X X X X X X X	X X X X X X X X X X X X X X	X X X X X X X X X X X X X X	X X X X X X X X X X X X X X	X X X X X X X X X X X X X X	X X X X X X X X X X X X X X	X X X X X X X X X X X X X X	X X X X X X X X X X X X X X	
あて先歳入徴収官 厚生労働省年金局事業管理課長		〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2	(領収（納付受託）済通知書送付先) 払込店が所在する都道府県を管轄する日本年金機構事務センター内 厚生労働省年金局		氏名 X X X X X X X X X X X X X X				この通知書は領収書ですが、機械処理の関係で領収済通知書、納付書・領収証書に離さず同一の順序に継続して提出してください。				
納付場所		日本銀行本店、支店、代理店又は歳入代理店、納付受託機関、日本年金機構の年金事務所	注 意		延滞金は、督促を受けた場合に限り督促状に記載されているところによって納付してください。				この通知書は領収書ですが、機械処理の関係で領収済通知書、納付書・領収証書に離さず同一の順序に継続して提出してください。				
(8年10月～9年3月の 6ヶ月分をまとめて納 付するときに使用)												8 下期 (厚生労働省年金局送付用)	
※納付方法について、詳しくは裏面の説明をお読みください。												翌年度5月1日以降現年度歳入組入	
(取扱機関用)												翌年度5月1日以降現年度歳入組入	
(納付者渡し)												翌年度5月1日以降現年度歳入組入	

（裏面）

<b>保険料の納付方法</b>	<b>納付期限までに納めてください</b>
納付書に記載されている金額の保険料を添えて、金融機関、郵便局（※1）、コンビニエンスストア（※2）等の窓口で納付してください。	
<b>■ 取扱金融機関</b>	
<input type="radio"/> 全国の銀行 <input type="radio"/> 信用金庫 <input type="radio"/> 信用組合 <input type="radio"/> 労働金庫 <input type="radio"/> 農業協同組合 <input type="radio"/> 漁業協同組合	
<b>■ コンビニエンスストアでは、夜間や休日でも納付できます。</b>	
納付できるコンビニエンスストア等（令和7年4月時点） <input type="radio"/> くらしハウス <input type="radio"/> スリーエイト <input type="radio"/> 生活彩家 <input type="radio"/> セイコーマート <input type="radio"/> セブン-イレブン <input type="radio"/> デイリーヤマザキ <input type="radio"/> ニューやマザキデイリーストア <input type="radio"/> ファミリーマート <input type="radio"/> ポプラ <input type="radio"/> ミニストップ <input type="radio"/> ヤマザキデイリーストア <input type="radio"/> ローソン <input type="radio"/> MMK設置店	
<b>■ スマートフォンからの電子決済（※2）がご利用できます。</b>	
この納付書はPay-easy（ペイジー）対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。 納付できる電子決済事業者や納付方法については、ご利用の電子決済事業者にお問い合わせください。	
<b>■ 電子納付（Pay-easy）がご利用できます。</b>	
この納付書はPay-easy（ペイジー）対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。 納付の際にご利用の金融機関にお問い合わせください。	
(※1) 簡易郵便局のうち、歳入復々代理店となっていない簡易郵便局で納付の手続きをした場合、手続きから領収日まで2営業日程度要します。納付期限または使用期限をご確認のうえ、お早めに納付手続きをしていただきますようお願いします。	
(※2) 保険料額が30万円を超える納付書は、コンビニエンスストアおよびスマートフォンからの電子決済ではお支払いいただけません。	
詳しく述べてお近くの年金事務所までお問い合わせください。	
<b>◆ すでに納付済みの方や同様の納付書を受け取った方は、行き違いでご了承ください。</b>	
<b>この「納付書・領収（納付受託）証書」は大切に保管してください。</b>	

## 国民年金保険料納付書（令和8年7月定期分）領収（納付受託）済通知書（各月）

<p><b>保険料の納付方法</b></p> <p>納付書に記載されている金額の保険料を添えて、金融機関、郵便局（※1）、コンビニエンスストア（※2）等の窓口で納付してください。</p> <p>■ 取扱金融機関</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 全国の銀行    <input type="radio"/> 信用金庫    <input type="radio"/> 信用組合    <input type="radio"/> 労働金庫</li> <li><input type="radio"/> 農業協同組合    <input type="radio"/> 漁業協同組合</li> </ul> <p>■ コンビニエンスストアでは、夜間や休日でも納付できます。 納付できるコンビニエンスストア等（令和7年4月時点）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> くらしハウ <input type="radio"/> 生活彩家 <input type="radio"/> セブン-イレブン <input type="radio"/> ニューヤマザキデイリーストア <input type="radio"/> ポプラ <input type="radio"/> ヤマザキデイリーストアー <input type="radio"/> MMK設置店</li> <li><input type="radio"/> スリーエイト <input type="radio"/> セイコーマート <input type="radio"/> デイリーヤマザキ <input type="radio"/> ファミリーマート <input type="radio"/> ミニストップ <input type="radio"/> ローソン</li> </ul> <p>■ スマートフォンからの電子決済（※2）をご利用できます。 この納付書はバーコードを利用して決済アプリから電子決済することができます。 納付できる電子決済事業者や納付方法については、ご利用の電子決済事業者にお問い合わせください。</p> <p>■ 電子納付（Pay-easy）をご利用できます。 この納付書はPay-easy（ペイジー）対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。 納付の際にご利用の金融機関にお問い合わせください。</p> <p>(※1) 簡易郵便局のうち、歳入復々代理店となっていない簡易郵便局で納付の手続きをした場合、手続きから領収日まで2営業日程度要します。納付期限または使用期限をご確認のうえ、お早めに納付手続きをしていただきますようお願いします。</p> <p>(※2) 保険料額が30万円を超える納付書は、コンビニエンスストアおよびスマートフォンからの電子決済ではお支払いいただけません。</p> <p>この「納付書・領収（納付受託）証書」は大切に保管してください。</p>	<p><b>納付期限までに納めてください</b></p> <p>納付期限は、法令で「納付対象月の翌月末日」と定められています。 納付期限までに保険料を納めないと、障害基礎年金や、遺族基礎年金が、受給できない場合がありますので、忘れずに納めてください。</p>	<p><b>納付期限と使用期限について</b></p> <p>■ 「納付期限」と表示のある納付書の場合</p> <p>納付期限を経過した場合でも、納付期限から2年間はこの納付書で保険料を納めることができます。</p> <p>■ 「使用期限」と表示のある納付書の場合</p> <p>使用期限を経過すると、この納付書で納付することはできません。</p> <p>● 使用期限を経過していても、前納用納付書については、年度内で前納できる期間がある場合には、新たな納付書を発行できます。</p> <p>また、追納を希望する対象月から10年を経過していない追納保険料については、新たな納付書を発行できます。</p> <p><b>詳しくは、お近くの年金事務所までお問い合わせください。</b></p> <p>◆ すでに納付済みの方や同様の納付書を受け取つた方は、行き違いでご了承ください。</p>
---	---	---

定時分納付書作成に係る  
情報提供電子媒体仕様書  
(DVD編)

令和 2 年 8 月

日本年金機構

# 目 次

	頁
<b>第1 基本的事項</b>	1
1. 1 目的	1
1. 2 規定にあたっての基本的な考え方	1
<b>第2 具体的事項</b>	2
2. 1 電子媒体関係	2
2. 1. 1 電子媒体の種類	2
2. 1. 2 共通規定事項	3
(1) ハード仕様	3
(2) ソフト仕様	4
(3) ボリューム名及び暗号化後ファイル名	7
(4) D V Dへの収録ファイルについて	7
2. 2 データ作成規定	8
2. 2. 1 D V D種別	8
2. 2. 2 レコード構成と詳細	8
2. 2. 3 0件時のファイル作成有無について	8
<b>第3 貼付ラベル規定</b>	11
3. 1 受託業者用貼付ラベルについて	11
(添付資料)	13
<b>電子媒体の詳細として</b>	
・ 出力のイメージ	
・ ファイルレイアウトフォーム	
<b>印刷専用社会保険フォント一覧（別添）</b>	

## **第1 基本的事項**

### **1. 1 目的**

この仕様書は、日本年金機構が納付書の作成委託を行うにあたり、受託事業者に対して行われる納付書作成情報の提供に使用する電子媒体の仕様を定めたものです。

### **1. 2 規定にあたっての基本的な考え方**

規定については、日本工業規格（JIS）に基づいて作成しました。  
具体的には、JIS X 6248（DVD-リライタブルディスク（DVD-RW））に準じた仕様としています。  
尚、使用する文字コードは1バイト文字はJIS8ビットコード、2バイト文字はShift-JISコードとしました。

## 第2 具体的事項

### 2. 1 電子媒体関係

#### 2. 1. 1 電子媒体の種類

DVD種類	定時分納付書DVD
DVDパターン	A
作成元	日本年金機構
作成単位	受託業者
送付先	被保険者
収録概要	定時分として作成された納付書（案内書、口振依頼書を含む）の 作成情報を郵便番号・基礎年金番号にてSORT済み

DVDパターンについて

A：定時分(DVD)によって納付書の出力枚数が固定)

作成単位について

1枚のDVDに収録可能な複数都道府県の被保険者情報を収録する。

なお、1枚のDVDに集約する都道府県は、取り扱う受託業者が同一の  
都道府県とする。

## 2. 1. 2 共通規定事項

### (1) ハード仕様

ハード仕様の項目とその内容は、表 2. 1. 2-1 の通りです。

表 2. 1. 2-1 電子媒体のハード仕様

項目番号	項目	内容	備考
1	記録型DVD規格	DVD-RW	DVD+RWは使用不可
2	ディスク外径	120mm	
3	記録方式	相変化記録方式	
4	レーザー波長	650nm	
5	記憶容量	4.7GB (片面)	記録可能容量 ディスク1枚あたり : 4.37GB 1ファイルあたり : 1.90GB
6	記録形式	UDF形式	UDF 2.01
7	書き込み方式	パケットライト	UDF形式でサポート ※書き込み時は必ずセッションを閉じる

## (2) ソフト仕様

### ア) 電子媒体のソフト仕様

ソフト仕様の項目とその内容は、表2.1.2-2の通りです。

表2.1.2-2 電子媒体のソフト仕様

項目番号	項目	内容	備考
1	ボリューム名	半角英数字で10桁以内	
2	ファイル名	半角英数字で19桁以内 (ファイル名後の「. (ドット) +拡張子」 の計4桁除く)	
3	レコード形式	定時分納付書 固定長レコード (レコード区切り無し) レコード長 4 5 5 2 バイト	
4	データ属性	1バイト文字または2バイト文字	
5	内部コード	1バイト文字：J I S 8ビットコード 2バイト文字：S h i f t - J I S コード	別添の印刷専用社会保険 フォント一覧を参照
6	収録形式	シングルファイル／シングルボリューム マルチファイル／シングルボリューム	

### イ) ソフト仕様の補足説明

ソフト仕様に関する補足説明は、以下の通りです。

#### ① データ属性 (1バイト文字又は、2バイト文字)

データの各1文字を1バイト(8ビット)で表す形式の文字を1バイト文字、  
データの各1文字を2バイト(16ビット)で表す形式の文字を2バイト文字と  
いいます。

#### ② 内部コード (J I S 8ビットコード及びS h i f t - J I S コード)

電子計算組織内の処理において、文字等を表わすために用いる符号です。

### ③ 収録形式

収録形式は、表2.1.2-3の通りです。

表2.1.2-3 収録形式

項目番号	収録形式	データの収録形態	電子媒体の形態
1	シングルファイル／シングルボリューム	1枚に1暗号化後ファイルを収録	<p>(注1)</p> <p>(注2)</p> <p>(注3)</p> <p>年金事務所 A<sub>1</sub> ~ 年金事務所 A<sub>n</sub></p> <p>年金事務所 B<sub>1</sub> ~ 年金事務所 B<sub>n</sub></p> <p>年金事務所 C<sub>1</sub> ~ 年金事務所 C<sub>n</sub></p> <p>⋮</p>
2	マルチファイル／シングルボリューム	1枚に複数の暗号化後ファイルを収録	<p>(注1)</p> <p>(注2)</p> <p>(注3)</p> <p>年金事務所 A<sub>1</sub> ~ 年金事務所 A<sub>n</sub></p> <p>年金事務所 B<sub>1</sub> ~ 年金事務所 B<sub>n</sub></p> <p>年金事務所 C<sub>1</sub> ~ 年金事務所 C<sub>n</sub></p> <p>⋮</p> <p>(注4)</p> <p>⋮</p>

(注1) 受託業者単位に作成したフォルダを暗号化し、暗号化後ファイルをDVDに収録します。

(暗号化するフォルダのデータ量は、2GB以下とします。)

(注2) 都道府県単位に作成したフォルダを受託業者ごとに集約してフォルダ（受託業者単位）に収録します。

(注3) 年金事務所単位に作成したファイルを都道府県ごとに集約してフォルダ（都道府県単位）に収録します。

(注4) 1受託業者のデータ量が2GBを超える場合には、マルチファイル／シングルボリュームにて収録します。

### ④ レコード形式

- ・固定長レコード（レコード区切り無し）

バイナリ属性を含め、任意のデータ属性を格納したレコードで使用可能な形式。

データ部に関しては、区切りのない一つのファイルとする。

← データA →	← データB →	← データC →
----------	----------	----------

ウ) 暗号化処理方式

電子媒体の暗号化処理方式は、表 2. 1. 2-4 の通りです。

表 2. 1. 2-4 電子媒体の暗号化処理方式

項目番	項目	内容	備考
1	自己解凍形式	AESに準拠した暗号化製品による自己解凍形式とする。	
2	パスワード	16桁の半角英数字とする。	
3	暗号化後 ファイル名	フォルダ名（受託業者単位）の末尾に「.exe」を付与する。	フォルダ名（受託業者単位）は、表 2. 1. 2-6 参照

### (3) ボリューム名及び暗号化後ファイル名

DVD-RWのボリューム名及び暗号化後ファイル名は、表2.1.2-5の通りです。

**表2.1.2-5 ボリューム名及び暗号化後ファイル名**

回付方向	DVD名称	ボリューム名	暗号化後ファイル名
日本年金機構 ↓ 受託業者	定時分納付 書DVD	<p>&lt;定時分納付書（17枚）DVD&gt;            (正) PAW01A～PAW99A            (副) PAW01B～PAW99B</p> <p>&lt;定時分納付書（6枚）DVD&gt;            (正) PAZ01A～PAZ99A            (副) PAZ01B～PAZ99B</p> <p>&lt;定時分納付書（13枚）DVD&gt;            (正) PAY01A～PAY99A            (副) PAY01B～PAY99B</p> <p>※取り扱う受託業者数に応じて必要な枚数分のボリューム名を上記の範囲より使用する。            (受託業者ごとに割り当てるボリューム名の詳細は別途提示させて頂きます)</p>	フォルダ名（受託業者単位）の末尾に「.exe」を付与する

DVD-RWには、暗号化後のファイルを収録します。

### (4) DVDへの収録ファイルについて

定時分納付書DVDに収録されるファイルは、複数のファイルを格納したフォルダを暗号化したものとします。

DVDへ収録するファイルの詳細は、表2.1.2-6 DVD収録ファイルの通りです。

**表2.1.2-6 DVD収録ファイル**

フォルダ名 (受託業者単位)	フォルダ名 (都道府県単位)	ファイル名
正のボリューム名と同じとします。 ただし、DVDの収録形式が「マルチファイル／シングルボリューム」となる場合、2つ目以降のフォルダ名については、ボリューム名の下1桁をB, C, D・・・と置き換えたフォルダ名とします。	表2.2.3-1 フォルダ名（都道府県単位）/ファイル名一覧参照	表2.2.3-1 フォルダ名（都道府県単位）/ファイル名一覧参照

## 2. 2 データ作成規定

納付書作成用DVDには作成の周期や、作成の納付書枚数により複数のDVDが作成されます。それらを区別する為、各DVDにはデータレコードの先頭にDVD種別を設けています。種別については以下の通りです。

### 2. 2. 1 DVD種別

表2. 2. 1-1 納付書DVDの種別

種 別	D V D 内 容	備 考
0 1	定時分納付書（17枚）DVD	—
0 5	定時分納付書（6枚）DVD	—
0 6	定時分納付書（13枚）DVD	—

### 2. 2. 2 レコード構成と詳細

当仕様書で扱う電子媒体についてのレコード構成及び内容は、添付資料の「出力のイメージ」と「ファイルレイアウトフォーム」を参照願います。

### 2. 2. 3 0件時のファイル作成有無について

出力対象となるレコードが0件の場合についても、空データのファイルを作成します。

表2.2.3-1 フォルダ名(都道府県単位)／ファイル名一覧

&lt;定時分納付書(13枚)DVD&gt;

項目番号	都道府県名	年金事務所名	(都道府県ルダ単位名)	ファイル名	項目番号	都道府県名	年金事務所名	(都道府県ルダ単位名)	ファイル名	項目番号	都道府県名	年金事務所名	(都道府県ルダ単位名)	ファイル名
1	北海道	札幌東	UKY01A	N4001A	66	埼玉県	春日部	UKY11A	N4066A	131	静岡県	清水	UKY21A	N4129A
2		札幌西		N4002A	67		秩父		N4067A	132		三島		N4130A
3		函館		N4003A	68		所沢		N4068A	133		掛川		N4131A
4		旭川		N4004A	69		越谷		N4313A	134	大阪府	大手前	UKY22A	N4132A
5		釧路		N4005A	70	千葉県	千葉	UKY12A	N4069A	135		堀江		N4133A
6		岩見沢		N4006A	71		船橋		N4070A	136		市岡		N4134A
7		室蘭		N4007A	72		木更津		N4071A	137		天満		N4135A
8		小樽		N4008A	73		佐原		N4072A	138		淀川		N4136A
9		北見		N4009A	74		松戸		N4073A	139		今里		N4137A
10		帯広		N4010A	75		幕張		N4074A	140		福島		N4138A
11		砂川		N4011A	76		市川		N4315A	141		城東		N4139A
12		稚内		N4012A	77	神奈川県	鶴見	UKY13A	N4075A	142		天王寺		N4140A
13		留萌		N4013A	78		横浜中		N4076A	143		難波		N4141A
14		苫小牧		N4014A	79		横浜南		N4077A	144		玉出		N4142A
15		札幌北		N4015A	80		港北		N4078A	145		八尾		N4143A
16		新さっぽろ		N4016A	81		横浜西		N4079A	146		枚方		N4144A
17	青森県	青森	UKY02A	N4017A	82		川崎		N4080A	147		豊中		N4145A
18		八戸		N4018A	83		平塚		N4081A	148		平野		N4146A
19		弘前		N4019A	84		相模原		N4082A	149		貝塚		N4147A
20		むつ		N4020A	85		小田原		N4083A	150		堺東		N4148A
21	岩手県	盛岡	UKY03A	N4021A	86		横須賀		N4084A	151		東大阪		N4149A
22		一関		N4022A	87		高津		N4085A	152		吹田		N4150A
23		宮古		N4023A	88		厚木		N4086A	153		守口		N4151A
24		二戸		N4024A	89		藤沢		N4087A	154		堺西		N4152A
25		花巻		N4025A	90	新潟県	新潟西	UKY14A	N4088A	155	兵庫県	三宮	UKY23A	N4153A
26	宮城県	仙台南	UKY04A	N4026A	91		長岡		N4089A	156		須磨		N4154A
27		仙台北		N4027A	92		上越		N4090A	157		東灘		N4155A
28		石巻		N4028A	93		三条		N4091A	158		兵庫		N4156A
29		古川		N4029A	94		新発田		N4092A	159		尼崎		N4157A
30		仙台東		N4030A	95		柏崎		N4093A	160		姫路		N4158A
31		大河原		N4031A	96		新潟東		N4094A	161		明石		N4159A
32	秋田県	秋田	UKY05A	N4032A	97		六日町		N4095A	162		豊岡		N4160A
33		雄勝		N4033A	98	富山県	富山	UKY15A	N4096A	163		西宮		N4161A
34		大曲		N4034A	99		高岡		N4097A	164		加古川		N4162A
35		本荘		N4035A	100		魚津		N4098A	165	愛知県	大曾根	UKY24A	N4163A
36	山形県	山形	UKY06A	N4036A	101		砺波		N4099A	166		鶴舞		N4164A
37		鶴岡		N4037A	102	石川県	金沢北	UKY16A	N4100A	167		笠寺		N4165A
38		米沢		N4038A	103		七尾		N4101A	168		中村		N4166A
39		新庄		N4039A	104		小松		N4102A	169		熱田		N4167A
40		寒河江		N4040A	105		金沢南		N4103A	170		昭和		N4168A
41	福島県	東北福島	UKY07A	N4041A	106	福井県	福井	UKY17A	N4104A	171		名古屋北		N4169A
42		平		N4042A	107		敦賀		N4105A	172		名古屋西		N4170A
43		郡山		N4043A	108		武生		N4106A	173		豊橋		N4171A
44		会津若松		N4044A	109	山梨県	甲府	UKY18A	N4107A	174		一宮		N4172A
45		相馬		N4045A	110		大月		N4108A	175		岡崎		N4173A
46		白河		N4046A	111		竜王		N4109A	176		半田		N4174A
47	茨城県	水戸南	UKY08A	N4047A	112	長野県	長野南	UKY19A	N4110A	177		刈谷		N4175A
48		土浦		N4048A	113		岡谷		N4111A	178		瀬戸		N4176A
49		日立		N4049A	114		飯田		N4112A	179		豊田		N4177A
50		下館		N4050A	115		松本		N4113A	180		豊川		N4178A
51		水戸北		N4051A	116		小諸		N4114A	181	三重県	津	UKY25A	N4179A
52	栃木県	宇都宮西	UKY09A	N4052A	117		伊那		N4115A	182		四日市		N4180A
53		栃木		N4053A	118		長野北		N4116A	183		松阪		N4181A
54		大田原		N4054A	119	岐阜県	岐阜南	UKY20A	N4117A	184		尾鷲		N4182A
55		今市		N4055A	120		多治見		N4118A	185		伊勢		N4183A
56		宇都宮東		N4056A	121		大垣		N4119A	186	滋賀県	大津	UKY26A	N4184A
57	群馬県	前橋	UKY10A	N4057A	122		高山		N4120A	187		彦根		N4185A
58		桐生		N4058A	123		美濃加茂		N4121A	188		草津		N4186A
59		高崎		N4059A	124		岐阜北		N4122A	189	京都府	上京	UKY27A	N4187A
60		渋川		N4060A	125		静岡		N4123A	190		中京		N4188A
61		太田		N4061A	126		浜松東		N4124A	191		下京		N4189A
62	埼玉県	浦和	UKY11A	N4062A	127		浜松西		N4125A	192		京都南		N4190A
63		熊谷		N4063A	128		沼津		N4126A	193		京都西		N4191A
64		川越		N4064A	129		島田		N4127A	194		舞鶴		N4192A
65		大宮		N4065A	130		富士		N4128A	195	奈良県	奈良	UKY28A	N4193A

表2. 2. 3-1 フォルダ名(都道府県単位)／ファイル名一覧

＜定時分納付書(13枚)DVD＞

項目番号	都道府県名	年金事務所名	(都道府県ルダ単位)	ファイル名	項目番号	都道府県名	年金事務所名	(都道府県ルダ単位)	ファイル名
196	奈良県	大和高田	UKY28A	N4194A	261	熊本県	熊本西	UKY42A	N4259A
197		桜井		N4195A	262		八代		N4260A
198	和歌山県	和歌山東	UKY29A	N4196A	263		本渡		N4261A
199		田辺		N4197A	264		玉名		N4262A
200		和歌山西		N4198A	265	大分県	大分	UKY43A	N4263A
201	鳥取県	鳥取	UKY30A	N4199A	266		別府		N4264A
202		米子		N4200A	267		佐伯		N4265A
203		倉吉		N4201A	268		日田		N4266A
204	島根県	松江	UKY31A	N4202A	269	宮崎県	宮崎	UKY44A	N4267A
205		浜田		N4203A	270		延岡		N4268A
206		出雲		N4204A	271		都城		N4269A
207	岡山県	岡山西	UKY32A	N4205A	272		高鍋		N4270A
208		倉敷東		N4206A	273	鹿児島県	鹿児島南	UKY45A	N4271A
209		津山		N4207A	274		川内		N4272A
210		高梁		N4208A	275		鹿屋		N4273A
211		岡山東		N4209A	276		奄美大島		N4274A
212		倉敷西		N4210A	277		鹿児島北		N4275A
213	広島県	広島東	UKY33A	N4211A	278		加治木		N4276A
214		広島西		N4212A	279	沖縄県	那霸	UKY46A	N4277A
215		福山		N4213A	280		コザ		N4278A
216		呉		N4214A	281		名護		N4279A
217		三原		N4215A	282		平良		N4280A
218		三次		N4216A	283		石垣		N4281A
219		広島南		N4217A	284		浦添		N4282A
220	備後府中			N4218A	285	東京都	千代田	UKY47A	N4283A
221	山口県	山口	UKY34A	N4219A	286		神田		N4284A
222		下関		N4220A	287		港		N4285A
223		徳山		N4221A	288		日本橋		N4286A
224		宇部		N4222A	289		中央		N4287A
225		岩国		N4223A	290		上野		N4288A
226		萩		N4224A	291		文京		N4289A
227	徳島県	徳島北	UKY35A	N4225A	292		足立		N4290A
228		阿波半田		N4226A	293		江東		N4291A
229		徳島南		N4227A	294		江戸川		N4292A
230	香川県	高松東	UKY36A	N4228A	295		墨田		N4293A
231		高松西		N4229A	296		葛飾		N4294A
232		善通寺		N4230A	297		板橋		N4295A
233	愛媛県	松山西	UKY37A	N4231A	298		池袋		N4296A
234		今治		N4232A	299		新宿		N4297A
235		宇和島		N4233A	300		杉並		N4298A
236		松山東		N4234A	301		渋谷		N4299A
237		新居浜		N4235A	302		世田谷		N4300A
238	高知県	高知東	UKY38A	N4236A	303		品川		N4301A
239		幡多		N4237A	304		大田		N4302A
240		南国		N4238A	305		立川		N4303A
241		高知西		N4239A	306		武蔵野		N4304A
242	福岡県	博多	UKY39A	N4240A	307		大森		N4305A
243		中福岡		N4241A	308		八王子		N4306A
244		南福岡		N4242A	309		練馬		N4307A
245		小倉北		N4243A	310		目黒		N4308A
246		久留米		N4244A	311		荒川		N4309A
247		直方		N4245A	312		北		N4310A
248		八幡		N4246A	313		中野		N4311A
249		大牟田		N4247A	314		府中		N4312A
250		東福岡		N4248A	315		青梅		N4314A
251		小倉南		N4249A					
252		西福岡		N4250A					
253	佐賀県	佐賀	UKY40A	N4251A					
254		唐津		N4252A					
255		武雄		N4253A					
256	長崎県	長崎南	UKY41A	N4254A					
257		長崎北		N4255A					
258		佐世保		N4256A					
259		諫早		N4257A					
260	熊本県	熊本東	UKY42A	N4258A					

## 第3 貼付ラベル規定

### 3. 1 受託業者用貼付ラベルについて

DVDを貸出す際にDVDに収録されている内容を明確にするため、DVDディスクラベル及びDVDディスクケース貼付ラベルの貼付けを行います。

DVDディスクラベルの記載内容については表3. 1-1に、  
DVDディスクラベルの記載方法については図3. 1-1に、  
DVDディスクラベルの記載例については図3. 1-2に示す。

表3. 1-1 DVDディスクラベルの記載内容

項番	項目	内 容					備考
①	タイトル	定時分納付書 (17枚) DVD	定時分納付書 (6枚) DVD	定時分納付書 (13枚) DVD			
②	正／副	正	副	正	副	正	副
③	ボリューム名	表2.1.2-5 ボリューム名及び暗号化後ファイル名の「ボリューム名」を記載する。					
④	ファイル名	表2.1.2-5 ボリューム名及び暗号化後ファイル名の「暗号化後ファイル名」を記載する。(拡張子「.(ドット)+exe」含む)					

図3. 1-1 DVDディスクラベルの記載方法



図3. 1-2 DVDディスクラベルの記載例



DVDディスクケース貼付ラベルの記載内容については表3. 1-2に、  
DVDディスクケース貼付ラベルの記載方法については図3. 1-3に、  
DVDディスクケース貼付ラベルの記載例については図3. 1-4に示す。

表3. 1-2 DVDディスクケース貼付ラベルの記載内容

項番	項目	内 容						備 考
①	受託業者名	回付先の受託業者名を記載する。						
②	タイトル	定時分納付書 (17枚) DVD		定時分納付書 (6枚) DVD		定時分納付書 (13枚) DVD		
③	正／副	正	副	正	副	正	副	
④	ボリューム名	表2.1.2-5 ボリューム名及び暗号化後ファイル名の「ボリューム名」を記載する。						
⑤	ファイル名	表2.1.2-5 ボリューム名及び暗号化後ファイル名の「暗号化後ファイル名」を記載する。(拡張子「.(ドット)+exe」含む)						
⑥	作成年月日	DVDを作成した年月日を記載する。 (平成29年99月99日)						
⑦	機構担当名	日本年金機構の担当名を記載する。						

図3. 1-3 DVDディスクケース貼付ラベルの記載方法

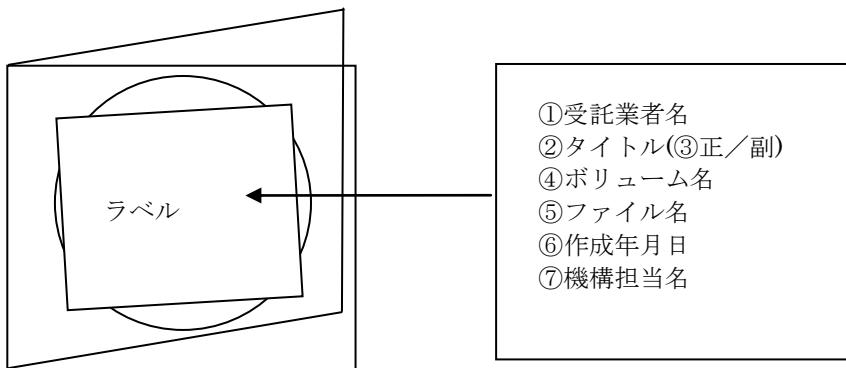


図3. 1-4 DVDディスクケース貼付ラベルの記載例

X X X X X X X X X
定時分納付書 (17枚) DVD (正)
ボリューム名 : P A W 0 1 A
ファイル名 : P A W 0 1 A. exe
作成年月日 : 平成28年02月22日
日本年金機構 三鷹分室

(添付資料)

**電子媒体の詳細として**

- ・ 出力のイメージ
- ・ ファイルレイアウトフォーム

定時分納付書 D V D

**印刷専用社会保険フォント一覧（別添）**

図3.1-1 出力のイメージ図（定時分納付書）

<<定時分納付書DVD>>

- ・共通部に格納した住所・氏名等を、納付案内書・口座振替依頼書・納付書へ印字する。
  - ・前納分納付書が含まれた場合は前納納付書と各月分納付書は同一フォーマットで作成される。

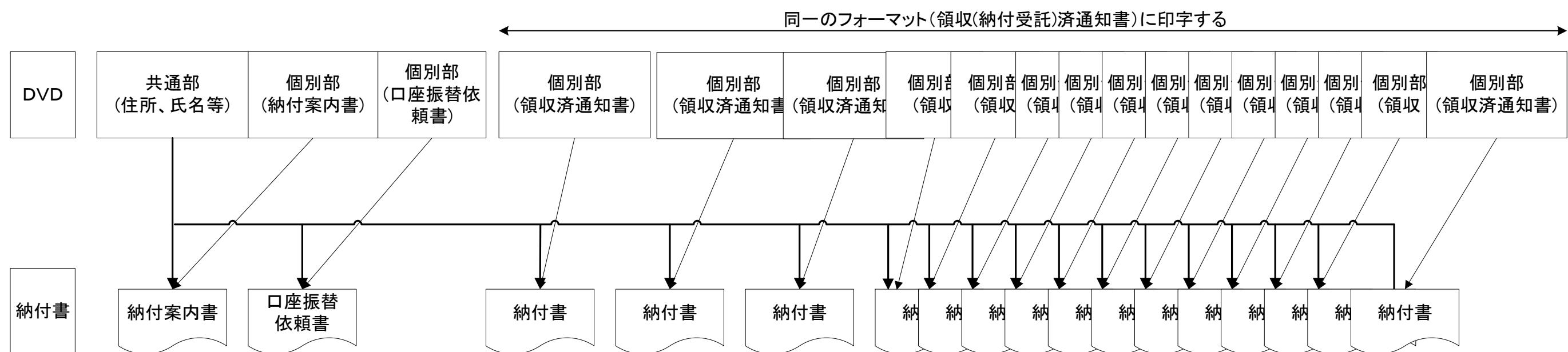


図3.1.1-1

ファイル名	定期分納付書DVD	ファイル方法	一	ブロック長	一	記録媒体	DVD
ラベル形式		レコード長	4552	シングル／マルチファイルの別	シングル／マルチ		
ファイルID		レコード形式	固定長	データ長	4552	シングル／マルチボリュームの別	シングル

データレコード1													
項目名	1	2	3	4	5~8				9	10	11~19		
	D V D 種 別	基礎年金番号1	生年月日1	郵便番号	納付書発行年月日				基礎年金番号2	事務所コード	被保険者住所1		
	文字 種別				元号	発 行 年	発 行 月	発 行 日			1行目	住所データ	
文字 種別													
桁数	2	10	7	8	8	2	2	2	11	4	4	4	68
属性	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	9	9	C
バイト	2	10	7	8	8	2	2	2	11	4	4	4	68

データレコード2													
項目名	11~19												
	被保険者住所1												
	1行目												
文字 種別													
桁数													
属性													
バイト													

項目名	11~19												20~22		
	被保険者住所1												被保険者氏名1		
	2行目												被保険者氏名1		
文字 種別															
桁数															
属性															
バイト															

項目名	20~22												23~34		
	被保険者氏名1												被保険者住所2		
	氏名データ												1行目		
文字 種別															
桁数															
属性															
バイト															

項目名	23~34												被保険者住所2		
	被保険者住所2												1行目		
	1行目												住所データ		
文字 種別															
桁数															
属性															
バイト															

データレコード6		23~34 被保険者住所2					35~40 被保険者氏名2	
項目名	3行目		4行目			1行目		
	印字桁数	住所データ	有効データ長	印字桁数	住所データ	有効データ長	印字桁数	
文字種別								
桁数	4	63	4	4	17	4	4	
属性	9	C	9	9	C	9	9	
バイト	4	63	4	4	17	4	4	

データレコード7	35~40										41~42		43~45			46	47	48		
項目名	被保険者氏名2										対象年度		納付書発行年月日2			発行同一日通番	納付書ソートコード			
	1行目					2行目					元号	年度	発行年	発行月	発行日					
	氏名データ					氏名データ														
文字種別																				
桁数	37					4 4					32		8 2 4			2 2 1 8				
属性	C					9 9					C C		C C C C C C			C C C C C C				
バイト	37					4 4					32		8 2 4			2 2 1 8				

データレコード8																						
項目名	48	49	50~57								58~60		61				62~63					
	納付書ソートコード	未送達管理対象表示	引抜通番								別送区分		カスタマバーコード				管轄事務所名称					
			発行月日	ハイフン1	郵便番号	ハイフン2	事務所コード	ハイフン3	発行整理番号	ハイフン4	別送III	別送I	別送II	事務所名(上段)								
文字種別																						
桁数	8	6	4	1	7	1	4	1	8	1	1	1	1				23		28		28	
属性	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C				C		C		C	
バイト	8	6	4	1	7	1	4	1	8	1	1	1	1				23		28		28	

データレコード9						
項目名	62~63	事務所電話番号	64	65~73		
	管轄事務所名称			事務所住所		
	事務所名(下段)			1行目		
				有効データ長	印字桁数	住所データ
文字種別						
桁数	28		14	4	4	68
属性	C		C	9	9	C
バイト	28		14	4	4	68

データレコード10										
項目名	65~73 事務所住所									
	1行目		2行目							3行目
	住所データ	有効データ長	印字桁数	住所データ						
文字種別										
桁数	68	4	4			68			4	4
属性	C	9	9			C			9	9
バイト	68	4	4			68			4	4

データレコード11	65~73										74~121									
項目名	事務所住所					金額・納付期限														
	3行目					4月分					5月分					6月分				
	住所データ					金額	元号	年	月	日	金額	元号	年	月	日	金額	元号	年	月	日
文字種別																				
桁数	65					5	1	2	2	2	5	1	2	2	2	5	1	2	2	2
属性	C					C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C
バイト	65					5	1	2	2	2	5	1	2	2	2	5	1	2	2	5

データレコード12		74~121 金額・納付期限																									3月分										
項目名	7月分				8月分				9月分				10月分				11月分				12月分				1月分				2月分								
	金額	元号	年	月	日	金額	元号	年	月	日	金額	元号	年	月	日	金額	元号	年	月	日	金額	元号	年	月	日	金額	元号	年	月	日	金額	元号	年	月	日		
	文字種別																																				
桁数	5	1	2	2	2	5	1	2	2	2	5	1	2	2	2	5	1	2	2	2	5	1	2	2	2	5	1	2	2	2	5	1	2	2	2		
属性	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C
バイト	5	1	2	2	2	5	1	2	2	2	5	1	2	2	2	5	1	2	2	2	5	1	2	2	2	5	1	2	2	2	5	2	2	2	2		

データレコード 14													
項目名	147~150				151	152~154				155~166			
	6ヶ月前納(後期)納付期間				6ヶ月前納(後期)金額	6ヶ月前納(後期)使用期限				備考			
	年(～ 自)	月(自) 至)	元号 年(至)	月(至)		年	月	日	1行目				
	有効データ長	印字桁数	備考データ										
文字種別													
桁数	2	2	1	2	2	6	1	2	2	2	4	4	82
属性	C	C	C	C	C	C	C	C	C	9	9	C	82
バイト	2	2	1	2	2	6	1	2	2	2	4	4	82

データレコード 15											
項目名	155~166										
	備考										
	1行目	2 行目						3 行目			
備考データ	備考データ	有効データ長	印字桁数	備考データ							
文字種別											
桁数	82	4	4	76							
属性	C	9	9	C							
バイト	82	4	4	76							

データレコード 16						
項目名	155～166					
	備考					
	3 行目					4 行目
印字桁数	備考データ					有効データ長 印字桁数 備考データ
文字種別						
桁数	4	64				
属性	9	C				
バイト	4	64				

データレコード17	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	1600	
項目名	155～166						167～169			170～173						174～179					
	備考						納付案内書用バーコード			納付書送付理由区分						納付書作成期間					
	4行目						基礎年金番号	納付書作成枚数 C D	口振不能者表示	前納予定納付済表示	口振停止者表示	予備	元号(自)	年(自) (至)	月(自) (至)	元号(至)	年(至)	月(至)			
	備考データ																				
文字種別																					
桁数	64						10	2 C	1 C	6 C	6 C	6 C	6 C	8 C	2 C	2 C	8 C	2 C	2 C	2 C	
属性	C						C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	
バイト	64						10	2 C	1 C	6 C	6 C	6 C	6 C	8 C	2 C	2 C	8 C	2 C	2 C	2 C	

データレコード18																							
項目名	180~185						186~221																
	口座振替依頼書作成用個別データ						納付済通知書作成用データ(1枚目)																
	事務所名	元号	生年月日2				会計年度		保険料種別	納付期間(OCR)		保険料	C D	延滞金		合計額	納付目的	納付期間					
文字種別			元号	年	月	日	元号	年度		納付期間(OCR)		保険料	C D	延滞金		合計額		元号(自)	年(自)	月(自)			
桁数	14	8	8	2	2	2	8	2		10				7		7		8	8	2	2		
属性	C	C	C	C	C	C	C	C		C				C			C	C	C	C	C	C	
バイト	14	8	8	2	2	2	8	2		10		7	1	7		7		8	8	2	2		

データレコード19	納付済通知書作成用データ(1枚目)																		
項目名	納付期間			期限区分	期限区分	納付期限/使用期限				納付番号	確認番号	バーコード用データ							
	元号(至)	年(至)	月(至)			元号	年	月	日			識別子	発行企業コード	番号	再発行区分	支払期限日	印紙フラグ	支払金額	
	文字種別	桁数	属性	バイト	桁数	属性	バイト	桁数	属性	バイト	属性	バイト	属性	バイト	桁数	属性	バイト		
	8	C	8	8	12	C	12	12	C	16	C	6	2	6	21	1	6	1	6
	2	C	2	2	12	C	12	8	C	16	C	6	2	6	21	C	C	C	C
	2	C	2	12	2	C	2	2	C	21	C	1	6	1	6	1	6	1	6

データレコード 20							
項目名	186~221						
	納付済通知書作成用データ(1枚目)						
	バーコード用データ	予備 (スタンプ欄識別用)	スタン プ欄識 別コー ド	バーコードデータ2			
	支払金額	全体 CD	支 付 金 額 識 別 用	固定 項目	基礎年金番号	予 備 CD	2枚用
文字種別							
桁数	6	1	2	2	1	10	1 1
属性	C	C	C	C	C	C	C
バイト	6	1	2	2	1	10	1 1

項目名	2 枚目用
文字種別	
桁数	
属性	
バイト	

項目名	2枚目用	以降項番183~218を、3枚目~15枚目まで繰り返し
文字種別		
桁数		
属性		
バイト		

データレコード23											
項目名		222	223~224		225~228			予備			
		別送 額分2	保険料額2		QRコード用データ						
		別送 IV	4 分の1 免除者に 係る保険料納付金 額		4 分の3 免除者に 係る保険料納付金 額		識別区分	郵便物区分コード	照会番号	作成年月日	
文字種別											
桁数		1	5	5	2	7	12	8	1		
属性		C	C	C	C	C	9	9	C		
バイト		1	5	5	2	7	12	8	1		

納付書引抜対象者に係る  
情報提供電子媒体仕様書  
(DVD編)

令和 2 年 8 月

日本年金機構

# 目 次

	頁
<b>第1 基本的事項</b>	1
1. 1 目的	1
1. 2 規定にあたっての基本的な考え方	1
<b>第2 具体的事項</b>	2
2. 1 電子媒体関係	2
2. 1. 1 電子媒体の種類	2
2. 1. 2 共通規定事項	3
(1) ハード仕様	3
(2) ソフト仕様	4
(3) ボリューム名及びファイル名	7
2. 2 データ作成規定	8
2. 2. 1 レコード構成と詳細	8
2. 2. 2 0件時のファイル作成有無について	8
<b>第3 貼付ラベル規定</b>	9
3. 1 受託業者用貼付ラベルについて	9
(添付資料)	11

## 電子媒体の詳細

- ・ ファイルレイアウトフォーム
- ・ 納付書引抜対象者DVD\_項目設定内容一覧
- ・ 納付書引抜対象者DVDを使用した引抜例

## 印刷専用社会保険フォント一覧（別添）

# **第1 基本的事項**

## **1. 1 目的**

この仕様書は、日本年金機構が納付書の作成委託を行うにあたり、委託業者に対して行われる納付書引抜対象者情報の提供に使用する電子媒体の仕様を定めたものです。

## **1. 2 規定にあたっての基本的な考え方**

規定については、日本工業規格（JIS）に基づいて作成しました。

具体的には、JIS X 6248（DVD-リライタブルディスク（DVD-RW））に準じた仕様としています。

尚、使用する文字コードは1バイト文字はJIS8ビットコード、2バイト文字はShift-JISコードとしました。

## 第2 具体的事項

### 2. 1 電子媒体関係

#### 2. 1. 1 電子媒体の種類

DVD種類	納付書引抜対象者DVD
作成元	日本年金機構
作成単位	全国
送付先	受託業者
収録概要	受託業者において引抜作業を行うための情報。 引抜対象者一覧表と同様に、納付書作成契機・特定者区分・ 納付書作成枚数・事務所コード・郵便番号・納付書発行月日・ 納付書発行整理番号にてSORT済み

収録概要について

DVD種別ごとに納付書引抜情報を格納。

## 2. 1. 2 共通規定事項

### (1) ハード仕様

ハード仕様の項目とその内容は、表2. 1. 2-1の通りです。

表2. 1. 2-1 電子媒体のハード仕様

項目番号	項目	内容	備考
1	記録型DVD規格	DVD-RW	DVD+RWは使用不可
2	ディスク外径	120mm	
3	記録方式	相変化記録方式	
4	レーザー波長	650nm	
5	記憶容量	4.7GB (片面)	記録可能容量 ディスク1枚あたり : 4.37GB 1ファイルあたり : 1.90GB
6	記録形式	UDF形式	UDF2.01
7	書き込み方式	パケットライト	UDF形式でサポート ※書き込み時は必ずセッションを閉じる

## (2) ソフト仕様

### ア) 電子媒体のソフト仕様

ソフト仕様の項目とその内容は、表2.1.2-2の通りです。

**表2.1.2-2 電子媒体のソフト仕様**

項目番	項目	内容	備考
1	ボリューム名	半角英数字で10桁以内	
2	ファイル名	半角英数字で19桁以内 (ファイル名後の「.(ドット)+拡張子」 の計4桁除く)	
3	レコード形式	納付書引抜対象者 固定長レコード(レコード区切り無し) レコード長 108 バイト	
4	データ属性	1バイト文字または2バイト文字	
5	内部コード	1バイト文字: J I S 8 ビットコード 2バイト文字: S h i f t - J I S コード	別添の印刷専用社会保険 フォント一覧を参照
6	収録形式	シングルファイル/シングルボリューム	

### イ) ソフト仕様の補足説明

ソフト仕様に関する補足説明は、以下の通りです。

#### ① データ属性 (1バイト文字又は、2バイト文字)

データの各1文字を1バイト(8ビット)で表す形式の文字を1バイト文字、  
データの各1文字を2バイト(16ビット)で表す形式の文字を2バイト文字と  
いいます。

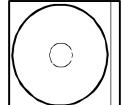
#### ② 内部コード (J I S 8 ビットコード及びS h i f t - J I S コード)

電子計算組織内の処理において、文字等を表わすために用いる符号です。

### ③ 収録形式

収録形式は、表 2. 1. 2-3 の通りです。

**表 2. 1. 2-3 収録形式**

項目番号	収録形式	データの収録形態	電子媒体の形態
1	シングルファイル／シングルボリューム	1枚に1暗号化後ファイルを収録	 ← 全国分（引抜データ） 全国分（受託業者別に振り分けた引抜データ）のファイルを暗号化し、暗号化後ファイルをDVDに収録

\* 全国単位に作成したDVDを受託業者へ  
振分けて送付します。DVDマージは行いません。

### ④ レコード形式

- 固定長レコード（レコード区切り無し）

バイナリ属性を含め、任意のデータ属性を格納したレコードで使用可能な形式。  
データ部に関しては、区切りのない一つのファイルとする。



#### ウ) 暗号化処理方式

電子媒体の暗号化処理方式は、表 2. 1. 2-4 の通りです。

**表 2. 1. 2-4 電子媒体の暗号化処理方式**

項目番	項目	内容	備考
1	自己解凍形式	AESに準拠した暗号化製品による自己解凍形式とする。	
2	パスワード	16桁の半角英数字とする。	
3	暗号化後 ファイル名	ファイル名の末尾に「.exe」を付与する。	ファイル名は、表 2. 1. 2-5 参照

### (3) ボリューム名及びファイル名

DVD-RWのボリューム名及びファイル名は、表2. 1. 2-5の通りです。

表2. 1. 2-5 ボリューム名及びファイル名

回付方向	DVD名称	ボリューム名	ファイル名
日本年金機構 ↓ 受託業者	納付書引抜 対象者DVD	(正) Ni 001A～Ni 099A (副) Ni 001B～Ni 099B  ※取り扱う受託業者数に応じて必要となる枚数 分のボリューム名を上記の範囲より使用する。 (受託業者ごとに割り当てるボリューム名の詳 細は別途提示させて頂きます)	F Y T N T 0 1 6

DVD-RWには、暗号化後のファイル（ファイル名後の「.（ドット）+拡張子」含む）を収録します。

文字の誤読を回避するため表記では大文字「I」（アイ）を小文字「i」（アイ）、  
大文字「O」（オ一）を小文字「o」（オ一）と記述する。なお、実際のファイル名は  
半角大文字で設定します。

## **2. 2 データ作成規定**

### **2. 2. 1 レコード構成と詳細**

当仕様書で扱う電子媒体についてのレコード構成及び内容は、添付資料の「出力のイメージ」と「ファイルレイアウトフォーム（納付書引抜対象者DVD）」を参照願います。

### **2. 2. 2 0件時のファイル作成有無について**

出力対象となるレコードが0件の場合については、ファイルを作成しません。

## 第3 貼付ラベル規定

### 3. 1 受託業者用貼付ラベルについて

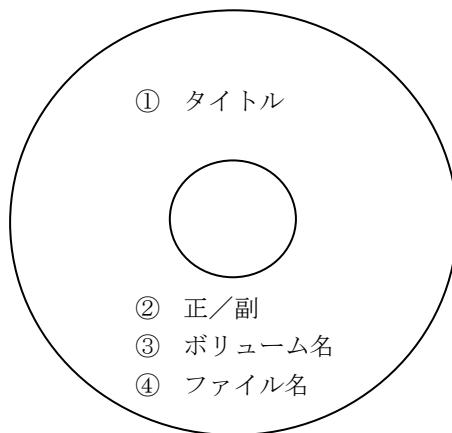
DVDを貸出す際にDVDに収録されている内容を明確にするため、DVDディスクラベル及びDVDディスクケース貼付ラベルの貼付けを行います。

DVDディスクラベルの記載内容については表3. 1-1に、  
DVDディスクラベルの記載方法については図3. 1-1に、  
DVDディスクラベルの記載例については図3. 1-2に示す。

表3. 1-1 DVDディスクラベルの記載内容

項目番	項目	内 容		備 考
①	タイトル	納付書引抜対象者DVD		
②	正／副	正	副	
③	ボリューム名	表2. 1. 2-5 ボリューム名及びファイル名を参照		
④	ファイル名	F Y T N T 0 1 6 . e x e		

図3. 1-1 DVDディスクラベルの記載方法



DVDディスクラベルには、  
①タイトル、②正／副、  
③ボリューム名、④ファイル名  
を記載する。

図3. 1-2 DVDディスクラベルの記載例



DVDディスクケース貼付ラベルの記載内容については表3. 1-2に、  
DVDディスクケース貼付ラベルの記載方法については図3. 1-3に、  
DVDディスクケース貼付ラベルの記載例については図3. 1-4に示す。

表3. 1-2 DVDディスクケース貼付ラベルの記載内容

項目番	項目	内 容		備 考
①	受託業者名	回付先の受託業者名を記載する。		
②	タイトル	納付書引抜対象者DVD		
③	正／副	正	副	
④	ボリューム名	表2. 1. 2-5 ボリューム名及びファイル名を参照		
⑤	ファイル名	F Y T N T 0 1 6. e x e		
⑥	作成年月日	DVDを作成した年月日を記載する。 (平成99年99月99日)		
⑦	件数	DVDに収録した件数を記載する。(99,999,999件)		
⑧	機構担当名	日本年金機構の担当名を記載する。		

図3. 1-3 DVDディスクケース貼付ラベルの記載方法

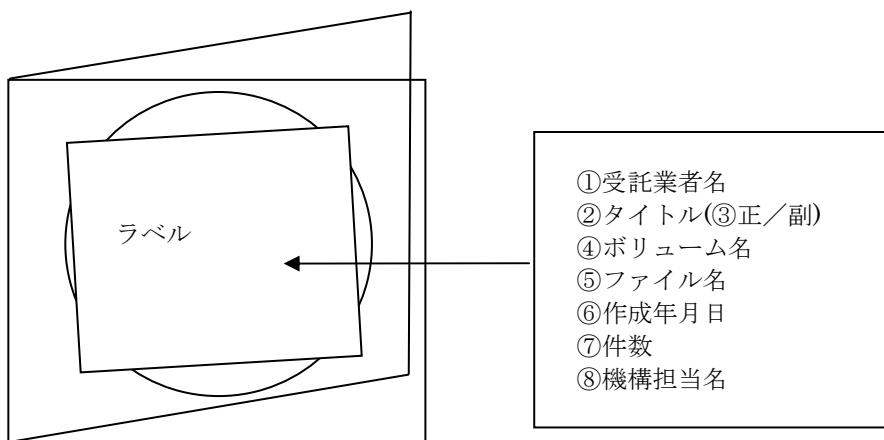


図3. 1-4 DVDディスクケース貼付ラベルの記載例

X X X X X X X X X X
納付書引抜対象者DVD (正)
ボリューム名 : N i 0 0 1 A
ファイル名 : F Y T N T 0 1 6 . e x e
作成年月日 : 平成27年02月22日
件数 : 12,345,678件
日本年金機構 三鷹分室

(添付資料)

電子媒体の詳細として

- ・ ファイルレイアウトフォーム
- ・ 納付書引抜対象者 D V D\_項目設定内容一覧
- ・ 納付書引抜対象者 D V D を使用した引抜例

印刷専用社会保険フォント一覧（別添）

図6.2-2 納付書引抜対象者DVDファイルフォーマット

ファイル名		ファイル方法	—	ブロック長		バイト	記録媒体	
		ラベル形式	—	レコード長		108 バイト	シングル／マルチ	
ファイルID	A3140WU8	レコード形式	固定長	レコード数		レコード	シングル／マルチ	

納付書引抜対象者DVDレコード

項目名	納付書作成契機	特定者区分	納付書作成枚数	郵便番号	納付書発行月日	納付書発行整理番号		被保険者氏名		
						事務所コード	整理番号	有効データ長	印字桁数	氏名データ
文字種別	文字	文字	数字	文字	文字	文字	文字	数字	数字	文字
桁数	1	1	2	7	4	4	8	4	4	62
属性	C	C	F	C	C	C	C	F	F	C
バイト数	1	1	2	7	4	4	8	4	4	62

項目名	被保険者氏名（続き）										作成元事務所コード
	氏名データ（続き）										
文字種別	文字										文字
桁数	62										4
属性	C										C
バイト数	62										4

項目名	作成元事務所コード	予備											
		文字種別	文字										
桁数	4		7										
属性	C		C										
バイト数	4		7										

別紙 【帳票レイアウト】納付書引抜対象者一覧表

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	
3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21		
4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21			
5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21				
6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21					
7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21						
8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21							
9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21								
10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21									
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21										
12	13	14	15	16	17	18	19	20	21											
13	14	15	16	17	18	19	20	21												
14	15	16	17	18	19	20	21													
15	16	17	18	19	20	21														
16	17	18	19	20	21															
17	18	19	20	21																
18	19	20	21																	
19	20	21																		
20	21																			
21																				
22																				
23																				
24																				
25																				
26																				
27																				
28																				
29																				
30																				
31																				
32																				
33																				
34																				
35																				
36																				
37																				
38																				
39																				
40																				
41																				
42																				
43																				
44																				
45																				
46																				
47																				
48																				
49																				
50																				
51																				
52																				
53																				
54																				
55																				
56																				
57																				
58																				
59																				
60																				
61																				
62																				
63																				
64																				
65																				
66																				

<添付資料>納付書引抜対象者DVD\_項目設定内容一覧

I、納付書引抜対象者DVD項目設定内容/帳票時設定箇所

項目番号	レベル	項目名	桁数	属性	バイト数	ソート順位	昇順/降順	項目設定値	項目設定内容	帳票時設定箇所	帳票編集内容
	01	被保険者情報	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1	03	納付書作成契機	1	C	1	1	昇順	6	定時分納付書DVD用	①	一般者(定時分)
								7	隨時分納付書DVD用(一般者)、及び隨時分納付書DVD用(別送分)		下記'特定者区分'項目による
								0	定時分納付書DVD用、隨時分納付書DVD用(一般者)	②	一般者(定時分)、一般者(隨時分)
								1	別送III(個人タクシー組合)		別送III(個人タクシー組合)
								2	別送III(質屋組合)		別送III(質屋組合)
								3	別送III(タバコ組合)		別送III(タバコ組合)
								4	別送I(特定者A)		別送I(A)
								5	別送I(特定者B)		別送I(B)
								6	別送I(特定者C)		別送I(C)
								7	別送I(特定者D)		別送I(D)
								8	別送II(納付拒否者)		別送II
								9	別送IV(継続申請却下者)		別送IV(継続申請却下者)
3	03	納付書作成枚数	2	F	2	3	昇順	17	定時分納付書DVD用	③	17
								13	定時分納付書DVD用		13
								06	定時分納付書DVD用		06
								00	隨時分納付書DVD用(一般者)、及び隨時分納付書DVD用(別送分)		SPACE
4	03	郵便番号	7	C	7	5	昇順	XXXXXXX	郵便番号(7桁、SPACEが設定されている場合あり)	④	郵便番号(7桁)
	03	納付書発行月日	—	—	—	6	昇順	—	—	⑤	—
6	05	発行月	2	C	2	—	—	—	—	—	—
7	05	発行日	2	C	2	—	—	—	—	—	—
	03	納付書発行整理番号	—	—	—	7	昇順	—	—	⑥	—
8	05	事務所コード	4	C	4	—	—	XXXX	統一事務所コード(起動事務所コード)	—	—
9	05	整理番号	8	C	8	—	—	—	—	—	—
	03	被保険者氏名	—	—	—	—	—	—	—	⑦	—
10	05	有効データ長	4	F	4	—	—	—	氏名データの中の実データが設定されている長さ	—	—
11	05	印字桁数	4	F	4	—	—	—	帳票時に印字される桁数(漢字は1文字2桁とする)	—	—
12	05	氏名データ	62	C	62	—	—	—	—	—	—
13	03	作成元事務所コード	4	C	4	4	昇順	XXXX	ソートに使用した「事務所コード」を設定、定時分納付書DVD用	⑧	年金事務所名称
								XXXX	ソートに使用した「事務センタコード」を設定、随时分納付書DVD用(一般者)		事務センタ名称
								0000	随时分納付書DVD用(別送分)		SPACE
14	03	予備	7	C	3	—	—	—	—	—	—

※ 帳票時設定箇所については、別紙【帳票レイアウト】と対応しておりますので、別紙とともに参照下さい。

II、納付書作成用DVDとの対応

項目番号	納付書作成用DVD名称	ソートキー項目設定値				備考
		納付書作成契機	特定者区分	納付書作成枚数	作成元事務所コード	
1	定時分納付書(6枚)	6	—	06	XXXX	事務所コード毎にソート
2	定時分納付書(13枚)	6	—	13	XXXX	事務所コード毎にソート
3	定時分納付書(17枚)	6	—	17	XXXX	事務所コード毎にソート
4	随时分納付書(翌年度)	7	0	00	XXXX	事務センタコード毎にソート
5			4	00	0000	特定者A
6	随时分納付書(翌年度)別送I	7	5	00	0000	特定者B
7			6	00	0000	特定者C
8			7	00	0000	特定者D
9	随时分納付書(翌年度)別送II	7	8	00	0000	納付拒否者
10			1	00	0000	個人タクシー組合分
11	随时分納付書(翌年度)別送III	7	2	00	0000	質屋組合分
12			3	00	0000	タバコ組合分
13	随时分納付書(翌年度)別送IV	7	9	00	0000	継続申請却下者

<納付書引抜対象者DVDを使用した引抜例>

1. 引抜条件

下記の条件が全て一致した場合、納付書DVDから引抜対象データを引き抜く（突合キーは下記「2. 納付書DVDとの突合方法」参照）

突合内容	比較対照の突合キー
「定時／随時」の確定	納① = 引①
「発行月日」の突合	納② = 引②
「事務所コード」の突合	納③ = 引③
「発行整理番号」の突合	納④ = 引④

※「郵便番号」は引き抜く際の条件には使用しないこと

2. 納付書DVDとの突合方法

<納付書データレイアウト>

項目番号	項目名	桁数	属性	ロケーション	項目設定値	項目設定内容	突合キー
1	DVD種別	2	C	1	01	現年度定時(17枚)	定時
					05	現年度定時(6枚)	時
					06	現年度定時(13枚)	分
					23	翌年度随時(一般)	定時
					63	翌年度随時(別送I／特定者)	時
					53	翌年度随時(別送II／納付拒否者)	分
					73	翌年度随時(別送III／事務組合)	定時
					93	翌年度随時(別送IV／継続申請却下者)	時
					—	その他納付書データ	分
2	その他項目	—	—	—	—	—	—
3	引抜通番	—	—	—	—	—	—
—1	発行月日	4	C	—	—	—	納②
—2	ハイフン1	1	C	—	—	—	—
—3	郵便番号	7	C	—	—	—	—
—4	ハイフン2	1	C	—	—	—	—
—5	事務所コード	4	C	—	XXXX	統一事務所コード(起動事務所コード)	納③
—6	ハイフン3	1	C	—	—	—	—
—7	発行整理番号	8	C	—	—	—	納④
4	その他項目	—	C	—	—	その他納付書データ	—

<引抜データレイアウト>

項目番号	項目名	桁数	属性	ロケーション	項目設定値	項目設定内容	突合キー
1	納付書作成契機	1	C	1	6	定期分納付書DVD用	引①
					7	随時分納付書DVD用(一般者／別送分)	
2	特定者区分	1	C	2	0	定期分納付書DVD用、随時分納付書DVD用(一般者)	引②
					1	別送III(個人タクシー組合)	
					2	別送III(賃屋組合)	
					3	別送III(タバコ組合)	
					4	別送I(特定者A)	
					5	別送I(特定者B)	
					6	別送I(特定者C)	
					7	別送I(特定者D)	
					8	別送II(納付拒否者)	
3	納付書作成枚数	2	F	3	9	別送IV(継続申請却下者)	引③
					17	定期分納付書DVD用	
					13	定期分納付書DVD用	
					06	定期分納付書DVD用	
4	郵便番号	7	C	5	XXXXXXXX	郵便番号(7桁、SPACEが設定されている場合あり)	引④
5	納付書発行月日	4	C	12	—	—	引②
6	納付書発行整理番号	—	—	—	—	—	—
—1	事務所コード	4	C	16	XXXX	統一事務所コード(起動事務所コード)	引③
—2	発行整理番号	8	C	20	—	—	引④
7	被保険者氏名	70	—	28	—	—	—
8	作成元事務所コード	4	C	98	事務所コード	定期分納付書DVD用	引⑤
					事務センタコード	随時分納付書DVD用(一般者)	
					ZERO	随時分納付書DVD用(別送分)	
9	予備	7	C	102	—	—	—

定時分納付書  
作成に係る出力仕様書  
(DVD編)

令和6年10月

日本年金機構

## 目 次

	頁
第1 目的	1
第2 印字・文字コード規定	2
2. 1 印字規定	2
2. 2 文字コード規定	2
第3 印字仕様	3
3. 1 定時分納付書D V Dの印字仕様	4
第4 注意事項	15
4. 1 入力D V Dについて	15
4. 2 有効データ長について	15
4. 3 漢字項目と印字桁数について	15
4. 4 郵便番号の印字について	15
4. 5 年金事務所電話番号及び事務センター情報の印字	15
4. 6 「元」表示の編集について	16
(添付資料)	17

印刷専用社会保険フォント一覧（別添）

新郵便番号とあて名の正しい書き方のご案内

定時分納付書出力レイアウトフォーム

- ・ 国民年金保険料納付案内書
- ・ 国民年金保険料口座振替（自動払込）依頼書
- ・ 領収（納付受託）済通知書

## 第1 目的

この仕様書は、国民年金保険料納付案内書（以下「納付案内書」）、国民年金保険料口座振替（自動払込）依頼書（以下「口振依頼書」）、領収（納付受託）済通知書（以下「納付書」）の作成委託を行うにあたり、受託業者に対してそれらの作成仕様を規定するものです。

## 第2 印字・文字コード規定

### 2. 1 印字規定

①本仕様書で規定する印字規定は、表2. 1-1の通りです。

表2. 1-1 印字規定

項目番号	文字種類	フォント	印字仕様
1	英数字 数字：0～9 英字：A～Z 記号：¥、－（負記号、ハイフン）	JIS X 9001に規定するOCR-BフォントサイズIの活字印字及びドット印字（JIS-B）	JIS X 9004に準拠し、PCSは0.55以上とする事
2	カナ カナ：ア～ン 記号：濁点 半濁点 長音記号	JIS X 9003に規定するOCR-KフォントサイズIの活字印字及びドット印字（JIS-K） 尚、長音記号は記号の「－（負記号、ハイフン）」に統一する	

### 2. 2 文字コード規定

①本仕様書で規定する文字コード規定は、表2. 2-1の通りです。

表2. 2-1 文字コード規定

項目番号	項目	内容
1	1バイト文字	1バイト文字はJIS8ビットコードを使用し、使用可能文字は添付資料「印刷専用社会保険フォント一覧」の通りです。 なお、表中の空欄の箇所は使用不可とします。
2	2バイト文字	2バイト文字はShift-JISコードを使用する。 添付資料「印刷専用社会保険フォント一覧」を別紙として添付します。 なお、今後差分発生に応じて別途提示させて頂きます。

### **第3 印字仕様**

各フォーマット用紙の印字については、日本年金機構から受託業者に貸与される各納付書作成用D V Dの情報に基づき、添付資料「定時分納付書出力レイアウトフォーム」の様式に出力を行います。

D V Dの各印字対象項目については、Z 9編集による前Z E R Oのサプレスや、H E Xの‘2 0’によるS P A C E編集が既に行われた状態を文字属性にてほぼ収録しています。但し一部に編集を要する項目及び数字属性の項目も存在しております。D V Dに設定されている内容の詳細と、出力の詳細につきましては以降の印字仕様を参照願います。

### **3. 1 定時分納付書ＤＶＤの印字仕様**

当該ＤＶＤのレコード構造は、共通データ部・納付案内書作成用個別データ部・口座振替依頼書作成用個別データ部・領収済通知書作成用個別データ部にて1レコードを構成しています。各データ部の項目を納付案内書、納付書の該当項目に設定し印刷を行います。レコード構成と出力のイメージ図として図3. 1-1を添付します。

#### **3. 1. 1 対象とするＤＶＤ**

##### **○ 定時分納付書ＤＶＤ**

DVDのファイルレイアウトを図3. 1. 1-1

DVD項目の詳細を表3. 1. 1-1にそれぞれ示します。

#### **3. 1. 2 共通データ部**

納付案内書・各納付書に共通して設定される情報が収録されています。

#### **3. 1. 3 納付案内書作成用個別データ部**

納付案内書に設定する為の個別情報が収録されています。

#### **3. 1. 4 口座振替依頼書作成用個別データ部**

口振依頼書に設定する為の個別情報が収録されています。

#### **3. 1. 5 領収済通知書作成用個別データ部**

納付書に設定する為の個別情報が枚数に応じて収録されています。

納付書の印刷枚数はDVD種別により異なります。印刷する枚数については  
納付案内書作成用個別データ部の「項番168納付案内書バーコード・納付書  
作成枚数」を参照してください。

#### **3. 1. 6 出力要領**

DVDに収録されている内容を基に納付案内書・納付書の出力を行います。

項目の設定については、添付資料のレイアウトフォームに白抜きで指定された項番と、  
DVD項目の詳細に記載された項番とを突合させて設定し印字して下さい。

図3.1-1 出力のイメージ図（定時分納付書）

<<定時分納付書DVD>>

- ・共通部に格納した住所・氏名等を、納付案内書・納付書へ印字する。
  - ・前納分納付書が含まれた場合は前納納付書と各月分納付書は同一フォーマットで作成される。

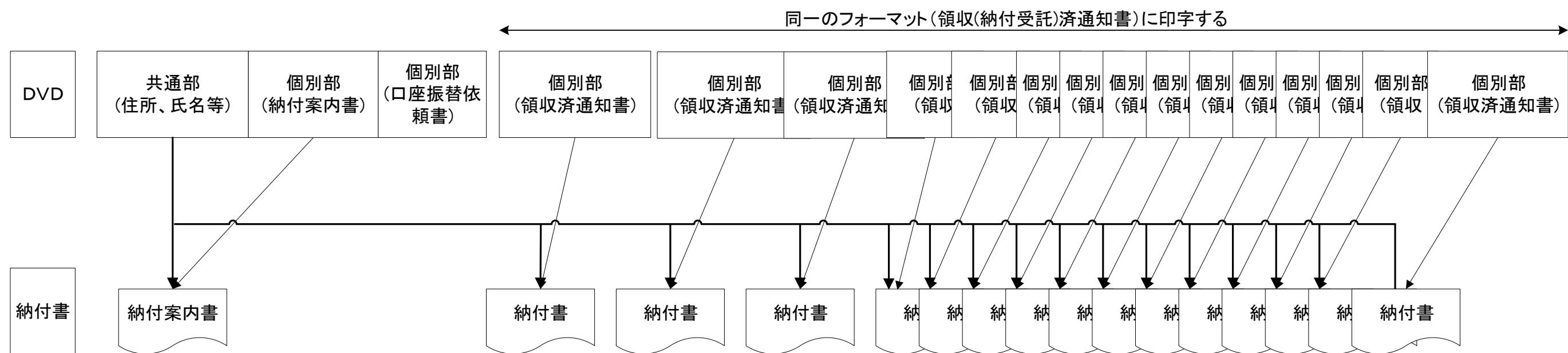


図 3. 1. 1-1

ファイル名	定時分納付書DVD	ファイル方法	一	ブロック長	一	記録媒体	DVD
		ラベル形式	一	レコード長	4552	シングル／マルチファイルの別	シングル／マルチ
ファイルID		レコード形式	固定長	データ長	4552	シングル／マルチボリュームの別	シングル

データレコード 1														
項目名	1	2	3	4	5~8				9	10	11~19			
	D V D 種 別	基礎年金番号 1	生年月日 1	郵便番号	納付書発行年月日				基礎年金番号 2	事務所コード	被保険者住所 1			
					元号	発行年	発行月	発行日			1 行目			
文字種別											住所データ			
桁数	2	10	7	8	8	2	2	2	11	4	4	4	68	
属性	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	9	9	C	
バイト	2	10	7	8	8	2	2	2	11	4	4	4	68	

データレコード 2							
項目名	被保険者住所 1					11~19	
	1 行目		2 行目				
	住所データ	有効データ長	印字桁数	住所データ			
文字種別							
桁数	68	4	4	68			
属性	C	9	9	C			
バイト	68	4	4	68			

データレコード 3	11~19	20~22							
項目名	被保険者住所 1	被保険者氏名 1							
	2 行目	3 行目	有効データ長	印字桁数	氏名データ				
	住所データ	有効データ長							
	印字桁数	住所データ							
文字種別									
桁数	68	4	4	65			4	4	65
属性	C	9	9	C			9	9	C
バイト	68	4	4	65			4	4	65

データレコード 4		20~22		23~34	
項目名	被保険者氏名 1				被保険者住所 2
	氏名データ				1 行目
文字種別				有効データ長 印字桁数 住所データ	
桁数	65			4	4
属性	C			9	9
バイト	65			4	4
					63
					C
					63

データレコード 5		23~34 被保険者住所 2			
項目名	1 行目	2 行目			3 行目
	住所データ	有効データ長	印字桁数	住所データ	有効データ長
文字種別					
桁数	63	4	4	63	4
属性	C	9	9	C	9
バイト	63	4	4	63	4

項目名	23~34 被保険者住所2												35~40	
	3行目												4行目	
	印字数	住所データ						有効データ長	印字数	住所データ			有効データ長	印字数
文字種別														
桁数	4							4	4				4	4
属性	9							9	9				9	9
バイト	4							4	4				4	4

項目名	35~40 被保険者氏名2												41~42		43~45		46	47	48		
	1行目												対象年度		納付書発行年月日2		元号	年度	発行年	発行月	発行日
	氏名データ						有効データ長	印字数	氏名データ												
文字種別																					
桁数																					
属性																					
バイト																					

項目名	48	49	50~57						58~60	61						62~63					
	納付書ソートコード	未送達管理対象表示	引抜番号						別送区分	カスタマバーコード						管轄事務所名称					
			発行月日	ハイフン1	郵便番号	ハイフン2	事務所コード	ハイフン3		カスタマバーコード						事務所名（上段）	事務所名（下段）				
文字種別																					
桁数	8		6	4	1	7	1	4	1	8	1	1	1	1		23		28		28	
属性	C		C	C	C	C	C	C		C	C	C	C	C		C		C		C	
バイト	8		6	4	1	7	1	4	1	8	1	1	1	1		23		28		28	

項目名	62~63			64			65~73														
	管轄事務所名称			事務所電話番号			事務所住所														
	事務所名（下段）						1行目														
	有効データ長						住所データ														
文字種別																					
桁数																					
属性																					
バイト																					

項目名	65~73 事務所住所												2行目						3行目		
	1行目			住所データ												有効データ長 印字数 住所データ					
	住所データ	有効データ長	印字数																		
文字種別																					
桁数	68	4	4										68				4	4	65		
属性	C	9	9										C				9	9	C		
バイト	68	4	4										68				4	4	65		

項目名
-----

データレコード12

項目名	74~121 金額・納付期限																											
	7月分			8月分			9月分			10月分			11月分			12月分			1月分			2月分			3月分			
	金額	元号	年	月	日		金額	元号	年	月	日		金額	元号	年	月	日	金額	元号	年	月	日	金額	元号	年	金額	元号	年
文字種別																												
桁数	5	1	2	2	2	5	1	2	2	2	5	1	2	2	2	5	1	2	2	2	5	1	2	2	2	5	1	2
属性	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	
バイト	5	1	2	2	2	5	1	2	2	2	5	1	2	2	2	5	1	2	2	2	5	1	2	2	2	5	2	2

データレコード13

項目名	74~121		122~124		125~127		128~130		131~134		135		136~138		139~142		143		144~146		147~150				
	金額・納付期限		保険料額(月額)		1年前納保険料		6ヶ月前納保険料		1年前納納付期間		1年前納金額		1年前納使用期限		6ヶ月前納(前期)納付期間		6ヶ月前納(前期)金額		6ヶ月前納(前期)使用期限		元号(年)(月)(日)				
	3月分		月	日	定額納付金額	定額+付加金額	半額納付金額	割引前	割引後	割引額			割引前	割引後	割引額	元号(年)(月)(日)	元号(年)(月)(日)	元号(年)(月)(日)	元号(年)(月)(日)	元号(年)(月)(日)	元号(年)(月)(日)				
文字種別																									
桁数	2	2	5		5	5	6	6	5	6	6	4	1	2	2	1	2	2	6	1	2	2	2	1	2
属性	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	
バイト	2	2	5		5	5	6	6	5	6	6	4	1	2	2	1	2	2	6	1	2	2	2	1	2

データレコード14

項目名	147~150		151		152~154		155~166		備考	
	6ヶ月前納(後期)納付期間		6ヶ月前納(後期)使用期限		6ヶ月前納(後期)金額		1行目		備考データ	
	年(自)	月(自)	元号(年)(月)(日)	年(至)			有効データ長	印字桁数	備考データ	備考
文字種別										
桁数	2	2	1	2	2	6	1	2	2	82
属性	C	C	C	C	C	C	9	9	C	
バイト	2	2	1	2	2	6	1	2	2	82

データレコード15

項目名	1行目		2行目		3行目			
	備考データ		有効データ長	印字桁数	備考データ		有効データ長	印字桁数
	備考データ	有効データ長	印字桁数	備考データ	備考データ	有効データ長	印字桁数	備考データ
文字種別								
桁数	82	4	4					4
属性	C	9	9					9
バイト	82	4	4					4

データレコード16

項目名	155~166		157~169		170~173		174~179									
	備考		納付案内書用バーコード		納付書送付理由区分		納付書作成期間									
	印字桁数	備考データ	基礎年金番号	納付書作成枚数	C	D	口振不能者表示	前納予定納付済表示	口振停止者表示	予備	元号(自)	年(自)	月(自)	年(至)	月(至)	
文字種別																
桁数	4		64				10	2	1	6	6	6	6	8	2	
属性	9		C													

データレコード18																					
項目名	180~185						186~221														
	口座振替依頼書作成用個別データ						納付済通知書作成用データ（1枚目）														
	事務所名		元号		生年月日2			会計年度		保険 料種 別	納付期間（O C R）		保険料	C D	延滞金		合計額	納付目的	納付期間		
文字種別	元号（自）	年（自）	元号（自）	年（自）	月	日	元号	年度	元号	年	月	日	元号	年	元号	年	元号	年	月	年	月
桁数	14	8	8	2	2	2	8	2	2	10	7	1	7	7	7	8	8	2	2		
属性	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	
バイト	14	8	8	2	2	2	8	2	2	10	7	1	7	7	7	8	8	2	2		

データレコード19																				
項目名	186~221 納付済通知書作成用データ（1枚目）																			
	納付期間			期限区分	期限区分	納付期限/使用期限				納付番号	確認番号	バーコード用データ								
	元号（至）	年（至）	月（至）			元号	年	月	日			識別子	発行企業コード	番号			再発行区分	支払期限日	印紙フラグ	
文字種別																				
桁数	8	2	2	12	12	8	2	2	2	16	6	2	6	21		1	6	1	6	
属性	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	
バイト	8	2	2	12	12	8	2	2	2	16	6	2	6	21		1	6	1	6	
	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	1900

データレコード20	186~221							
項目名	納付済通知書作成用データ（1枚目）							2枚目用
	バーコード用データ		予備	スタンプ欄識別コード	バーコードデータ2			
	支払金額	全体现	C D		固定項目	基礎年金番号	予備	C D
文字種別								
桁数	6	1	2	2	1	10	1	1
属性	C	C	C	C	C	C	C	C
バイト	6	1	2	2	1	10	1	1

データレコード21	
項目名	2枚目用
文字種別	
桁数	
属性	
バイト	

データレコード23											
項目名		222	223~224		225~228			予備			
		別送 区分2	保険料額2		QRコード用データ						
		別送 IV	4分の1免除者に 係る保険料納付金 額		4分の3免除者に 係る保険料納付金 額		識別区分	郵便物区分コード	照会番号	作成年月日	
文字種別											
桁数		1	5	5	2	7	12	8	1		
属性		C	C	C	C	C	9	9	C		
バイト		1	5	5	2	7	12	8	1		

## **定時分納付書 詳細**

表3. 1. 1-1 定時分納付書DVD

項目番号	項目名	桁数	文字種類	属性	説明	詳細内容	備考
1	DVD種別	2		C	0 1 (17枚用), 0 5 (6枚用), 0 6 (13枚用)		
共通データ部							
2	基礎年金番号1	10		C			
3	生年月日1	7		C	元号コード+和暦の年月日		
4	郵便番号	8		C	XXX-XXXX	印字を行う際は別紙「新郵便番号と宛名の正しい書き方のご案内」参照	
納付書発行年月日1							
5	元号	8		C	漢字項目	漢字2文字(左詰め、右余白あり)	
6	発行年	2		C	Z 9編集済		
7	発行月	2		C	Z 9編集済		
8	発行日	2		C	Z 9編集済		
9	基礎年金番号2	11		C	9999-999999		
10	事務所コード	4		C	国年事務所コード		
被保険者住所1							
	1行目				3行編集住所		
11	有効データ長	4		9	未使用項目	住所データ中の実データが設定されている長さ	
12	印字桁数	4		9		印字される桁数(漢字は1文字2桁とする)	
13	住所データ	68		C	カナ／漢字項目(最大印字26桁)	最大:カナ26文字、漢字13文字(左詰め、右余白あり)	
	2行目						
14	有効データ長	4		9	未使用項目	住所データ中の実データが設定されている長さ	
15	印字桁数	4		9		印字される桁数(漢字は1文字2桁とする)	
16	住所データ	68		C	カナ／漢字項目(最大印字26桁)	最大:カナ26文字、漢字13文字(左詰め、右余白あり)	
	3行目						
17	有効データ長	4		9	未使用項目	住所データ中の実データが設定されている長さ	
18	印字桁数	4		9		印字される桁数(漢字は1文字2桁とする)	
19	住所データ	65		C	カナ／漢字項目(最大印字25桁)	最大:カナ25文字、漢字12文字(左詰め、右余白あり)	
被保険者氏名1							
	1行目				1行編集氏名		
20	有効データ長	4		9	未使用項目	氏名データ中の実データが設定されている長さ	
21	印字桁数	4		9		印字される桁数(漢字は1文字2桁とする)	
22	氏名データ	65		C	カナ／漢字項目(最大印字25桁)	最大:カナ25文字、漢字12文字(左詰め、右余白あり)	
被保険者住所2							
	1行目				4行編集住所		
23	有効データ長	4		9	未使用項目	住所データ中の実データが設定されている長さ	
24	印字桁数	4		9		印字される桁数(漢字は1文字2桁とする)	
25	住所データ	63		C	カナ／漢字項目(最大印字24桁)	最大:カナ24文字、漢字12文字(左詰め、右余白あり)	
	2行目						
26	有効データ長	4		9	未使用項目	住所データ中の実データが設定されている長さ	
27	印字桁数	4		9		印字される桁数(漢字は1文字2桁とする)	
28	住所データ	63		C	カナ／漢字項目(最大印字24桁)	最大:カナ24文字、漢字12文字(左詰め、右余白あり)	
	3行目						
29	有効データ長	4		9	未使用項目	住所データ中の実データが設定されている長さ	
30	印字桁数	4		9		印字される桁数(漢字は1文字2桁とする)	
31	住所データ	63		C	カナ／漢字項目(最大印字24桁)	最大:カナ24文字、漢字12文字(左詰め、右余白あり)	
	4行目						
32	有効データ長	4		9	未使用項目	住所データ中の実データが設定されている長さ	
33	印字桁数	4		9		印字される桁数(漢字は1文字2桁とする)	
34	住所データ	17		C	カナ／漢字項目(最大印字6桁)	最大:カナ6文字、漢字3文字(左詰め、右余白あり)	
被保険者氏名2							
	1行目				2行編集氏名	領収(納付受託)控・納付書・領収(納付受託)証書用	
35	有効データ長	4		9	未使用項目	氏名データ中の実データが設定されている長さ	
36	印字桁数	4		9		印字される桁数(漢字は1文字2桁とする)	
37	氏名データ	37		C	カナ／漢字項目(最大印字14桁)	最大:カナ14文字、漢字7文字(左詰め、右余白あり)	
	2行目						
38	有効データ長	4		9	未使用項目	氏名データ中の実データが設定されている長さ	
39	印字桁数	4		9		印字される桁数(漢字は1文字2桁とする)	
40	氏名データ	32		C	カナ／漢字項目(最大印字12桁)	最大:カナ12文字、漢字6文字(左詰め、右余白あり)	
納付案内書作成用個別データ							
対象年度							
41	元号	8		C	漢字項目	漢字2文字(左詰め、右余白あり)	
42	年度	2		C	Z 9編集済	年度別:対象年度、年度跨り	
納付書発行年月日2							
43	発行年	4		C		西暦	
44	発行月	2		C			
45	発行日	2		C			
46	発行同一日通番	2		C			
47	CD	1		C			
48	納付書ソートコード	8		C		納付書ソートコードを収録(SPACEが設定されている場合あり)	
49	未送達管理対象表示	6		C	全角	未送達管理対象者: *が設定 未送達管理対象外: SPACEが設定されている(左詰め、右余白あり)	
引抜通番							
50	発行月日	4		C			
51	ハイフン1	1		C			
52	郵便番号	7		C	9999999		
53	ハイフン2	1		C			
54	事務所コード	4		C		統一事務所コード	
55	ハイフン3	1		C			
56	発行整理番号	8		C			
57	ハイフン4	1		C			
別送区分							
58	別送III	1		C	半角	別送III者(1、2、3)/一般者(0)を表示	
59	別送I	1		C	半角	別送I者(1、2、3、4、5)/一般者(0)を表示	
60	別送II	1		C	半角	別送II者(1)/一般者(0)を表示	
61	カスタマバーコード	23		C		※当面使用しない為SPACEを設定	
管轄事務所名称							
62	事務所名(上段)	28		C	漢字項目(印字24桁)	一般事務所:一段左詰めで編集 / 局内事務所:事務所名称を編集	
63	事務所名(下段)	28		C	漢字項目(印字24桁)	一般事務所:スペース編集 / 局内事務所:事務所名称を編集	
64	事務所電話番号	14		C			
事務所住所							
	1行目						
65	有効データ長	4		9	未使用項目	住所データ中の実データが設定されている長さ	
66	印字桁数	4		9		印字される桁数(漢字は1文字2桁とする)	
67	住所データ	68		C	カナ／漢字項目(最大印字26桁)	最大:カナ26文字、漢字13文字(左詰め、右余白あり)	
	2行目						
68	有効データ長	4		9	未使用項目	住所データ中の実データが設定されている長さ	
69	印字桁数	4		9		印字される桁数(漢字は1文字2桁とする)	
70	住所データ	68		C	カナ／漢字項目(最大印字26桁)	最大:カナ26文字、漢字13文字(左詰め、右余白あり)	
	3行目						
71	有効データ長	4		9	未使用項目	住所データ中の実データが設定されている長さ	

表3. 1. 1-1 定時分納付書DVD

項目番号	項目名	桁数	文字種類	属性	説明	詳細内容	備考
72	印字桁数	4		9		印字される桁数（漢字は1文字2桁とする）	
73	住所データ	65		C	カナ／漢字項目（最大印字25桁）	最大:カナ25文字、漢字12文字（左詰め、右余白あり）	
	金額・納付期限					※納付期限は納付期間（自）の翌月末。翌月末が平日でない場合、直後の平日とする。	
	4月分						
74	金額	5		C	Z Z Z Z 9 編集済	当該月の月額保険料納付金額を編集 (定額保険料又は、付加保険料又は、定額+付加保険料又は、半額保険料 又は、4分の3免除者に係る保険料又は、4分の1免除者に係る保険料)	
75-0	元号	1		C	未使用項目	元号数字コード	
75	年	2		C	Z 9 編集済		
76	月	2		C	Z 9 編集済		
77	日	2		C	Z 9 編集済		
	5月分						
78	金額	5		C	Z Z Z Z 9 編集済	当該月の月額保険料納付金額を編集	
79-0	元号	1		C	未使用項目	元号数字コード	
79	年	2		C	Z 9 編集済		
80	月	2		C	Z 9 編集済		
81	日	2		C	Z 9 編集済		
	6月分						
82	金額	5		C	Z Z Z Z 9 編集済	当該月の月額保険料納付金額を編集	
83-0	元号	1		C	未使用項目	元号数字コード	
83	年	2		C	Z 9 編集済		
84	月	2		C	Z 9 編集済		
85	日	2		C	Z 9 編集済		
	7月分						
86	金額	5		C	Z Z Z Z 9 編集済	当該月の月額保険料納付金額を編集	
87-0	元号	1		C	未使用項目	元号数字コード	
87	年	2		C	Z 9 編集済		
88	月	2		C	Z 9 編集済		
89	日	2		C	Z 9 編集済		
	8月分						
90	金額	5		C	Z Z Z Z 9 編集済	当該月の月額保険料納付金額を編集	
91-0	元号	1		C	未使用項目	元号数字コード	
91	年	2		C	Z 9 編集済		
92	月	2		C	Z 9 編集済		
93	日	2		C	Z 9 編集済		
	9月分						
94	金額	5		C	Z Z Z Z 9 編集済	当該月の月額保険料納付金額を編集	
95-0	元号	1		C	未使用項目	元号数字コード	
95	年	2		C	Z 9 編集済		
96	月	2		C	Z 9 編集済		
97	日	2		C	Z 9 編集済		
	10月分						
98	金額	5		C	Z Z Z Z 9 編集済	当該月の月額保険料納付金額を編集	
99-0	元号	1		C	未使用項目	元号数字コード	
99	年	2		C	Z 9 編集済		
100	月	2		C	Z 9 編集済		
101	日	2		C	Z 9 編集済		
	11月分						
102	金額	5		C	Z Z Z Z 9 編集済	当該月の月額保険料納付金額を編集	
103-0	元号	1		C	未使用項目	元号数字コード	
103	年	2		C	Z 9 編集済		
104	月	2		C	Z 9 編集済		
105	日	2		C	Z 9 編集済		
	12月分						
106	金額	5		C	Z Z Z Z 9 編集済	当該月の月額保険料納付金額を編集	
107-0	元号	1		C	未使用項目	元号数字コード	
107	年	2		C	Z 9 編集済		
108	月	2		C	Z 9 編集済		
109	日	2		C	Z 9 編集済		
	1月分						
110	金額	5		C	Z Z Z Z 9 編集済	当該月の月額保険料納付金額を編集	
111-0	元号	1		C	未使用項目	元号数字コード	
111	年	2		C	Z 9 編集済		
112	月	2		C	Z 9 編集済		
113	日	2		C	Z 9 編集済		
	2月分						
114	金額	5		C	Z Z Z Z 9 編集済	当該月の月額保険料納付金額を編集	
115-0	元号	1		C	未使用項目	元号数字コード	
115	年	2		C	Z 9 編集済		
116	月	2		C	Z 9 編集済		
117	日	2		C	Z 9 編集済		
	3月分						
118	金額	5		C	Z Z Z Z 9 編集済	当該月の月額保険料納付金額を編集	
119-0	元号	1		C	未使用項目	元号数字コード	
119	年	2		C	Z 9 編集済		
120	月	2		C	Z 9 編集済		
121	日	2		C	Z 9 編集済		
	保険料額						
122	定額納付金額	5		C	Z Z Z Z 9 編集済	定額納付金額を編集	
123	定額+付加金額	5		C	Z Z Z Z 9 編集済	定額+付加金額を編集	
124	半額納付金額	5		C	Z Z Z Z 9 編集済	半額免除者には半額納付金額を編集する 定額納付者・定額+付加納付者・4分の1免除者・4分の3免除者には'*****'を編集する	
	1年前納保険料						
125	割引前	6		C	Z Z Z Z Z 9 編集済	定額保険料×12ヶ月	
126	割引後	6		C	Z Z Z Z Z 9 編集済	告示された1年前納額	
127	割引額	5		C	Z Z Z Z 9 編集済	割引前-割引後	
	6ヶ月前納保険料						
128	割引前	6		C	Z Z Z Z Z 9 編集済	定額保険料×6ヶ月	
129	割引後	6		C	Z Z Z Z Z 9 編集済	告示された6ヶ月前納額	
130	割引額	4		C	Z Z Z 9 編集済	割引前-割引後	
	1年前納納付期間						
131-0	元号(自)	1		C	未使用項目	元号数字コード	
131	年(自)	2		C	Z 9 編集済		
132	月(自)	2		C	Z 9 編集済		
133-0	元号(至)	1		C	未使用項目	元号数字コード	
133	年(至)	2		C	Z 9 編集済		
134	月(至)	2		C	Z 9 編集済		

表3. 1. 1-1 定時分納付書DVD

項目番号	項目名	桁数	文字種類	属性	説明	詳細内容	備考
135	1年前納金額	6		C	Z Z Z Z Z 9 編集済	1年前納額、又は前納額+付加保険料 12ヶ月分	
	1年前納使用期限					1年前納付期間(自)の月末。	
136-0	元号	1		C	未使用項目	元号数字コード	
136	年	2		C	Z 9 編集済		
137	月	2		C	Z 9 編集済		
138	日	2		C	Z 9 編集済		
	6ヶ月前納(前期)納付期間						
139-0	元号(自)	1		C	未使用項目	元号数字コード	
139	年(自)	2		C	Z 9 編集済		
140	月(自)	2		C	Z 9 編集済		
141-0	元号(至)	1		C	未使用項目	元号数字コード	
141	年(至)	2		C	Z 9 編集済		
142	月(至)	2		C	Z 9 編集済		
143	6ヶ月前納(前期)金額	6		C	Z Z Z Z Z 9 編集済	6ヶ月前納額、又は前納額+付加保険料 6ヶ月分	
	6ヶ月前納(前期)使用期限					6ヶ月前納(前期)納付期間(自)の月末。	
144-0	元号	1		C	未使用項目	元号数字コード	
144	年	2		C	Z 9 編集済		
145	月	2		C	Z 9 編集済		
146	日	2		C	Z 9 編集済		
	6ヶ月前納(後期)納付期間						
147-0	元号(自)	1		C	未使用項目	元号数字コード	
147	年(自)	2		C	Z 9 編集済		
148	月(自)	2		C	Z 9 編集済		
149-0	元号(至)	1		C	未使用項目	元号数字コード	
149	年(至)	2		C	Z 9 編集済		
150	月(至)	2		C	Z 9 編集済		
151	6ヶ月前納(後期)金額	6		C	Z Z Z Z Z 9 編集済	6ヶ月前納額、又は前納額+付加保険料 6ヶ月分	
	6ヶ月前納(後期)使用期限					6ヶ月前納(後期)納付期間(自)の月末。	
152-0	元号	1		C	未使用項目	元号数字コード	
152	年	2		C	Z 9 編集済		
153	月	2		C	Z 9 編集済		
154	日	2		C	Z 9 編集済		
	備考					2年前納が告示されている場合等に編集する。	
	1行目						
155	有効データ長	4		9	未使用項目	備考データ中の実データが設定されている長さ	
156	印字桁数	4		9		印字される桁数(漢字は1文字2桁とする)	
157	備考データ	82		C	カナ／漢字項目	最大: カナ 60 文字、漢字 30 文字(左詰め、右余白あり)	
	2行目						
158	有効データ長	4		9	未使用項目	備考データ中の実データが設定されている長さ	
159	印字桁数	4		9		印字される桁数(漢字は1文字2桁とする)	
160	備考データ	76		C	カナ／漢字項目	最大: カナ 60 文字、漢字 30 文字(左詰め、右余白あり)	
	3行目						
161	有効データ長	4		9	未使用項目	備考データ中の実データが設定されている長さ	
162	印字桁数	4		9		印字される桁数(漢字は1文字2桁とする)	
163	備考データ	64		C	カナ／漢字項目	最大: カナ 60 文字、漢字 30 文字(左詰め、右余白あり)	
	4行目						
164	有効データ長	4		9	未使用項目	備考データ中の実データが設定されている長さ	
165	印字桁数	4		9		印字される桁数(漢字は1文字2桁とする)	
166	備考データ	64		C	カナ／漢字項目	最大: カナ 60 文字、漢字 30 文字(左詰め、右余白あり)	
	納付案内書用バーコード						
167	基礎年金番号	10		C			
168	納付書作成枚数	2		C		納付案内書、口座振替依頼書、納付書の合計枚数を収録 納付書枚数 = (当項目 - 2枚) で求める	
169	CD	1		C			
	納付書送付理由区分						
170	口振不能者表示	6		C		スペースを編集(口振用納付案内書作成時の出力項目)	
171	前納予定納付済表	6		C		スペースを編集(口振用納付案内書作成時の出力項目)	
172	口振停止者表示	6		C		スペースを編集(口振用納付案内書作成時の出力項目)	
173	予備	6		C		スペースを編集(口振用納付案内書作成時の出力項目)	
	納付書作成期間						
174	元号(自)	8		C	漢字項目	漢字 2 文字(左詰め、右余白あり)	
175	年(自)	2		C	Z 9 編集済	スペースを編集(口振用納付案内書作成時の出力項目)	
176	月(自)	2		C	Z 9 編集済	スペースを編集(口振用納付案内書作成時の出力項目)	
177	元号(至)	8		C	漢字項目	漢字 2 文字(左詰め、右余白あり)	
178	年(至)	2		C	Z 9 編集済	スペースを編集(口振用納付案内書作成時の出力項目)	
179	月(至)	2		C	Z 9 編集済	スペースを編集(口振用納付案内書作成時の出力項目)	
	口座振替依頼書作成用個別データ						
180	事務所名	14		C	漢字項目	漢字 5 文字(左詰め、右余白あり)	
181	元号	8		C	漢字項目	漢字 2 文字(左詰め、右余白あり)	
	生年月日 2						
182	元号	8		C	漢字項目	漢字 2 文字(左詰め、右余白あり)	
183	年	2		C	Z 9 編集済		
184	月	2		C	Z 9 編集済		
185	日	2		C	Z 9 編集済		
	領収済通知書作成用個別データ						
	領収済通知書作成用データ(1枚目)				1年前納データ		
	会計年度						
186	元号	8		C	漢字項目	漢字 2 文字(左詰め、右余白あり)	
187	年度	2		C	Z 9 編集済		
188	保険料種別	2		C		0 1 : 定額納付、0 2 : 付加納付、0 3 : 定額+付加納付、0 4 : 半額納付、 0 5 : 4 分の 3 免除者に係る納付、0 6 : 4 分の 1 免除者に係る納付 1 1 : 定額前納、1 2 : 付加前納、1 3 : 定額+付加前納、1 4 : 半額前納、 1 5 : 4 分の 3 免除者に係る前納、1 6 : 4 分の 1 免除者に係る前納	
189	納付期間(O C R)	10		C	年月(自)、年月(至)		
190	保険料	7		C	Z Z Z Z Z Z 9 編集済		
191	CD	1		C			
192	延滞金	7		C	Z Z Z Z Z Z 9 編集済	※今年度は延滞金を実施しないため 0 (ZERO)	
193	合計額	7		C	Z Z Z Z Z Z 9 編集済		
194	納付目的	8		C	漢字項目	漢字 2 文字 "一般"、"前納"、"追納"、"未納"(左詰め、右余白あり)	
	納付期間						
195	元号(自)	8		C	漢字項目	漢字 2 文字(左詰め、右余白あり)	
196	年(自)	2		C	Z 9 編集済		
197	月(自)	2		C	Z 9 編集済		
198	元号(至)	8		C	漢字項目	漢字 2 文字(左詰め、右余白あり)	
199	年(至)	2		C	Z 9 編集済		
200	月(至)	2		C	Z 9 編集済		
201	期限区分	12		C	漢字項目	漢字 4 文字 "納付期限"(左詰め、右余白あり)	
	納付期限/使用期限						

表3. 1. 1-1 定時分納付書DVD

項目番号	項目名	桁数	文字種類	属性	説明	詳細内容	備考
202	元号	8		C	漢字項目	漢字2文字(左詰め、右余白あり)	
203	年	2		C	Z 9編集済		
204	月	2		C	Z 9編集済		
205	日	2		C	Z 9編集済		
206	納付番号	16		C			
207	確認番号	6		C			
	バーコード用データ				UCC/GS1-128バーコード		
208	識別子	2		C	"91"固定		
209	発行企業コード	6		C	"929154"固定		
210	番号	21		C			
211	再発行区分	1		C	"0"固定		
212	支払い期限日	6		C			
213	印紙フラグ	1		C	"0"固定		
214	支払金額	6		C			
215	全体CD	1		C			
216	予備(スタンプ欄識別)	2		C	使用しない		
217	スタンプ欄識別コード	2		C	スタンプ欄がプレ印字されている場合は参照不要 20:前納、21:上期、22:下期、 01:1月、02:2月～11:11月、12:12月		
	バーコード用データ2				パッキング用バーコード		
218	固定項目	1		C			
219	基礎年金番号	10		C			
220	予備	1		C			
221	CD	1		C			
	領収済通知書作成用データ(2枚目)						
	※項目番号186～221と同一レイアウト						
	185		C				
	領収済通知書作成用データ(3枚目)						
	※項目番号186～221と同一レイアウト						
	185		C				
	領収済通知書作成用データ(4枚目)						
	※項目番号186～221と同一レイアウト						
	185		C				
	領収済通知書作成用データ(5枚目)						
	※項目番号186～221と同一レイアウト						
	185		C				
	領収済通知書作成用データ(6枚目)						
	※項目番号186～221と同一レイアウト						
	185		C				
	領収済通知書作成用データ(7枚目)						
	※項目番号186～221と同一レイアウト						
	185		C				
	領収済通知書作成用データ(8枚目)						
	※項目番号186～221と同一レイアウト						
	185		C				
	領収済通知書作成用データ(9枚目)						
	※項目番号186～221と同一レイアウト						
	185		C				
	領収済通知書作成用データ(10枚目)						
	※項目番号186～221と同一レイアウト						
	185		C				
	領収済通知書作成用データ(11枚目)						
	※項目番号186～221と同一レイアウト						
	185		C				
	領収済通知書作成用データ(12枚目)						
	※項目番号186～221と同一レイアウト						
	185		C				
	領収済通知書作成用データ(13枚目)						
	※項目番号186～221と同一レイアウト						
	185		C				
	領収済通知書作成用データ(14枚目)						
	※項目番号186～221と同一レイアウト						
	185		C				
	領収済通知書作成用データ(15枚目)						
	※項目番号186～221と同一レイアウト						
	185		C				
	納付案内書作成用個別データ2						
	引抜通番2						
	別送区分2						
222	別送IV	1		C	半角	別送IV者(1)/一般者(0)を表示	
	保険料額2						
223	4分の1免除者に係る保険料納付金額	5		C	Z Z Z Z 9編集済	4分の1免除者には、4分の1免除に係る保険料納付金額を編集する。(定額保険料の4分の3額に相当) 定額納付者・定額+付加納付者・4分の3免除者・半額免除者には'*****'を編集する	
224	4分の3免除者に係る保険料納付金額	5		C	Z Z Z Z 9編集済	4分の3免除者には、4分の3免除に係る保険料納付金額を編集する。(定額保険料の4分の1額に相当) 定額納付者・定額+付加納付者・4分の1免除者・半額免除者には'*****'を編集する	
	QRコード用データ						
225	識別区分	2		C	XX	識別区分を設定	
226	郵便物区分コード	7		C	XXXXXXX	郵便物区分コードを設定	
227	照会番号	12		C	999999999999	照会番号を設定	
228	作成年月日	8		C	YYYYYMMDD	作成年月日を設定(西暦)	
	予備	1		C		スペースを編集	

## **第4 注意事項**

### **4. 1 入力DVDについて**

本仕様書で取扱うDVDのSORT順、及び出力納付書の送付先については下記の通りです。

DVD名称	:	定時分納付書DVD
SORT順	:	郵便番号、基礎年金番号
出力先	:	被保険者

### **4. 2 有効データ長について**

有効データ長は、未使用項目となります。

### **4. 3 漢字項目と印字桁数について**

漢字項目には左詰めで文字が格納されていて、右側に余白が含まれています。

印字桁数には文字の先頭から有効なバイト数(右側の余白を含まない)を設定しています。

### **4. 4 年金事務所電話番号及び事務センター情報の印字**

以下の項目について、送付用封筒の窓から完全に視認できる状態となるように印字する。

#### **①年金事務所電話番号**

データレコードの項目番号54(統一事務所コード)に対応する年金事務所電話番号を、別添1「年金事務所電話番号一覧」に基づき印字する。

#### **②宛先不明時の返送先事務センター**

データレコードの項目番号54(統一事務所コード)の先頭2桁に対応する事務センター情報を、別添2「事務センター一覧」に基づき印字する。

#### 4. 5

下記の出力レイアウトフォームの項目について「1」を「元」にする事としてください。

○国民年金保険料納付書（令和2年7月定時分）

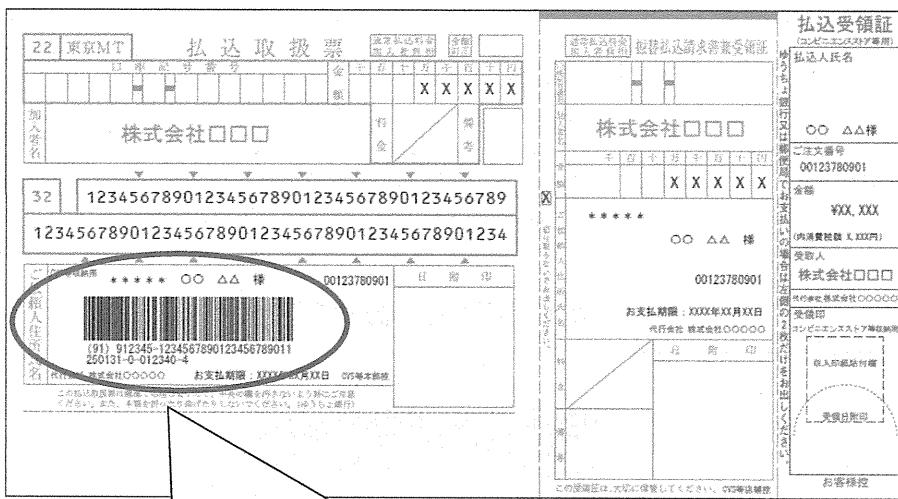
項目番号 6、項目番号 75、項目番号 79、項目番号 83、項目番号 87、項目番号 91、項目番号 95、項目番号 99、項目番号 103、項目番号 107、項目番号 111、項目番号 115、項目番号 119、項目番号 131、項目番号 133、項目番号 136、項目番号 139、項目番号 141、項目番号 144、項目番号 147、項目番号 149、項目番号 152、項目番号 196、項目番号 199、項目番号 203

### (3) バーコード表示

表1で示したコード体系を、GS1-128シンボルで表示する際の、バーコードの配置方法、印字品質については以下の通りとする。

バーコードの伝票への表示例を図8に示す。

図8 バーコードの収納票への表示例



バーコード印字は CVS 等本部控の左下  
バーコードの大きさは  
・全長 60mm 以内  
・高さ 10mm 以上

#### ①シンボル長（バーコード表示全体の横幅）

左右の余白(クワイエットゾーン)を含むバーコードのシンボル長は 60mm 以内とする。クワイエットゾーンは左右それぞれ 2.54mm とする。

#### ②バーコードの高さ

バーコードの高さは、原則 10mm 以上とする。

※バーコードの高さが低いと読み取りの操作性が低下する恐れがある。

#### ③バーコードの刷色

バーコードの刷色は、白地に黒（墨）での表示を基本とする。

#### ④バーコードの収納票内の表示位置

ゆうちょ銀行で定める「払込書作成基準」による。（図10を参照）。

## ⑤バーコードの印字品質

バーコードの印字品質は、ISO 規格で定められている印字品質を満たすこととする。

## (4) 目視文字

バーコードの内容を確認するために、バーコード表示の下にその内容を見易く表示する（図 9 を参照）。

- ① 文字の大きさは、8 ポイント（半角数字）以上とする。
- ② 図 9 に示す通り、2 段表示とする。
- ③ GS1 アプリケーション識別子 91 を括弧でくくる。
- ④ 確認し易くするために指定位置にハイフン（-）を入れる。

図 9 目視文字の表示

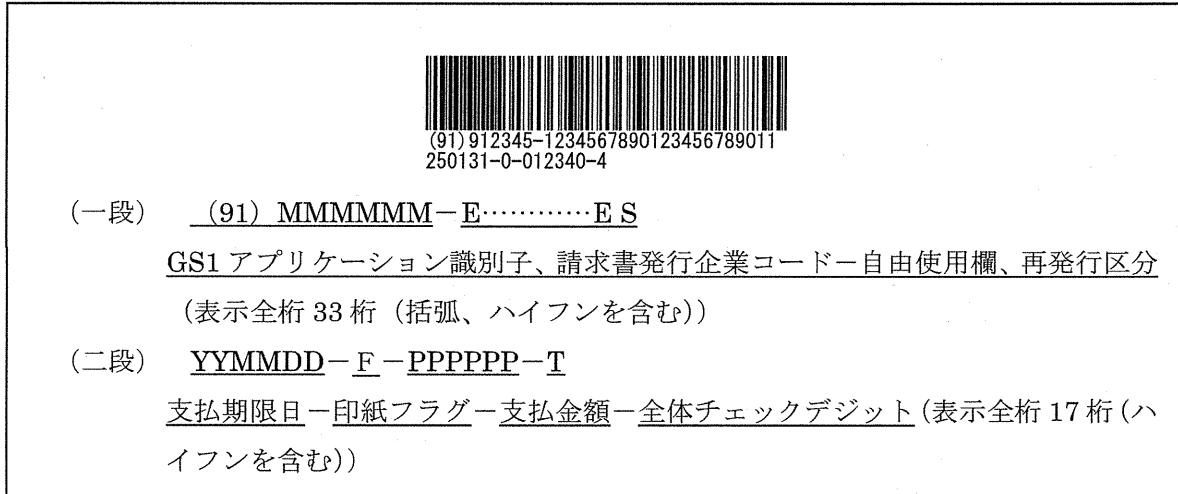
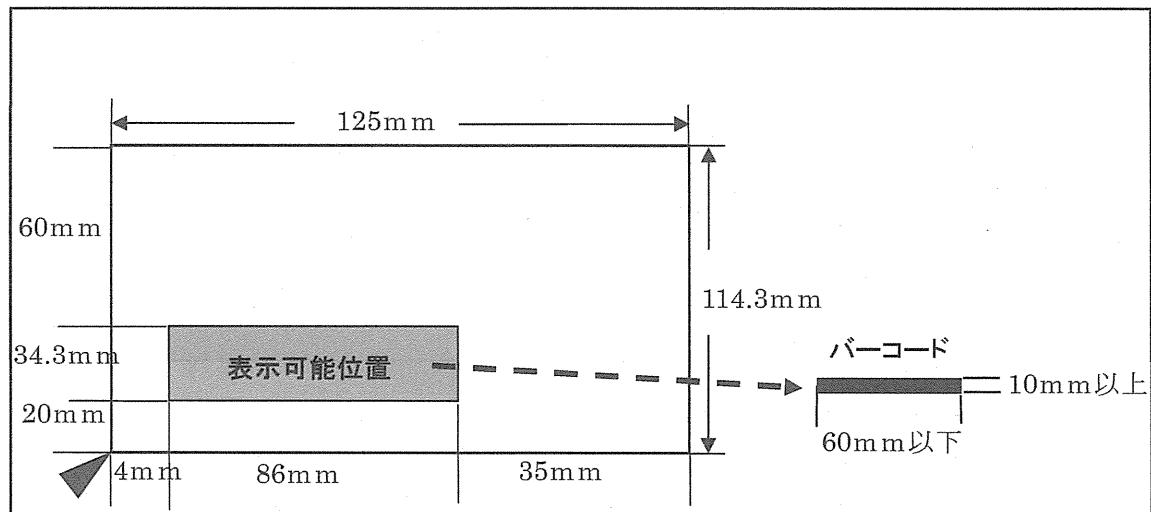
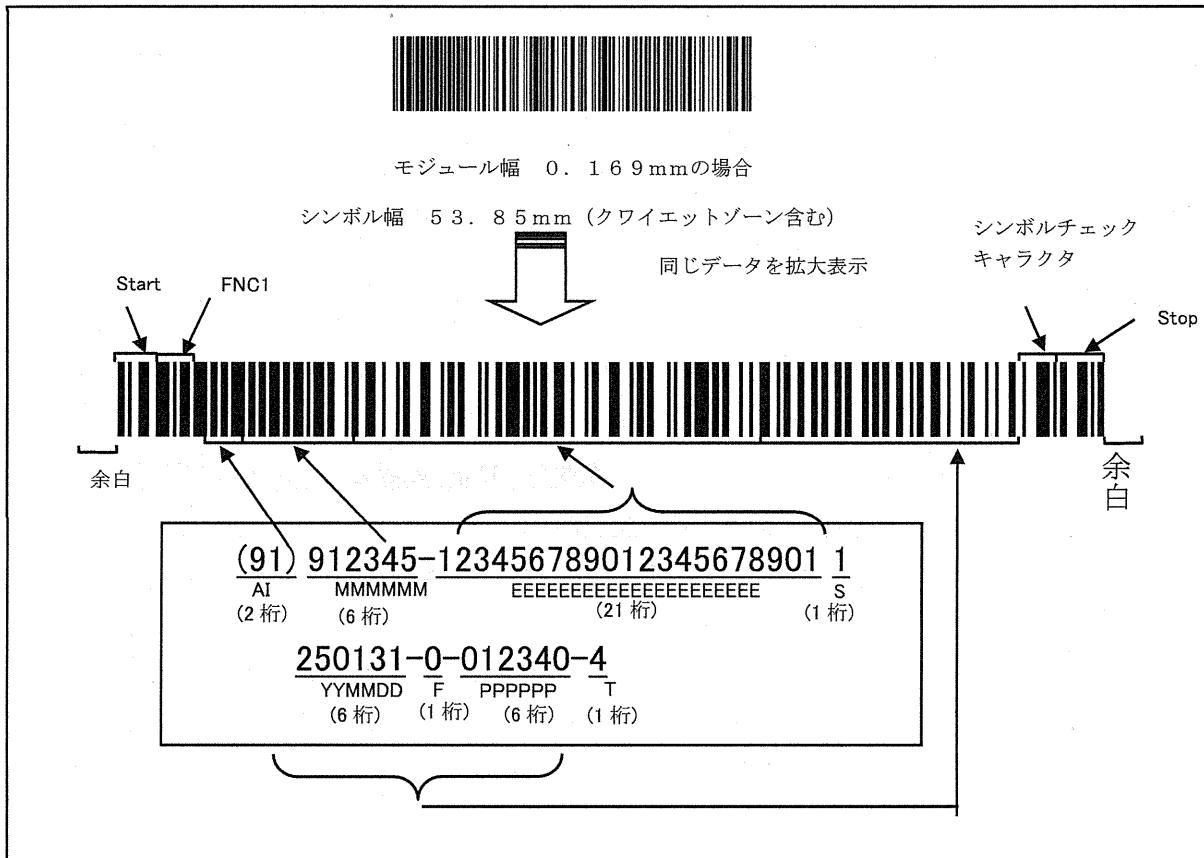


図 10 バーコードの収納票への表示位置



(ゆうちょ銀行で定める「払込書作成基準」による)

図 11 代理収納用 GS1-128 のシンボル構成



## 2. 読取りについて

- (1) バーコードリーダは、読み幅 60mm 以上とする。ペンスキャナ、CCD スキャナ、レーザスキャナ等読み方式に制限はない。
- (2) 代理収納の読み取りは、必ず、ファンクションキーを設定する。

### 3. 印字について

(1) バーコードの刷色は、白地に黒（墨）でのプリントを基本とする。

(2) 用紙の選定

①用紙は、70Kg（四六判）以上が望ましい。

②インクジェット方式は、インクの滲みに注意する、レーザー方式の場合は、トナーの定着の良い用紙を選定する等、プリンタの印字方式に合った用紙を選択し十分な読み取りテストを実施する。

③感熱紙の選定

感熱紙は、主に使用量の検針の際に携帯型感熱プリンタで印字されるため、屋外環境での印字に適した感熱紙を選定する。

選定のポイント

- ・降雨時等の水滴の付着に対応したトップコート層（紫外線硬化型樹脂層）を有すること。
- ・季節により温度・湿度環境が変化してもバーコードを含めた印字品質に問題の無いことが確認できていること。

評価条件の例：-5°C（冬季・低温）、

23°C・50%RH（常温常湿）、

50°C・80%RH（夏季・高温高湿）

- ・夏季の車内に相当する80°Cの雰囲気下で黒ずみ（発色）を生じないこと。
- ・クリアファイルに挟み込んだ際等に、樹脂に含まれる可塑剤に接触しても印字が消えないこと。

(3) バーコードの印字品質は、ISO/IEC 15416 規格で定められた 2.5 (B グレード) 以上が望ましい (表 5 参照)。

表 5 印刷品質のグレード表示

グレード	グレードの解釈
3.5～4.0 (A)	どの箇所でも一回走査するだけで読め、最も信頼性が高い。(オフセットや凸版印刷が目指すべき品質)
2.5～3.4 (B)	同じ箇所を複数回走査して読める。Aより劣るものの、信頼性は高い。 (熱転写などの印字方式が目指すべき品質)
1.5～2.4 (C)	複数箇所を一回ずつ走査する必要がある。 A、B グレードより多くのスキャン回数が必要になる場合がある。JAN シンボルをはじめ、企業間で利用される大部分のバーコードがこのレベル以上の品質が求められる。
0.5～1.4 (D)	複数箇所を複数回走査する必要がある。誤読や読み取りの遅延が発生する可能性もあり、スキャナの読み取り許容限度を事前に充分チェックすることが必要。
0～0.4 (F)	読み取りに失敗する可能性が高く、誤読の可能性もあり、企業間の運用には適さないレベル。(実際の機器で読み取りができることが多いが、誤読等の可能性もあり、運用を認めるべきでない品質)

#### 4. 印字品質の評価方法について

- (1) 印字品質の評価は、実運用でのプリンタの発行条件（機種、印字速度、印字濃度、発行枚数等）にあわせ、実際に使用する用紙に印字したものを見評価する。
- (2) 印字評価は、実機の読み取り以外に ISO/IEC 15416 に準拠した評価を実施する。

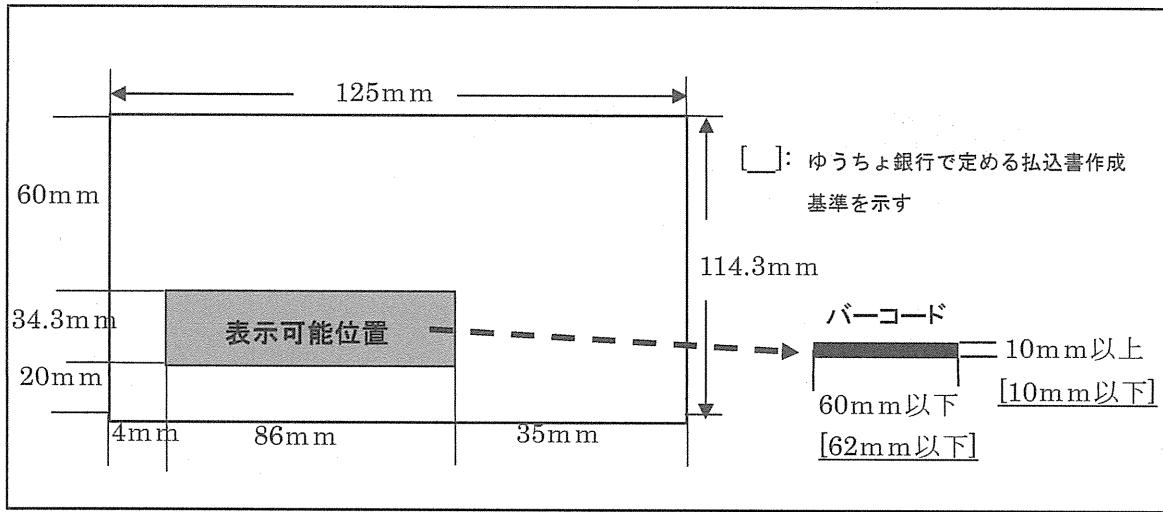
#### 5. バーコードの収納票内の表示位置（表示範囲）について

バーコードの収納票内の表示位置は、ゆうちょ銀行で定める「払込書作成基準」による。（図 12 を参照）。

#### 6. 技術的適合性のチェックについて

新規に取扱いを開始する場合、支払者へ送付する収納票と同一仕様のサンプルを、60日前までにコンビニエンスストア等に提示し、チェックを受けることが望ましい。

図 12 バーコードの収納票内の表示位置  
(ゆうちょ銀行で定める「払込書作成基準」)



(参考:「払込書作成基準」による)

表示範囲 : 払込取扱票上端から 60mm、左端から 4mm の位置を基準にして、右方向に 86mm、下方向に 34.3mm の範囲に限る。

表示方法 : ご依頼人住所氏名欄および下部クリアゾーンの範囲内に縦 10mm 以下、横 62mm 以下で表示する。

※参考 「G S - 1 2 8 シンボルによる標準料金代理収納ガイドライン」  
2022年3月 (財) 流通システム開発センター

# 国民年金保険料納付書（令和7年7月定期分） 国民年金保険料納付案内書

(注) X、Z、9、\*については、データ印字箇所である。

## 保険料の納付方法と納付場所

[ご注意] 誤った納付を防止するため、納付書を1枚ずつ切り離して送付しています。紛失には十分ご注意ください。納付場所や納付方法は、裏面をお読みください。

納付書に記載されている金額の保険料を添えて、金融機関、郵便局（※1）、コンビニエンスストア（※2）等の窓口で納付してください。

■ 取扱金融機関

■コンビニエンスストアでは、夜間や休日でも納付できます

納付できるコンビニエンスストア等は、納付書の裏面または日本年金機構ホームページをご覧ください。また、コンビニエンスストア等で納めた場合、納付記録の反映までに2週間程度かかる場合があります。

(※1) 簡易郵便局のうち、歳入復々代理店となっていない簡易郵便局で納付の手続きをした場合、手続きから領収日まで2営業日程度要します。納付期限または使用期限をご確認のうえ、お早めに納付手続きをしていただきますようお願いします。

(※2) 保険料額が30万円を超える納付書は、コンビニエンスストアではお支払いいただけません。

■電子納付（Pay-easy）がご利用できます。

- ・翌年度末までの前納をご希望の場合、納付書を失くした場合、汚れなどにより使用できなくなつた場合等、納付書の再発行をご希望の方は、お近くの年金事務所にお申し出ください。
  - ・すでに納付済みの方、同様の納付書を受け取った方は、行き違いでご了承ください。
  - ・免除申請書、口座振替納付申出書等を提出した方にも送付していますので、ご了承ください。  
(申請または申し出の結果がお手元に届くまで、この納付書は大切に保管してください)

# 国民年金保険料納付書（令和7年7月定期分） 国民年金保険料口座振替納付申出書

8.27インチ(210.0 mm) 6インチ(152.4 mm)

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">         様式コード  <b>180</b> 6:5:4       </div> <div style="text-align: center; font-size: 1.5em; margin-bottom: 10px;"> <b>国民年金保険料口座振替納付申出書(年金事務所用)</b> </div> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="margin-bottom: 10px;"> <b>XXXXXX 年金事務所長 あて</b> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #f0f0f0; margin-bottom: 5px;"> <b>181 XX 年 月 日</b> 国民年金保険料の納付を口座振替により納付したいので申し込みます。     </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">①基礎年金番号 <b>9</b></td> <td style="width: 15%;">②生年月日 <b>182~185</b></td> <td style="width: 15%;">電話番号種別 1 自宅 3 勤務先 2 携帯 4 その他</td> <td style="width: 15%;">電話番号</td> </tr> <tr> <td colspan="2">国民年金被保険者 <b>9999-999999</b></td> <td colspan="2">XXXXZ9年Z9月Z9日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">③氏名 フリガナ</td> <td colspan="2">住 13、16、19 所 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td>X X X X X X X X X X X X X X</td></tr> <tr><td>X X X X X X X X X X X X X X</td></tr> <tr><td>X X X X X X X X X X X X X X</td></tr> </table></td> </tr> <tr> <td colspan="2">④金融機関名 銀行等 指定預金口座</td> <td colspan="2">⑤支店名 1 本店 3 本所 2 支店 4 支所</td> </tr> <tr> <td colspan="2">⑥金融機関コード 銀行等 指定預金口座</td> <td colspan="2">⑦支店コード 銀行等 指定預金口座</td> </tr> <tr> <td colspan="2">⑧預金種別 種目コード ゆうちょ銀行</td> <td colspan="2">⑨口座番号(右詰めで記入) 1663210-</td> </tr> <tr> <td colspan="2">⑩通帳記号 ゆうちょ銀行</td> <td colspan="2">⑪通帳番号(右詰めで記入) 1663210-</td> </tr> <tr> <td colspan="2">⑫口座名義人 氏名 フリガナ</td> <td colspan="2">⑬振替方法 1 翌月末振替 2 6ヶ月前納 3 1年前納</td> </tr> <tr> <td colspan="2">⑭機構使用欄</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> </div> <div style="font-size: small; color: red; margin-top: 10px;">       ※ 裏面の注意事項および記入例をご参照のうえ、「国民年金保険料口座振替納付申出書」および「国民年金保険料口座振替依頼書」の太枠内の記入 押印し、年金事務所または金融機関等にお申し込みください。        ※ 通常お申し込み1~2ヶ月後に口座振替が開始されます。ご利用開始は、「国民年金保険料口座振替開始(変更)・振替額通知書」で通知します。        ※ 利用開始までは、同封している納付書で現金により納付してください。        ※ 一部免除(一部納付)されている方は、「毎月納付(翌月末振替)」のみのご利用となります。        ※ 過去の未払い分の保険料を納める場合には、口座振替はご利用いただけませんのでご了承ください。     </div>	①基礎年金番号 <b>9</b>	②生年月日 <b>182~185</b>	電話番号種別 1 自宅 3 勤務先 2 携帯 4 その他	電話番号	国民年金被保険者 <b>9999-999999</b>		XXXXZ9年Z9月Z9日		③氏名 フリガナ		住 13、16、19 所 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td>X X X X X X X X X X X X X X</td></tr> <tr><td>X X X X X X X X X X X X X X</td></tr> <tr><td>X X X X X X X X X X X X X X</td></tr> </table>		X X X X X X X X X X X X X X	X X X X X X X X X X X X X X	X X X X X X X X X X X X X X	④金融機関名 銀行等 指定預金口座		⑤支店名 1 本店 3 本所 2 支店 4 支所		⑥金融機関コード 銀行等 指定預金口座		⑦支店コード 銀行等 指定預金口座		⑧預金種別 種目コード ゆうちょ銀行		⑨口座番号(右詰めで記入) 1663210-		⑩通帳記号 ゆうちょ銀行		⑪通帳番号(右詰めで記入) 1663210-		⑫口座名義人 氏名 フリガナ		⑬振替方法 1 翌月末振替 2 6ヶ月前納 3 1年前納		⑭機構使用欄				<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">         銀行等使用欄 印照合 受付       </div> <div style="text-align: center; font-size: 1.5em; margin-bottom: 10px;"> <b>国民年金保険料口座振替依頼書 (金融機関・ゆうちょ銀行用)</b> </div> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="margin-bottom: 10px;"> <b>181 XX 年 月 日</b> 国民年金保険料を口座振替により納付したいので、裏面の約定を確約のうえ依頼します。     </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">①基礎年金番号 <b>9</b></td> <td style="width: 15%;">②生年月日 <b>182~185</b></td> <td style="width: 15%;">電話番号種別 1 自宅 3 勤務先 2 携帯 4 その他</td> <td style="width: 15%;">電話番号</td> </tr> <tr> <td colspan="2">国民年金被保険者 <b>9999-999999</b></td> <td colspan="2">XXXXZ9年Z9月Z9日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">③氏名 フリガナ</td> <td colspan="2">住 13、16、19 所 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td>X X X X X X X X X X X X X X</td></tr> <tr><td>X X X X X X X X X X X X X X</td></tr> <tr><td>X X X X X X X X X X X X X X</td></tr> </table></td> </tr> <tr> <td colspan="2">④金融機関名 銀行等 指定預金口座</td> <td colspan="2">⑤支店名 1 本店 3 本所 2 支店 4 支所</td> </tr> <tr> <td colspan="2">⑥金融機関コード 銀行等 指定預金口座</td> <td colspan="2">⑦支店コード 銀行等 指定預金口座</td> </tr> <tr> <td colspan="2">⑧預金種別 種目コード ゆうちょ銀行</td> <td colspan="2">⑨口座番号(右詰めで記入) 1663210-</td> </tr> <tr> <td colspan="2">⑩通帳記号 ゆうちょ銀行</td> <td colspan="2">⑪通帳番号(右詰めで記入) 1663210-</td> </tr> <tr> <td colspan="2">⑫口座名義人 氏名 フリガナ</td> <td colspan="2">⑬振替方法 1 翌月末振替 2 6ヶ月前納 3 1年前納</td> </tr> <tr> <td colspan="2">⑭機構使用欄</td> <td colspan="2">届出印</td> </tr> </table> </div> <div style="font-size: small; color: red; margin-top: 10px;">       切り取らないでください     </div> <div style="font-size: small; color: red; margin-top: 10px;">       ※振替方法の説明        ①「6ヶ月前納」「1年前納」「2年前納」については、申し込み期日に間に合わなかった場合、次の前納振替月までは「翌月末振替」となる場合があります。        ②「6ヶ月前納」「1年前納」「当月末振替(早割)」「2年前納」については、原則として、初回の振替は前月分もあわせて振替します。        ③「6ヶ月前納」「1年前納」「当月末振替(早割)」「2年前納」については、振替月に残高不足等で振替できなかつた場合、次の前納振替月までは「翌月末振替」として振替します。     </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">       様式コード: 46542     </div>	①基礎年金番号 <b>9</b>	②生年月日 <b>182~185</b>	電話番号種別 1 自宅 3 勤務先 2 携帯 4 その他	電話番号	国民年金被保険者 <b>9999-999999</b>		XXXXZ9年Z9月Z9日		③氏名 フリガナ		住 13、16、19 所 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td>X X X X X X X X X X X X X X</td></tr> <tr><td>X X X X X X X X X X X X X X</td></tr> <tr><td>X X X X X X X X X X X X X X</td></tr> </table>		X X X X X X X X X X X X X X	X X X X X X X X X X X X X X	X X X X X X X X X X X X X X	④金融機関名 銀行等 指定預金口座		⑤支店名 1 本店 3 本所 2 支店 4 支所		⑥金融機関コード 銀行等 指定預金口座		⑦支店コード 銀行等 指定預金口座		⑧預金種別 種目コード ゆうちょ銀行		⑨口座番号(右詰めで記入) 1663210-		⑩通帳記号 ゆうちょ銀行		⑪通帳番号(右詰めで記入) 1663210-		⑫口座名義人 氏名 フリガナ		⑬振替方法 1 翌月末振替 2 6ヶ月前納 3 1年前納		⑭機構使用欄		届出印	
①基礎年金番号 <b>9</b>	②生年月日 <b>182~185</b>	電話番号種別 1 自宅 3 勤務先 2 携帯 4 その他	電話番号																																																																												
国民年金被保険者 <b>9999-999999</b>		XXXXZ9年Z9月Z9日																																																																													
③氏名 フリガナ		住 13、16、19 所 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td>X X X X X X X X X X X X X X</td></tr> <tr><td>X X X X X X X X X X X X X X</td></tr> <tr><td>X X X X X X X X X X X X X X</td></tr> </table>		X X X X X X X X X X X X X X	X X X X X X X X X X X X X X	X X X X X X X X X X X X X X																																																																									
X X X X X X X X X X X X X X																																																																															
X X X X X X X X X X X X X X																																																																															
X X X X X X X X X X X X X X																																																																															
④金融機関名 銀行等 指定預金口座		⑤支店名 1 本店 3 本所 2 支店 4 支所																																																																													
⑥金融機関コード 銀行等 指定預金口座		⑦支店コード 銀行等 指定預金口座																																																																													
⑧預金種別 種目コード ゆうちょ銀行		⑨口座番号(右詰めで記入) 1663210-																																																																													
⑩通帳記号 ゆうちょ銀行		⑪通帳番号(右詰めで記入) 1663210-																																																																													
⑫口座名義人 氏名 フリガナ		⑬振替方法 1 翌月末振替 2 6ヶ月前納 3 1年前納																																																																													
⑭機構使用欄																																																																															
①基礎年金番号 <b>9</b>	②生年月日 <b>182~185</b>	電話番号種別 1 自宅 3 勤務先 2 携帯 4 その他	電話番号																																																																												
国民年金被保険者 <b>9999-999999</b>		XXXXZ9年Z9月Z9日																																																																													
③氏名 フリガナ		住 13、16、19 所 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td>X X X X X X X X X X X X X X</td></tr> <tr><td>X X X X X X X X X X X X X X</td></tr> <tr><td>X X X X X X X X X X X X X X</td></tr> </table>		X X X X X X X X X X X X X X	X X X X X X X X X X X X X X	X X X X X X X X X X X X X X																																																																									
X X X X X X X X X X X X X X																																																																															
X X X X X X X X X X X X X X																																																																															
X X X X X X X X X X X X X X																																																																															
④金融機関名 銀行等 指定預金口座		⑤支店名 1 本店 3 本所 2 支店 4 支所																																																																													
⑥金融機関コード 銀行等 指定預金口座		⑦支店コード 銀行等 指定預金口座																																																																													
⑧預金種別 種目コード ゆうちょ銀行		⑨口座番号(右詰めで記入) 1663210-																																																																													
⑩通帳記号 ゆうちょ銀行		⑪通帳番号(右詰めで記入) 1663210-																																																																													
⑫口座名義人 氏名 フリガナ		⑬振替方法 1 翌月末振替 2 6ヶ月前納 3 1年前納																																																																													
⑭機構使用欄		届出印																																																																													

# 国民年金保険料納付書（令和7年7月定期分） 領収（納付受託）済通知書（各月）

(注) X、Z、9は、データ印字箇所である。

—8 27インチ(210.0 mm)

—3インチ(76.2 mm)

-31- (76.2 mm)

<p><b>保険料の納付方法</b></p> <p>納付書に記載されている金額の保険料を添えて、金融機関、郵便局（※1）、コンビニエンスストア（※2）等の窓口で納付してください。</p> <p>■ 取扱金融機関</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 全国の銀行</li> <li><input type="radio"/> 信用金庫</li> <li><input type="radio"/> 信用組合</li> <li><input type="radio"/> 労働金庫</li> <li><input type="radio"/> 農業協同組合</li> <li><input type="radio"/> 漁業協同組合</li> </ul> <p>■ コンビニエンスストアでは、夜間や休日でも納付できます。</p> <p>納付できるコンビニエンスストア等（平成30年4月時点）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> くらしハウス</li> <li><input type="radio"/> コミュニティ・ストア</li> <li><input type="radio"/> サークルK</li> <li><input type="radio"/> サンクス</li> <li><input type="radio"/> スリーエイト</li> <li><input type="radio"/> 生活彩家</li> <li><input type="radio"/> セイコーマート</li> <li><input type="radio"/> セーフォン</li> <li><input type="radio"/> セブン-イレブン</li> <li><input type="radio"/> デイリーヤマザキ</li> <li><input type="radio"/> ニューやマザキデイリーストア</li> <li><input type="radio"/> ファミリーマート</li> <li><input type="radio"/> ポプラ</li> <li><input type="radio"/> ミニストップ</li> <li><input type="radio"/> ヤマザキスペシャルパートナーショップ</li> <li><input type="radio"/> ローソン</li> <li><input type="radio"/> M M K 設置店</li> </ul> <p>(※1) 簡易郵便局のうち、歳入復々代理店となっていない簡易郵便局で納付の手続きをした場合、手続きから領収日まで2営業日程度要します。納付期限または使用期限をご確認のうえ、お早めに納付手続きをしていただきますようお願いします。</p> <p>(※2) <b>保険料額が30万円を超える納付書は、コンビニエンスストアではお支払いいただけません。</b></p> <p>■ 電子納付（Pay-easy）をご利用できます。 この納付書はPay-easy（ペイジー）対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。 納付の際にご利用の金融機関にお問い合わせください。 <b>この「納付書・領収（納付受託）証書」は大切に保管してください。</b></p>	<p><b>納付期限までに納めてください</b></p> <p>納付期限は、法令で「納付対象月の翌月末日」と定められています。 納付期限までに保険料を納めないと、<b>障害基礎年金や、遺族基礎年金が、受給できない場合がありますので、忘れずに納めてください。</b></p> <p><b>納付期限と使用期限について</b></p> <p>■ 「納付期限」と表示のある納付書の場合 納付期限を経過した場合でも、納付期限から2年間はこの納付書で保険料を納めることができます。</p> <p>■ 「使用期限」と表示のある納付書の場合 使用期限を経過すると、この納付書で納付することはできません。</p> <p>● 使用期限を経過していても、前納用納付書については、年度内で前納できる期間がある場合には、新たな納付書を発行できます。 また、追納を希望する対象月から10年を経過していない追納保険料については、新たな納付書を発行できます。</p> <p><b>詳しくは、お近くの年金事務所までお問い合わせください。</b></p> <p>◆ すでに納付済みの方や同様の納付書を受け取った方は、行き違いでご了承ください。</p>	<p><b>領収（納付受託）日付等の編集</b> 196、217を参照の上、受託業者にて印字出力。 但し、印字イメージが同様であればプレ印刷でも可。</p> <p><b>コンビニ収納用バーコード</b> <b>(注)このバーコード以外のバーコード(QRコード等の2次元シンボルを含む)を製品表面に印字しないこと。</b></p>
--	---	--

# 国民年金保険料納付書（令和7年7月定期分）

## 領収（納付受託）済通知書（前納）

(注) X、Z、9は、データ印字箇所である。

8.27インチ(210.0 mm)

3インチ(76.2 mm)

3インチ(76.2 mm)

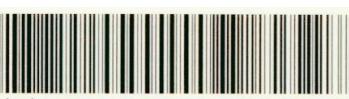
### 領収（納付受託）済通知書

国庫金 国民年金

年度 年金特別会計 内閣府及び厚生労働省所管 取扱店番号 取扱店名

納付目的	国民年金保険料 (X X) 194
納付期間	X X Z 9年7月分 ~ X X Z 9年7月分
納付書発行年月日	X X Z 9年Z月Z日 5~8
基礎年金番号	999999999999
国保年金勘定料	ZZZZZ9円 9
基礎年金番号区分	3 188 189 190 191
収納年月日	186, 187 X X Z 9年 内閣府及び厚生労働省所管
合計額	Z Z Z Z Z 9円 192
収納区分	193
上記の合計額を領収しました。	
領収（納付受託）日付等	196~197 199~200
取扱店番号	00066421
確認番号	00066421
住所	X X X X X X X X X X X X 13
氏名	X X X X X X X X X X X X 16
延滞金	X X X X X X X X X X X X 19
合計額	X X X X X X X X X X X X 22

※裏面のご説明を  
お読みください。



(91) 532121-01818283848586788899-  
020617-1-123456-1

CVS用

### 保険料の納付方法

納付書に記載されている金額の保険料を添えて、金融機関、郵便局（※1）、コンビニエンスストア（※2）等の窓口で納付してください。

#### ■取扱金融機関

○全国の銀行 ○信用金庫 ○信用組合 ○労働金庫  
○農業協同組合 ○漁業協同組合

#### ■コンビニエンスストアでは、夜間や休日でも納付できます。

納付できるコンビニエンスストア等（平成30年4月時点）

○くらしハウス ○コミュニティ・ストア  
○サークルK ○サンクス ○スリーエイト  
○生活彩家 ○セイコーマート  
○セーブオン ○セブン-イレブン  
○デイリーヤマザキ ○ニューヤマザキデイリーストア  
○ファミーマート ○ボンバ  
○ヤマザキスペシャルパートナーショップ  
○ローソン ○MMK設置店

（※1）簡易郵便局のうち、歳入復々代理店となっていない簡易郵便局で納付の手続きをした場合、手続きから領収日まで2営業日程度を要します。納付期限または使用期限をご確認のうえ、お早めに納付手続きをしていただけますようお願いします。

（※2）保険料額が30万円を超える納付書は、コンビニエンスストアではお支払いいただけません。

■電子納付（Pay-easy）をご利用できます。

この納付書はPay-easy（ペイジー）対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。納付の際にご利用の金融機関にお問い合わせください。

この「納付書・領収（納付受託）証書」は大切に保管してください。

### 納付期限までに納めてください

納付期限は、法令で「納付対象月の翌月末日」と定められています。

納付期限までに保険料を納めないと、障害基礎年金や、遺族基礎年金が、受給できない場合がありますので、忘れずに納めてください。

### 納付期限と使用期限について

#### ■「納付期限」と表示のある納付書の場合

納付期限を経過した場合でも、納付期限から2年間はこの納付書で保険料を納めることができます。

#### ■「使用期限」と表示のある納付書の場合

使用期限を経過すると、この納付書で納付することはできません。

● 使用期限を経過していても、前納用納付書については、年度内に前納できる期間がある場合には、新たな納付書を発行できます。

また、追納を希望する対象月から10年を経過していない追納保険料については、新たな納付書を発行できます。

詳しくは、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

◆すでに納付済みの方や同様の納付書を受け取った方は、行き違いでですのでご了承ください。

### 領収（納付受託）控

国庫金 国民年金

納付目的	国民年金保険料 (X X) 194
納付期間	X X Z 9年7月分 ~ X X Z 9年7月分
納付書発行年月日	X X Z 9年Z月Z日 5~8
基礎年金番号	999999999999
国保年金勘定料	ZZZZZ9円 2
保険料	Z Z Z Z Z 9円 190
延滞金	Z Z Z Z Z 9円 192
合計額	Z Z Z Z Z 9円 193

※裏面のご説明を  
お読みください。

（切り取らないでください）

### 納付書・領収（納付受託）証書

国庫金 国民年金

納付目的	国民年金保険料 (X X) 194
納付期間	X X Z 9年7月分 ~ X X Z 9年7月分
納付書発行年月日	X X Z 9年Z月Z日 5~8
基礎年金番号	999999999999
国保年金勘定料	ZZZZZ9円 2
保険料	Z Z Z Z Z 9円 190
延滞金	Z Z Z Z Z 9円 192
合計額	Z Z Z Z Z 9円 193

※裏面のご説明を  
お読みください。

（切り取らないでください）

### 領収（納付受託）日付等の編集

196、197、199、217を参照の上、受託業者にて印字出力。

但し、印字イメージが同様であればプレ印刷でも可。

### コンビニ収納用バーコード

(注)このバーコード以外のバーコード(QRコード等の2次元シンボルを含む)を製品表面に印字しないこと。

(裏面)

218~221

4.33インチ  
(110.0 mm)

110.0 mm

110.0 mm

362.40 mm

362.40 mm

362.40 mm

# 国民年金保険料納付書（令和7年7月定期分） 領収（納付受託）済通知書（下期）

(注) X、Z、9は、データ印字箇所である

—8.27インチ(210.0 mm)

—3インチ(76.2 mm)

-3インチ(76.2 mm)

<p><b>保険料の納付方法</b></p> <p>納付書に記載されている金額の保険料を添えて、金融機関、郵便局（※1）、コンビニエンスストア（※2）等の窓口で納付してください。</p> <p>■ 取扱金融機関</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 全国の銀行    <input type="radio"/> 信用金庫    <input type="radio"/> 信用組合    <input type="radio"/> 労働金庫</li> <li><input type="radio"/> 農業協同組合    <input type="radio"/> 漁業協同組合</li> </ul> <p>■ コンビニエンスストアでは、夜間や休日でも納付できます。</p> <p>納付できるコンビニエンスストア等（平成30年4月時点）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> くらしハウス    <input type="radio"/> コミュニティ・ストア</li> <li><input type="radio"/> サークルK    <input type="radio"/> サンクス    <input type="radio"/> スリーエイト</li> <li><input type="radio"/> 生活彩家    <input type="radio"/> セイコーマート</li> <li><input type="radio"/> セーブオン    <input type="radio"/> セブン-イレブン</li> <li><input type="radio"/> デイリーヤマザキ    <input type="radio"/> ニューヤマザキディリーストア</li> <li><input type="radio"/> ファミリーマート    <input type="radio"/> ポプラ    <input type="radio"/> ミニストップ</li> <li><input type="radio"/> ヤマザキスペシャルパートナーショップ</li> <li><input type="radio"/> ローソン    <input type="radio"/> M M K 設置店</li> </ul> <p>(※1) 簡易郵便局のうち、歳入復々代理店となっていない简易郵便局で納付の手続きをした場合、手続きから領収日まで2営業日程度要します。納付期限または使用期限をご確認のうえ、お早めに納付手続きをしていただきますようお願いします。</p> <p>(※2) <b>保険料額が30万円を超える納付書は、コンビニエンスストアではお支払いいただけません。</b></p> <p>■ 電子納付（Pay-easy）がご利用できます。 この納付書はPay-easy（ペイジー）対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。 納付の際にご利用の金融機関にお問い合わせください。 <b>この「納付書・領収（納付受託）証書」は大切に保管してください。</b></p>	<p><b>納付期限までに納めてください</b></p> <p>納付期限は、法令で「納付対象月の翌月末日」と定められています。 納付期限までに保険料を納めないと、<b>障害基礎年金や、遺族基礎年金が、受給できない場合がありますので、忘れずに納めてください。</b></p> <p><b>納付期限と使用期限について</b></p> <p>■ 「納付期限」と表示のある納付書の場合 納付期限を経過した場合でも、納付期限から2年間はこの納付書で保険料を納めることができます。</p> <p>■ 「使用期限」と表示のある納付書の場合 使用期限を経過すると、この納付書で納付することはできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 使用期限を経過していても、前納用納付書については、年度内で前納できる期間がある場合には、新たな納付書を発行できます。 また、追納を希望する対象月から10年を経過していない追納保険料については、新たな納付書を発行できます。</li> </ul> <p>詳しくは、お近くの年金事務所までお問い合わせください。</p> <p>◆ すでに納付済みの方や同様の納付書を受け取った方は、行き違いでご了承ください。</p>	<p><b>領収（納付受託）日付等の編集</b> 196、199、217を参照の上、受託業者にて印字出力。 但し、印字イメージが同様であればプレ印刷でも可。</p> <p><b>コンビニ収納用バーコード</b> <b>(注)このバーコード以外のバーコード(QRコード等の2次元シンボルを含む)を製品表面に印字しないこと。</b></p>
--	---	--

※正式な原稿は受託業者決定後に交付します。

### 別添1 年金事務所電話番号一覧

統一事務所コード	事務所名	お問い合わせ先	電話番号①	電話番号②
0101	札幌東	札幌東年金事務所	(011) 832-5394	自動音声案内2番を選択
0103	札幌西	札幌西年金事務所	(011) 271-1156	自動音声案内2番を選択
0129	札幌北	札幌北年金事務所	(011) 717-4115	自動音声案内2番を選択
0105	函館	函館年金事務所	(0138) 56-1165	
0107	旭川	旭川年金事務所	(0166) 27-1611	自動音声案内2番を選択
0109	釧路	釧路年金事務所	(0154) 22-5810	自動音声案内2番を選択
0113	室蘭	室蘭年金事務所	(0143) 24-7104	自動音声案内2番を選択
0127	苫小牧	苫小牧年金事務所	(0144) 36-6135	自動音声案内2番を選択
0111	岩見沢	岩見沢年金事務所	(0126) 22-5804	自動音声案内2番を選択
0115	小樽	小樽年金事務所	(0134) 23-4236	自動音声案内2番を選択
0117	北見	北見年金事務所	(0157) 25-9635	自動音声案内2番を選択
0119	帯広	帯広年金事務所	(0155) 25-8113	自動音声案内2番を選択
0123	稚内	稚内年金事務所	(0162) 32-1941	自動音声案内2番を選択
0121	砂川	砂川年金事務所	(0125) 52-2144	
0125	留萌	留萌年金事務所	(0164) 43-7211	自動音声案内2番を選択
0131	新さっぽろ	新さっぽろ年金事務所	(011) 892-9316	自動音声案内2番を選択
0201	青森	青森年金事務所	(017) 734-7495	自動音声案内2番を選択
0207	むつ	むつ年金事務所	(0175) 22-4947	自動音声案内2番を選択
0203	八戸	八戸年金事務所	(0178) 44-1742	自動音声案内2番を選択
0205	弘前	弘前年金事務所	(0172) 27-1339	自動音声案内2番を選択
0301	盛岡	盛岡年金事務所	(019) 623-6211	自動音声案内2番を選択
0309	花巻	花巻年金事務所	(0198) 23-3351	自動音声案内2番を選択
0307	二戸	二戸年金事務所	(0195) 23-4111	自動音声案内2番を選択
0303	一関	一関年金事務所	(0191) 23-4246	自動音声案内2番を選択
0305	宮古	宮古年金事務所	(0193) 62-1963	自動音声案内2番を選択
0401	仙台南	仙台南年金事務所	(022) 246-5111	自動音声案内2番を選択
0403	仙台北	仙台北年金事務所	(022) 224-0891	自動音声案内2番を選択
0405	石巻	石巻年金事務所	(0225) 22-5115	自動音声案内2番を選択
0407	古川	古川年金事務所	(0229) 23-1200	自動音声案内2番を選択
0409	仙台東	仙台東年金事務所	(022) 257-6111	自動音声案内2番を選択
0411	大河原	大河原年金事務所	(0224) 51-3111	自動音声案内2番を選択
0501	秋田	秋田年金事務所	(018) 865-2392	自動音声案内2番を選択
0503	鷹巣	鷹巣年金事務所	(0186) 62-1490	自動音声案内2番を選択
0505	大曲	大曲年金事務所	(0187) 63-2296	自動音声案内2番を選択
0507	本荘	本荘年金事務所	0184-24-1111	自動音声案内2番を選択
0601	山形	山形年金事務所	(023) 645-5111	自動音声案内2番を選択
0607	新庄	新庄年金事務所	(0233) 22-2050	自動音声案内2番を選択

統一事務所コード	事務所名	お問い合わせ先	電話番号①	電話番号②
0603	鶴岡	鶴岡年金事務所	(0235) 23-5040	自動音声案内2番を選択
0605	米沢	米沢年金事務所	(0238) 22-4220	自動音声案内2番を選択
0609	寒河江	寒河江年金事務所	(0237) 84-2551	自動音声案内2番を選択
0701	東北福島	東北福島年金事務所	(024) 535-0141	自動音声案内2番を選択
0703	平	平年金事務所	(0246) 23-5611	自動音声案内2番を選択
0709	相馬	相馬年金事務所	(0244) 36-5172	自動音声案内2番を選択
0705	郡山	郡山年金事務所	(024) 932-3434	自動音声案内2番を選択
0707	会津若松	会津若松年金事務所	(0242) 27-5321	自動音声案内2番を選択
0711	白河	白河年金事務所	(0248) 27-4161	自動音声案内2番を選択
0801	水戸南	水戸南年金事務所	(029) 227-3278	自動音声案内2番を選択
0809	水戸北	水戸北年金事務所	(029) 231-2283	自動音声案内2番を選択
0803	土浦	土浦年金事務所	(029) 825-1170	自動音声案内2番を選択
0807	下館	下館年金事務所	(0296) 25-0829	自動音声案内2番を選択
0805	日立	日立年金事務所	(0294) 24-2125	
0901	宇都宮西	宇都宮西年金事務所	(028) 622-4281	自動音声案内2番を選択
0905	大田原	大田原年金事務所	(0287) 22-6311	自動音声案内2番を選択
0903	栃木	栃木年金事務所	(0282) 22-4131	自動音声案内2番を選択
0907	今市	今市年金事務所	(0288) 88-0082	自動音声案内2番を選択
0909	宇都宮東	宇都宮東年金事務所	(028) 683-3211	自動音声案内2番を選択
1001	前橋	前橋年金事務所	(027) 231-1719	自動音声案内2番を選択
1003	桐生	桐生年金事務所	(0277) 44-2312	
1005	高崎	高崎年金事務所	(027) 322-4299	自動音声案内2番を選択
1007	渋川	渋川年金事務所	(0279) 22-1607	
1009	太田	太田年金事務所	(0276) 49-3716	自動音声案内2番を選択
1101	浦和	浦和年金事務所	048-831-1638	自動音声案内2番を選択
1107	大宮	大宮年金事務所	048-652-3399	自動音声案内2番を選択
1103	熊谷	熊谷年金事務所	048-522-5012	自動音声案内2番を選択
1105	川越	川越年金事務所	049-242-2657	自動音声案内2番を選択
1113	所沢	所沢年金事務所	04-2998-0170	自動音声案内2番を選択
1109	春日部	春日部年金事務所	048-737-7112	自動音声案内2番を選択
1111	秩父	秩父年金事務所	(0494) 27-6560	自動音声案内2番を選択
1115	越谷	越谷年金事務所	048-960-1190	自動音声案内2番を選択
1201	千葉	千葉年金事務所	(043) 242-6320	自動音声案内2番を選択
1203	船橋	船橋年金事務所	(047) 424-8811	自動音声案内2番を選択
1209	松戸	松戸年金事務所	(047) 345-5517	自動音声案内2番を選択
1205	木更津	木更津年金事務所	(0438) 23-7616	自動音声案内2番を選択
1207	佐原	佐原年金事務所	(0478) 54-1442	自動音声案内2番を選択
1211	幕張	幕張年金事務所	(043) 212-8621	自動音声案内2番を選択

統一事務所コード	事務所名	お問い合わせ先	電話番号①	電話番号②
1213	市川	市川年金事務所	(047) 704-1177	自動音声案内2番を選択
2113	千代田	千代田年金事務所	(03) 3265-4381	自動音声案内2番を選択
2121	中央	中央年金事務所	(03) 3543-1411	自動音声案内2番を選択
2117	港	港年金事務所	(03) 5401-3211	自動音声案内2番を選択
2141	新宿	新宿年金事務所	(03) 5285-8611	自動音声案内2番を選択
2143	杉並	杉並年金事務所	(03) 3312-1511	自動音声案内2番を選択
2169	中野	中野年金事務所	(03) 3380-6111	自動音声案内2番を選択
2123	上野	上野年金事務所	(03) 3824-2511	自動音声案内2番を選択
2125	文京	文京年金事務所	(03) 3945-1141	自動音声案内2番を選択
2133	墨田	墨田年金事務所	(03) 3631-3111	自動音声案内2番を選択
2129	江東	江東年金事務所	(03) 3683-1231	自動音声案内2番を選択
2131	江戸川	江戸川年金事務所	(03) 3652-5106	自動音声案内2番を選択
2149	品川	品川年金事務所	(03) 3494-7831	自動音声案内2番を選択
2151	大田	大田年金事務所	(03) 3733-4141	自動音声案内2番を選択
2145	渋谷	渋谷年金事務所	(03) 3462-1241	自動音声案内2番を選択
2163	目黒	目黒年金事務所	(03) 3770-6421	自動音声案内2番を選択
2147	世田谷	世田谷年金事務所	(03) 6880-3456	自動音声案内2番を選択
2139	池袋	池袋年金事務所	(03) 3988-6011	自動音声案内2番を選択
2167	北	北年金事務所	(03) 3905-1011	自動音声案内2番を選択
2137	板橋	板橋年金事務所	(03) 3962-1481	自動音声案内2番を選択
2161	練馬	練馬年金事務所	(03) 3904-5491	自動音声案内2番を選択
2127	足立	足立年金事務所	(03) 3604-0111	自動音声案内2番を選択
2165	荒川	荒川年金事務所	(03) 3800-9151	自動音声案内2番を選択
2135	葛飾	葛飾年金事務所	(03) 3695-2181	自動音声案内2番を選択
2153	立川	立川年金事務所	(042) 523-0352	自動音声案内2番を選択
2159	八王子	八王子年金事務所	(042) 626-3511	自動音声案内2番を選択
2155	武蔵野	武蔵野年金事務所	(0422) 56-1411	自動音声案内2番を選択
2171	府中	府中年金事務所	(042) 361-1011	自動音声案内2番を選択
2173	青梅	青梅年金事務所	(0428) 30-3410	自動音声案内2番を選択
3101	鶴見	鶴見年金事務所	(045) 521-2641	自動音声案内2番を選択
3107	港北	港北年金事務所	(045) 546-8888	自動音声案内2番を選択
3103	横浜中	横浜中年金事務所	(045) 641-7501	自動音声案内2番を選択
3109	横浜西	横浜西年金事務所	(045) 820-6655	自動音声案内2番を選択
3105	横浜南	横浜南年金事務所	(045) 742-5511	自動音声案内2番を選択
3111	川崎	川崎年金事務所	(044) 233-0181	自動音声案内2番を選択
3121	高津	高津年金事務所	(044) 888-0111	自動音声案内2番を選択
3113	平塚	平塚年金事務所	(0463) 22-1515	自動音声案内2番を選択
3123	厚木	厚木年金事務所	(046) 223-7171	自動音声案内2番を選択

統一事務所コード	事務所名	お問い合わせ先	電話番号①	電話番号②
3115	相模原	相模原年金事務所	(042) 745-8101	自動音声案内2番を選択
3117	小田原	小田原年金事務所	(0465) 22-1391	自動音声案内2番を選択
3119	横須賀	横須賀年金事務所	(046) 827-1251	自動音声案内2番を選択
3125	藤沢	藤沢年金事務所	(0466) 50-1151	自動音声案内2番を選択
3213	新潟東	新潟東年金事務所	(025) 283-1016	
3201	新潟西	新潟西年金事務所	(025) 225-3008	自動音声案内2番を選択
3203	長岡	長岡年金事務所	(0258) 88-0003	
3205	上越	上越年金事務所	(025) 524-4112	
3211	柏崎	柏崎年金事務所	(0257) 38-0566	
3207	三条	三条年金事務所	(0256) 32-2239	
3209	新発田	新発田年金事務所	(0254) 23-2120	
3215	六日町	六日町年金事務所	(025) 716-0800	
3301	富山	富山年金事務所	(076) 441-3926	自動音声案内2番を選択
3303	高岡	高岡年金事務所	(0766) 21-4180	自動音声案内2番を選択
3305	魚津	魚津年金事務所	(0765) 24-5153	自動音声案内2番を選択
3307	砺波	砺波年金事務所	(0763) 33-1725	自動音声案内2番を選択
3407	金沢南	金沢南年金事務所	(076) 245-2311	自動音声案内2番を選択
3401	金沢北	金沢北年金事務所	(076) 233-2021	自動音声案内2番を選択
3405	小松	小松年金事務所	(0761) 24-1791	自動音声案内2番を選択
3403	七尾	七尾年金事務所	(0767) 53-6511	自動音声案内2番を選択
3501	福井	福井年金事務所	(0776) 23-4516	自動音声案内2番を選択
3505	武生	武生年金事務所	(0778) 23-1124	自動音声案内2番を選択
3503	敦賀	敦賀年金事務所	(0770) 23-9902	自動音声案内2番を選択
3601	甲府	甲府年金事務所	(055) 252-1441	
3603	大月	大月年金事務所	(0554) 22-5837	
3605	竜王	竜王年金事務所	(055) 278-1104	
3701	長野南	長野南年金事務所	(026) 227-1284	自動音声案内2番を選択
3713	長野北	長野北年金事務所	026-244-4702	
3703	岡谷	岡谷年金事務所	(0266) 23-3661	自動音声案内2番を選択
3711	伊那	伊那年金事務所	(0265) 76-2099	
3705	飯田	飯田年金事務所	(0265) 22-3641	自動音声案内2番を選択
3707	松本	松本年金事務所	(0263) 32-5821	自動音声案内2番を選択
3709	小諸	小諸年金事務所	(0267) 22-1482	
3801	岐阜南	岐阜南年金事務所	(058) 273-6161	自動音声案内2番を選択
3811	岐阜北	岐阜北年金事務所	(058) 294-6364	自動音声案内2番を選択
3803	多治見	多治見年金事務所	(0572) 22-0255	自動音声案内2番を選択
3805	大垣	大垣年金事務所	(0584) 78-5166	自動音声案内2番を選択
3809	美濃加茂	美濃加茂年金事務所	(0574) 25-8181	自動音声案内2番を選択

統一事務所コード	事務所名	お問い合わせ先	電話番号①	電話番号②
3807	高山	高山年金事務所	(0577) 32-6111	自動音声案内2番を選択
3901	静岡	静岡年金事務所	(054) 203-3707	自動音声案内2番を選択
3913	清水	清水年金事務所	054-353-2233	自動音声案内2番を選択
3903	浜松東	浜松東年金事務所	053-421-0192	自動音声案内2番を選択
3905	浜松西	浜松西年金事務所	053-456-8511	自動音声案内2番を選択
3907	沼津	沼津年金事務所	(055) 921-2201	自動音声案内2番を選択
3915	三島	三島年金事務所	(055) 973-1444	
3909	島田	島田年金事務所	0547-36-2211	自動音声案内2番を選択
3911	富士	富士年金事務所	(0545) 61-1900	自動音声案内2番を選択
3917	掛川	掛川年金事務所	(0537) 21-5524	自動音声案内2番を選択
5101	大曾根	大曾根年金事務所	052-935-3344	自動音声案内2番を選択
5107	中村	中村年金事務所	(052) 453-7200	自動音声案内2番を選択
5103	鶴舞	鶴舞年金事務所	(052) 323-2553	自動音声案内2番を選択
5109	熱田	熱田年金事務所	052-671-7263	自動音声案内2番を選択
5105	笠寺	笠寺年金事務所	(052) 822-2512	自動音声案内2番を選択
5111	昭和	昭和年金事務所	(052) 853-1463	自動音声案内2番を選択
5115	名古屋西	名古屋西年金事務所	(052) 524-6855	自動音声案内2番を選択
5113	名古屋北	名古屋北年金事務所	(052) 912-1246	
5117	豊橋	豊橋年金事務所	(0532) 33-4118	
5121	岡崎	岡崎年金事務所	(0564) 23-2515	
5119	一宮	一宮年金事務所	0586-45-1418	自動音声案内2番を選択
5127	瀬戸	瀬戸年金事務所	(0561) 83-2412	自動音声案内2番を選択
5123	半田	半田年金事務所	(0569) 21-2375	自動音声案内2番を選択
5125	刈谷	刈谷年金事務所	(0566) 21-2110	自動音声案内2番を選択
5129	豊田	豊田年金事務所	0565-33-1123	自動音声案内2番を選択
5131	豊川	豊川年金事務所	(0533) 89-4042	自動音声案内2番を選択
5201	津	津年金事務所	(059) 228-9112	自動音声案内2番を選択
5203	四日市	四日市年金事務所	059-353-5515	自動音声案内2番を選択
5205	松阪	松阪年金事務所	(0598) 51-5115	自動音声案内2番を選択
5207	尾鷲	尾鷲年金事務所	(0597) 22-2340	自動音声案内2番を選択
5209	伊勢	伊勢年金事務所	(0596) 27-3601	自動音声案内2番を選択
5301	大津	大津年金事務所	(077) 521-1789	自動音声案内2番を選択
5303	彦根	彦根年金事務所	(0749) 23-1114	自動音声案内2番を選択
5305	草津	草津年金事務所	(077) 567-2220	自動音声案内2番を選択
5401	上京	上京年金事務所	075-415-1165	自動音声案内2番を選択
5403	中京	中京年金事務所	075-251-1165	自動音声案内2番を選択
5405	下京	下京年金事務所	075-341-1165	自動音声案内2番を選択
5407	京都南	京都南年金事務所	075-644-1165	自動音声案内2番を選択

統一事務所コード	事務所名	お問い合わせ先	電話番号①	電話番号②
5409	京都西	京都西年金事務所	075-323-1170	自動音声案内2番を選択
5411	舞鶴	舞鶴年金事務所	0773-78-1165	自動音声案内2番を選択
4107	天満	天満年金事務所	(06) 6356-5511	自動音声案内2番を選択
4113	福島	福島年金事務所	(06) 6458-1855	自動音声案内2番を選択
4101	大手前	大手前年金事務所	(06) 6271-7301	自動音声案内2番を選択
4103	堺江	堺江年金事務所	(06) 6531-5241	自動音声案内2番を選択
4105	市岡	市岡年金事務所	(06) 6571-5031	自動音声案内2番を選択
4117	天王寺	天王寺年金事務所	(06) 6772-7531	自動音声案内2番を選択
4129	平野	平野年金事務所	(06) 6705-0331	自動音声案内2番を選択
4119	難波	難波年金事務所	(06) 6633-1231	自動音声案内2番を選択
4121	玉出	玉出年金事務所	(06) 6682-3311	自動音声案内2番を選択
4109	淀川	淀川年金事務所	(06) 6305-1881	自動音声案内2番を選択
4111	今里	今里年金事務所	(06) 6972-0161	自動音声案内2番を選択
4115	城東	城東年金事務所	(06) 6932-1161	自動音声案内2番を選択
4131	貝塚	貝塚年金事務所	(072) 431-1122	自動音声案内2番を選択
4133	堺東	堺東年金事務所	(072) 238-5101	自動音声案内2番を選択
4141	堺西	堺西年金事務所	(072) 243-7900	自動音声案内2番を選択
4135	東大阪	東大阪年金事務所	(06) 6722-6001	自動音声案内2番を選択
4123	八尾	八尾年金事務所	(072) 996-7711	自動音声案内2番を選択
4137	吹田	吹田年金事務所	(06) 6821-2401	自動音声案内2番を選択
4127	豊中	豊中年金事務所	(06) 6848-6831	自動音声案内2番を選択
4139	守口	守口年金事務所	(06) 6992-3031	自動音声案内2番を選択
4125	枚方	枚方年金事務所	(072) 846-5011	自動音声案内2番を選択
4201	三宮	三宮年金事務所	(078) 332-5793	自動音声案内2番を選択
4203	須磨	須磨年金事務所	(078) 731-4797	自動音声案内2番を選択
4205	東灘	東灘年金事務所	(078) 811-8475	自動音声案内2番を選択
4207	兵庫	兵庫年金事務所	(078) 577-0294	自動音声案内2番を選択
4211	姫路	姫路年金事務所	(079) 224-6382	自動音声案内2番を選択
4209	尼崎	尼崎年金事務所	(06) 6482-4591	自動音声案内2番を選択
4213	明石	明石年金事務所	(078) 912-4983	自動音声案内2番を選択
4217	西宮	西宮年金事務所	(0798) 33-2944	自動音声案内2番を選択
4215	豊岡	豊岡年金事務所	(0796) 22-0948	自動音声案内2番を選択
4219	加古川	加古川年金事務所	(079) 427-4740	自動音声案内2番を選択
5501	奈良	奈良年金事務所	(0742) 35-1371	自動音声案内2番を選択
5503	大和高田	大和高田年金事務所	(0745) 22-3531	自動音声案内2番を選択
5505	桜井	桜井年金事務所	(0744) 42-0033	自動音声案内2番を選択
5601	和歌山東	和歌山東年金事務所	(073) 474-1841	自動音声案内2番を選択
5605	和歌山西	和歌山西年金事務所	(073) 447-1660	自動音声案内2番を選択

統一事務所コード	事務所名	お問い合わせ先	電話番号①	電話番号②
5603	田辺	田辺年金事務所	(0739) 24-0432	自動音声案内2番を選択
5701	鳥取	鳥取年金事務所	(0857) 27-8311	自動音声案内2番を選択
5705	倉吉	倉吉年金事務所	(0858) 26-5311	自動音声案内2番を選択
5703	米子	米子年金事務所	(0859) 34-6111	自動音声案内2番を選択
5801	松江	松江年金事務所	(0852) 23-9540	自動音声案内2番を選択
5805	出雲	出雲年金事務所	(0853) 24-0045	自動音声案内2番を選択
5803	浜田	浜田年金事務所	(0855) 22-0670	自動音声案内2番を選択
5909	岡山東	岡山東年金事務所	(086) 270-7925	自動音声案内2番を選択
5901	岡山西	岡山西年金事務所	(086) 214-2163	自動音声案内2番を選択
5903	倉敷東	倉敷東年金事務所	(086) 423-6150	自動音声案内2番を選択
5911	倉敷西	倉敷西年金事務所	(086) 523-6395	自動音声案内2番を選択
5905	津山	津山年金事務所	(0868) 31-2360	自動音声案内2番を選択
5907	高梁	高梁年金事務所	(0866) 21-0570	自動音声案内2番を選択
6001	広島東	広島東年金事務所	(082) 228-3131	自動音声案内2番を選択
6003	広島西	広島西年金事務所	(082) 535-1505	自動音声案内2番を選択
6005	福山	福山年金事務所	(084) 924-2181	自動音声案内2番を選択
6007	呉	呉年金事務所	(0823) 22-1691	自動音声案内2番を選択
6009	三原	三原年金事務所	(0848) 63-4111	自動音声案内2番を選択
6011	三次	三次年金事務所	(0824) 62-3107	自動音声案内2番を選択
6013	広島南	広島南年金事務所	(082) 253-7710	自動音声案内2番を選択
6015	備後府中	備後府中年金事務所	(0847) 41-7421	自動音声案内2番を選択
6101	山口	山口年金事務所	(083) 922-5660	自動音声案内2番を選択
6103	下関	下関年金事務所	(083) 238-0071	
6105	徳山	徳山年金事務所	(0834) 31-2152	自動音声案内2番を選択
6107	宇部	宇部年金事務所	(0836) 33-7111	自動音声案内2番を選択
6109	岩国	岩国年金事務所	(0827) 24-2222	自動音声案内2番を選択
6111	萩	萩年金事務所	(0838) 24-2158	自動音声案内2番を選択
7105	徳島南	徳島南年金事務所	(088) 652-1511	自動音声案内2番を選択
7101	徳島北	徳島北年金事務所	(088) 655-0200	自動音声案内2番を選択
7103	阿波半田	阿波半田年金事務所	(0883) 62-5350	自動音声案内2番を選択
7201	高松東	高松東年金事務所	(087) 861-3866	自動音声案内2番を選択
7203	高松西	高松西年金事務所	(087) 822-2840	自動音声案内2番を選択
7205	善通寺	善通寺年金事務所	(0877) 62-1662	自動音声案内2番を選択
7307	松山東	松山東年金事務所	(089) 946-2146	自動音声案内2番を選択
7301	松山西	松山西年金事務所	(089) 925-5105	自動音声案内2番を選択
7303	今治	今治年金事務所	(0898) 32-6141	自動音声案内2番を選択
7305	宇和島	宇和島年金事務所	(0895) 22-5440	自動音声案内2番を選択
7309	新居浜	新居浜年金事務所	(0897) 35-1300	自動音声案内2番を選択

統一事務所コード	事務所名	お問い合わせ先	電話番号①	電話番号②
7401	高知東	高知東年金事務所	(088) 831-4430	自動音声案内2番を選択
7409	高知西	高知西年金事務所	(088) 875-1717	自動音声案内2番を選択
7407	南国	南国年金事務所	(088) 864-1111	自動音声案内2番を選択
7403	幡多	幡多年金事務所	(0880) 34-1616	自動音声案内2番を選択
7517	東福岡	東福岡年金事務所	(092) 651-7129	
7501	博多	博多年金事務所	(092) 474-0145	
7521	西福岡	西福岡年金事務所	(092) 883-9962	自動音声案内2番を選択
7505	南福岡	南福岡年金事務所	(092) 552-6112	自動音声案内2番を選択
7509	久留米	久留米年金事務所	(0942) 33-6192	自動音声案内2番を選択
7519	小倉南	小倉南年金事務所	(093) 471-8873	自動音声案内2番を選択
7507	小倉北	小倉北年金事務所	(093) 583-8340	自動音声案内2番を選択
7511	直方	直方年金事務所	(0949) 22-0891	自動音声案内2番を選択
7513	八幡	八幡年金事務所	(093) 631-7962	自動音声案内2番を選択
7515	大牟田	大牟田年金事務所	(0944) 52-5270	
7503	中福岡	中福岡年金事務所	(092) 751-1298	
7601	佐賀	佐賀年金事務所	(0952) 31-4191	自動音声案内2番を選択
7603	唐津	唐津年金事務所	(0955) 72-5163	
7605	武雄	武雄年金事務所	(0954) 23-0121	自動音声案内2番を選択
7701	長崎南	長崎南年金事務所	(095) 825-8705	
7703	長崎北	長崎北年金事務所	(095) 861-1354	自動音声案内2番を選択
7705	佐世保	佐世保年金事務所	(0956) 34-1189	自動音声案内2番を選択
7707	諫早	諫早年金事務所	(0957) 25-1662	自動音声案内2番を選択
7801	熊本東	熊本東年金事務所	(096) 367-8144	自動音声案内2番を選択
7803	熊本西	熊本西年金事務所	(096) 355-3261	
7805	八代	八代年金事務所	(0965) 35-6143	
7807	本渡	本渡年金事務所	(0969) 24-2154	
7809	玉名	玉名年金事務所	0968-74-1612	自動音声案内2番を選択
7901	大分	大分年金事務所	(097) 552-1211	自動音声案内2番を選択
7907	日田	日田年金事務所	(0973) 22-6174	自動音声案内2番を選択
7903	別府	別府年金事務所	(0977) 22-5111	自動音声案内2番を選択
7905	佐伯	佐伯年金事務所	(0972) 22-1970	自動音声案内2番を選択
8001	宮崎	宮崎年金事務所	(0985) 52-2111	自動音声案内2番を選択
8007	高鍋	高鍋年金事務所	(0983) 23-5111	自動音声案内2番を選択
8003	延岡	延岡年金事務所	(0982) 21-5424	自動音声案内2番を選択
8005	都城	都城年金事務所	(0986) 23-2571	自動音声案内2番を選択
8101	鹿児島南	鹿児島南年金事務所	(099) 251-3111	自動音声案内2番を選択
8109	鹿児島北	鹿児島北年金事務所	(099) 225-5121	自動音声案内2番を選択
8103	川内	川内年金事務所	(0996) 22-5276	自動音声案内2番を選択

統一事務所コード	事務所名	お問い合わせ先	電話番号①	電話番号②
8105	鹿屋	鹿屋年金事務所	(0994) 42-5121	自動音声案内2番を選択
8107	奄美大島	奄美大島年金事務所	(0997) 52-4341	自動音声案内2番を選択
8111	加治木	加治木年金事務所	(0995) 62-3511	自動音声案内2番を選択
8201	那覇	那覇年金事務所	(098) 855-1111	自動音声案内2番を選択
8203	コザ	コザ年金事務所	(098) 933-2267	自動音声案内2番を選択
8205	名護	名護年金事務所	(0980) 52-2522	自動音声案内2番を選択
8207	平良	平良年金事務所	(0980) 72-3650	自動音声案内2番を選択
8209	石垣	石垣年金事務所	(0980) 82-9211	自動音声案内2番を選択
8211	浦添	浦添年金事務所	(098) 877-0343	自動音声案内2番を選択

## 別添2 事務センター一覧

NO	統一事務所 コード (先頭2桁)	郵便番号	事務センター	都道府県
1	01	003-8572	日本年金機構北海道事務センター	01北海道
2	02	980-8461	日本年金機構仙台広域事務センター	02青森
3	03	980-8461	日本年金機構仙台広域事務センター	03岩手

**※ 正式な原稿は受託業者決定後に交付します。**

城

5	05	980-8461	日本年金機構仙台広域事務センター	05秋田
6	06	980-8461	日本年金機構仙台広域事務センター	06山形
7	07	980-8461	日本年金機構仙台広域事務センター	07福島
8	08	330-8530	日本年金機構埼玉広域事務センター	08茨城
9	09	370-8533	日本年金機構高崎広域事務センター	09栃木
10	10	370-8533	日本年金機構高崎広域事務センター	10群馬
11	11	330-8530	日本年金機構埼玉広域事務センター	11埼玉
12	32	330-8530	日本年金機構埼玉広域事務センター	32新潟
13	37	330-8530	日本年金機構埼玉広域事務センター	37長野
14	12	135-8071	日本年金機構東京広域事務センター	12千葉
15	21	135-8071	日本年金機構東京広域事務センター	21東京
16	31	220-8557	日本年金機構神奈川事務センター	31神奈川
17	36	135-8071	日本年金機構東京広域事務センター	36山梨
18	33	920-8626	日本年金機構金沢広域事務センター	33富山
19	34	920-8626	日本年金機構金沢広域事務センター	34石川
20	38	460-8565	日本年金機構名古屋広域事務センター	38岐阜
21	39	460-8565	日本年金機構名古屋広域事務センター	39静岡
22	51	460-8565	日本年金機構名古屋広域事務センター	51愛知
23	52	460-8565	日本年金機構名古屋広域事務センター	52三重

NO	統一事務所 コード (先頭2桁)	郵便番号	事務センター	都道府県
24	35	541-8533	日本年金機構大阪広域事務センター	35福井
25	41	541-8533	日本年金機構大阪広域事務センター	41大阪
26	42	651-8514	日本年金機構兵庫事務センター	42兵庫
27	53	541-8533	日本年金機構大阪広域事務センター	53滋賀
28	54	600-8389	日本年金機構京都事務センター	54京都
29	55	541-8533	日本年金機構大阪広域事務センター	55奈良
30	56	541-8533	日本年金機構大阪広域事務センター	56和歌山
31	57	700-8501	日本年金機構岡山広域事務センター	57鳥取
32	58	700-8501	日本年金機構岡山広域事務センター	58島根
33	59	700-8501	日本年金機構岡山広域事務センター	59岡山
34	60	730-8602	日本年金機構広島広域事務センター	60広島
35	61	730-8602	日本年金機構広島広域事務センター	61山口
36	71	760-8524	日本年金機構高松広域事務センター	71徳島
37	72	760-8524	日本年金機構高松広域事務センター	72香川
38	73	760-8524	日本年金機構高松広域事務センター	73愛媛
39	74	760-8524	日本年金機構高松広域事務センター	74高知
40	75	812-8579	日本年金機構福岡広域事務センター	75福岡
41	76	812-8579	日本年金機構福岡広域事務センター	76佐賀
42	77	812-8579	日本年金機構福岡広域事務センター	77長崎
43	78	812-8579	日本年金機構福岡広域事務センター	78熊本
44	79	812-8579	日本年金機構福岡広域事務センター	79大分
45	80	812-8579	日本年金機構福岡広域事務センター	80宮崎
46	81	812-8579	日本年金機構福岡広域事務センター	81鹿児島
47	82	812-8579	日本年金機構福岡広域事務センター	82沖縄

## 封 筒 仕 様 書

### 1 封筒の作成

- (1) 納付書及びリーフレット1～4点が入る窓開封筒で、様式は封筒イメージ図を参照のこと。（両面印刷、裏面に地紋）
- (2) 原紙は、片艶晒クラフト（ハトロン版 75.5kg）相当であること。  
※グリーン購入法に適合するものであること（入手困難な場合は除く）。
- (3) 刷色は墨1色とし、封筒内側にも印刷する。
- (4) 印刷原稿は、落札後、機構から提示する。
- (5) 地色は白とする。
- (6) 窓に使用するフィルムは、グラシン紙など産業廃棄物に抵触しない材質を使用すること（不透明度20%以下）。
- (7) 封入封緘、保管等のために必要な項目の印刷の有無等については、事前に国民年金部国民年金業務グループと調整すること。
- (8) 封筒の水糊の粘着力低下等による封緘不具合の発生を防止するため、製造から3か月を超過していない封筒を使用すること。

### 2 作業内容

送付用封筒の印刷原稿は契約締結後に機構から提示する。受託事業者は速やかに印刷原稿を作成の上、令和8年4月下旬（予定）までに機構へ提出し、検証を受けること。検証後に機構からプレ印刷帳票（見本品）の作成の印刷指示を行う。

機構からプレ印刷帳票（見本品）の印刷指示を受けた後、送付用封筒を作成すること。送付用封筒5枚及び校了原稿（セキュアUSBメモリにテキストデータを識別できるPDFファイルで格納したもの。）を令和8年5月中旬（予定）までに機構へ提出し、機構の検証を受けること。

合格の場合は、機構から本番品作成の指示を行う。

### 3 その他

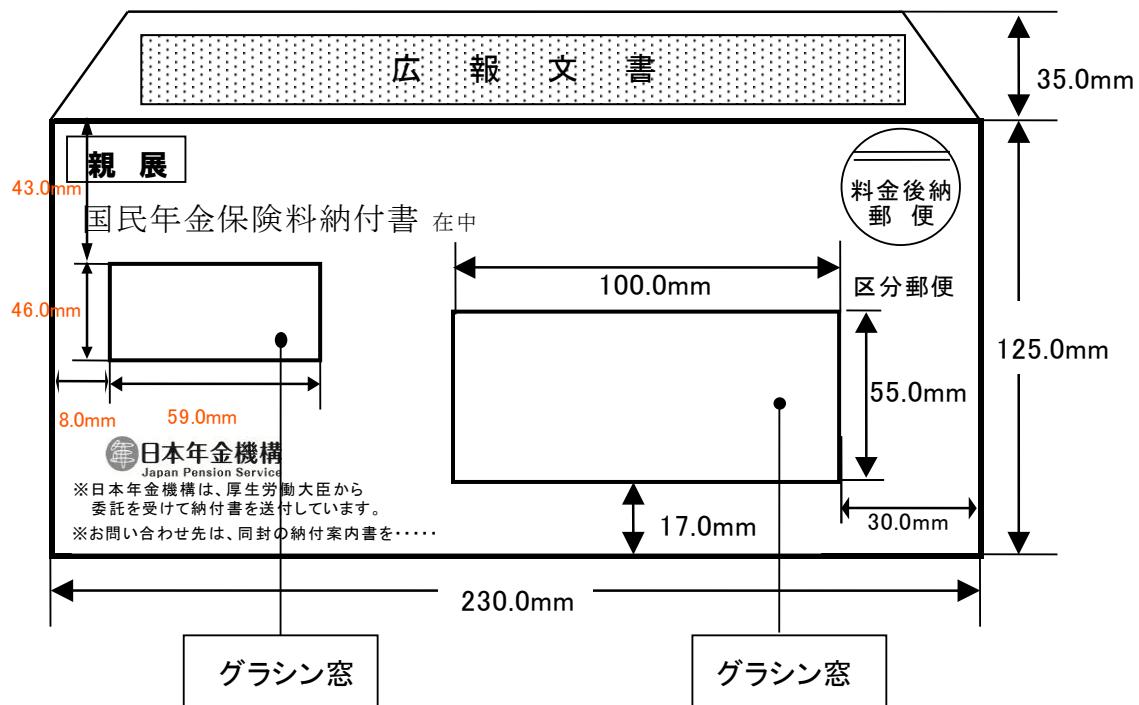
- (1) プレ印刷帳票（見本品）の合格後、速やかに製品を機構に納品すること。
- (2) その他詳細については、国民年金部と協議のうえ行うこと。
- (3) 本件仕様書に係る疑義については、国民年金部に問い合わせること。
- (4) 本件業務については、国民年金部と緊密に連絡をとり実施すること。
- (5) 万一事故が発生した場合には、その原因について調査にあたるとともに、原因が本物件にある場合には、速やかに同様の事象が他にも発生していな

いか確認し、国民年金部に報告すること。

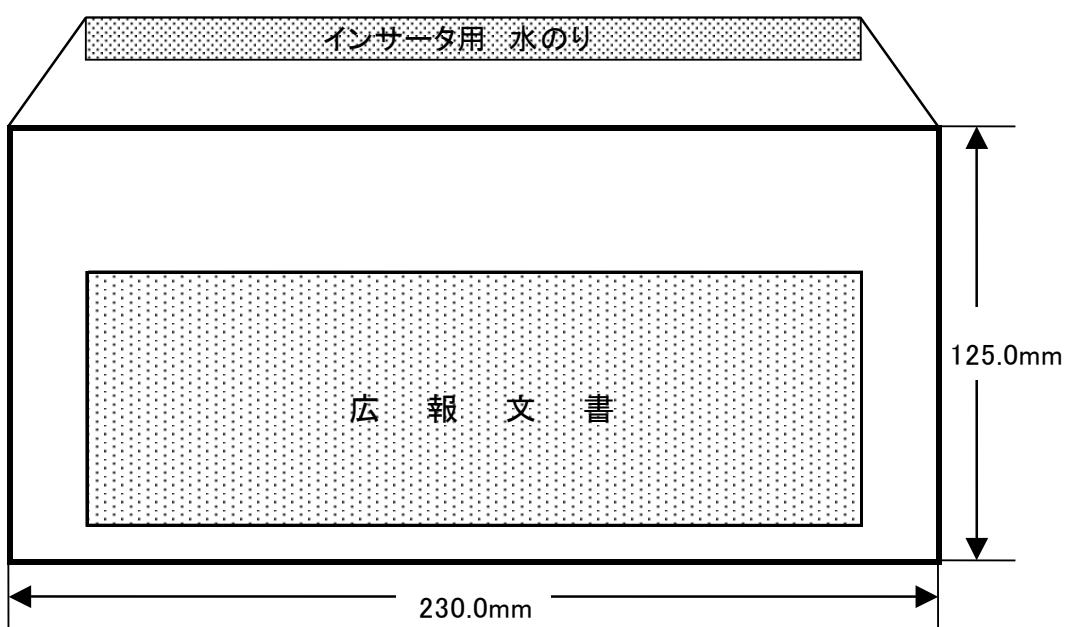
(案)

(封筒イメージ図)

< 表 面 >



< 裏 面 >



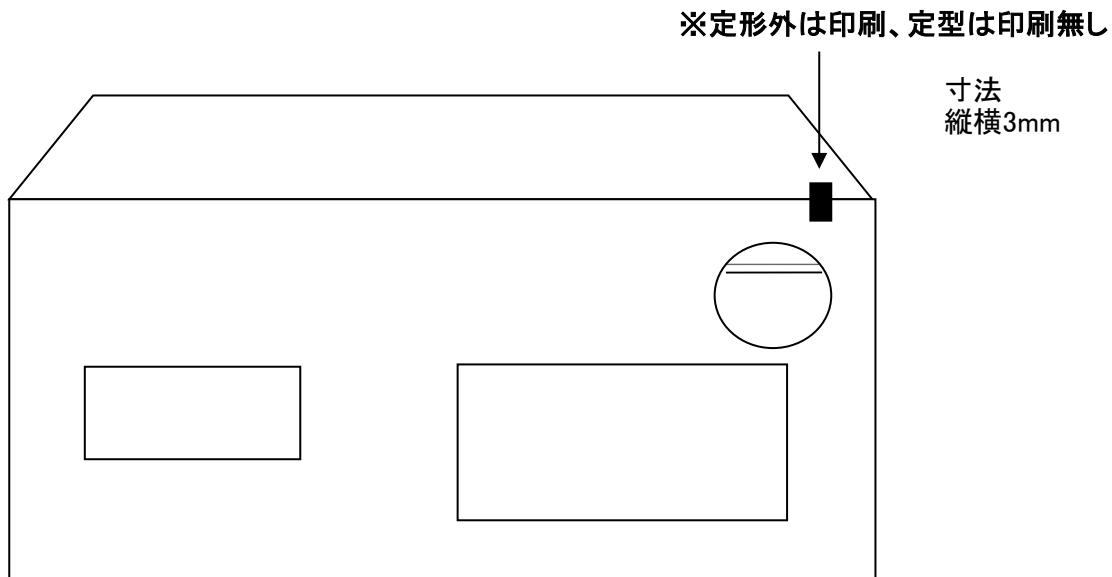
## < 内 側 >



※ 封筒の内側全面に上図の印刷を行うこと。

日本年金機構のロゴはデータにて提供する。

## 国民年金納付書用封筒



※外装表示例 (封筒を梱包する際は、梱包後に以下を参考に表示すること。)

(各データ処理会社名)
国民年金納付書用封筒(定型)又は(定形外)
入 数
納入業者名

## リーフレット仕様書

件 名	リーフレット「令和8年7月定時分国民年金保険料納付書同封用」
紙 質	マットコート紙 A判 35.0kg ※グリーン購入法に適合するものであること。(入手困難な場合を除く)
用紙地色	白色
刷 色	両面刷：表4色（墨、赤、青、黄）、裏4色（墨、赤、青、黄） (日本年金機構のシンボルマークは、M90%+Y100%)
サ イ ズ	見開き寸法A3
製 本	<ul style="list-style-type: none"> <li>・A3版を2つ折り(A4版)にし、その後、巻3つ折り(DM折)</li> <li>・表題「令和8年6月分までの国民年金保険料が免除（全額免除・一部免除）または納付された方へ」を上にする</li> </ul>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印刷内容は、添付の見本を参照すること。</li> <li>・正式な原稿は、契約締結後に電子媒体で提供する。</li> <li>・原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。</li> <li>・印刷原稿は機構が引き渡した電子データを使用し版下を作成すること。 (校正原稿は紙媒体及びテキストデータを識別できるPDFファイルによって提出すること。)</li> <li>・版下は、機構へ提出し検証を受けること。</li> <li>・機構から版下の検証結果の連絡を受けた後、速やかに見本品を作成し機構へ提出すること。</li> <li>・機構から見本品の合格連絡後、本番品の作成開始の指示を行う。</li> <li>・納品時に製品サンプル5枚及び校了後の原稿をPDF形式で収録したセキュアUSBメモリを、機構に納品すること。</li> </ul>

# 便利でお得な4つの納付方法があります

## 1. 口座振替（口座からの引き落とし）前納による割引額が一番大きい納付方法です！

口座振替を利用すると、金融機関等に行く手間と時間が省け、納め忘れも防ぐことができます。

さらに、「早割（当月末納付）」や「前納」で納めると、同じ期間を納付書で納める場合より割引されます。

※口座振替のスケジュールや引き落とし金額は、手続き完了後に「国民年金保険料口座振替開始（変更）・振替額通知書」および「国民年金保険料口座振替額通知書」でお知らせします。

※口座振替が開始されるまで、1~2カ月程度かかります。口座振替が開始されるまでは、同封の納付書で納めてください。

※マイナポータルを経由したねんきんネット上でオンラインによる口座振替申出手続きが可能です。（一部の金融機関では対応できません。）

※口座振替による前納を希望する場合、いつでもお申し込みができ、振替開始時から年度末（または翌年度末）までの保険料をまとめて振替ができます。

## 2. クレジットカード

- クレジットカード納付を利用すると、金融機関等に行く手間と時間が省け、納め忘れも防ぐことができます。  
また、クレジットカードから継続的にお支払いいただく方法で、「前納」も可能です。
- クレジットカードの有効期限が到来した場合やクレジットカード番号が変更になった場合は改めて申出書を提出する必要があります。  
ただし、指定代理納付者が発行するクレジットカードを利用している場合は、有効期限が到来しても、改めて申出書を提出する必要はありません。（指定代理納付者は日本年金機構ホームページで確認できます。）

※立替納付のスケジュールや金額は、手続き完了後に「国民年金保険料クレジットカード納付開始（変更）・納付額通知書」および「国民年金保険料クレジットカード納付額通知書」でお知らせします。

※立替納付が開始されるまで、2カ月程度かかります。立替納付が開始されるまでは、同封の納付書で納めてください。

※クレジットカードによる前納を希望する場合、いつでもお申し込みができ、立替納付開始時から年度末（または翌年度末）までの保険料をまとめて立替納付ができます。

## 3. 電子（キャッシュレス）決済

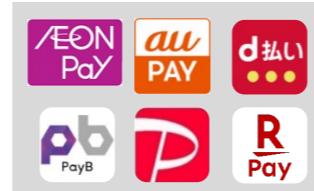
同封の納付書とスマートフォンがあれば、決済アプリを利用して納めることができます。

【対象決済アプリ】（令和7年7月現在）

AEON Pay、au PAY、d払い<sup>①</sup>、PayB<sup>※1</sup>、PayPay<sup>※2</sup>、楽天ペイ（五十音順）

※1 金融機関等が提供するアプリを含みます。詳細は、PayBのホームページ（PayB 金融機関 検索 <https://payb.jp/finance/>）をご覧ください。

※2 PayPayマネーライトでは納付できませんので、ご注意ください。



## 4. 電子納付（Pay-easy） 納付書でのお支払いに便利です！

Pay-easy（ペイジー）なら、自宅や外出先から、夜間や休日でも、納付ができます。

同封の納付書に記載されている「収納機関番号」、「納付番号」、「確認番号」をPay-easy対応のATMかインターネットバンキングの画面に入力するだけで納付できます。

●ペイジーの支払いのできる金融機関のATMにはペイジーマーク



が表示されています。

●詳細は、Pay-easyのホームページ（ペイジー 検索 <https://www.pay-easy.jp>）をご覧ください。

## 国民年金保険料のご案内は民間事業者に委託しています

日本年金機構では、国民年金保険料が未納となっている方に対して電話や文書による納付督促を民間事業者に委託しています（土・日・祝日や夜間などにも行っています）。

委託事業の詳しい内容や、お住まいの地域を担当する委託事業者は、日本年金機構ホームページで確認できます。

※民間事業者が訪問することや現金をお預かりすることはありません。

## 外国人のみなさま向けの国民年金のご案内

For more information about the national pension system, please visit the Japan Pension Service website.

([https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/gaikoku\\_nenkin.html](https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/gaikoku_nenkin.html))



ご不明な点がございましたら、日本年金機構ホームページでご確認いただくか、お近くの年金事務所の国民年金課へお問い合わせください。  
お問い合わせ先は同封の国民年金保険料納付案内書をご覧ください。



日本年金機構ホームページ  
<https://www.nenkin.go.jp/>

## 令和7年6月分までの国民年金保険料が免除（全額免除・一部免除）または納付猶予されていた見本

令和7年度の国民年金保険料は月額17,510円です。

令和7年7月分からの国民年金保険料納付書をお送りします。

同封の納付書（「領収（納付受託）済通知書」と記載された横3連の帳票。）を使用し、「納付期限」までに銀行などの金融機関、郵便局またはコンビニエンスストアで納めてください。

納付方法等は3~4ページをご参照ください。

令和6年の所得が一定額以下の場合や失業等の事由がある場合には、本年度の保険料が免除または納付猶予になります。

本年度も保険料の免除または納付猶予を希望しますか？

はい

いいえ

いずれかの方法で「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を申請してください。

### 1 マイナポータルを利用した電子申請

### 2 郵送による申請

→申請方法は2ページをご参照ください。

※すでに申請済みの場合は再度申請する必要はありません。

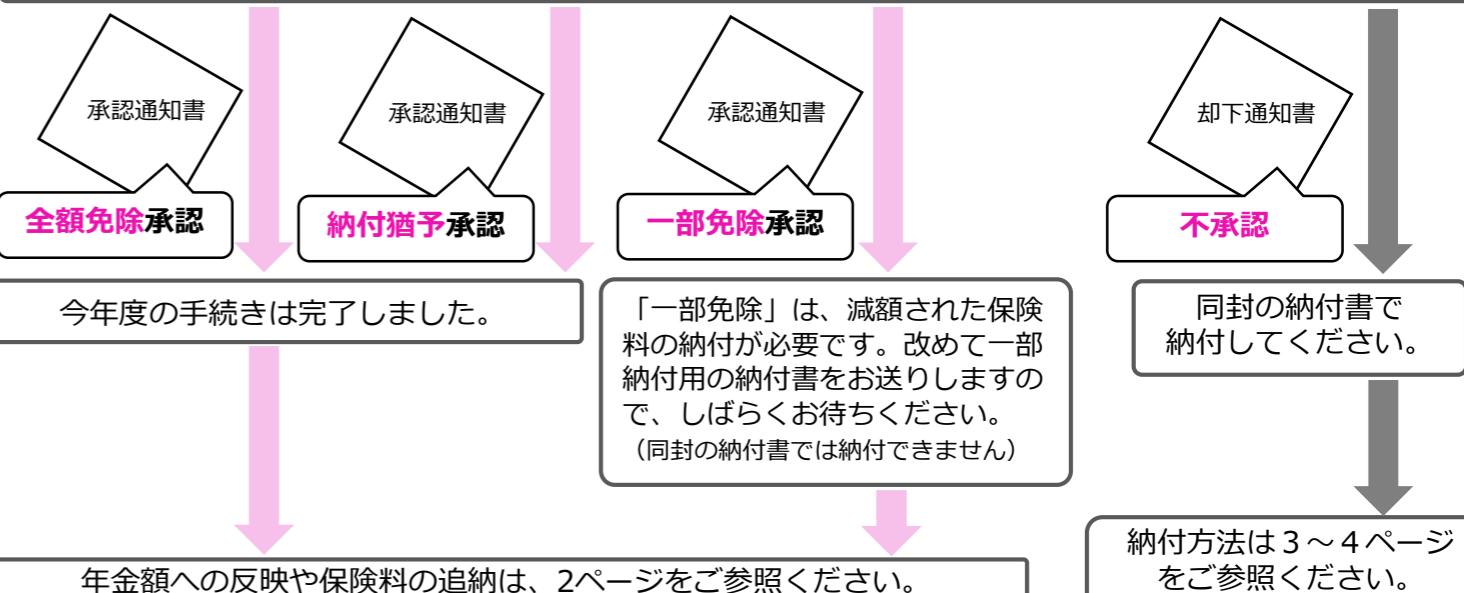
※審査結果の通知が届くまで納付書は保管しておいてください。

保険料を納付してください。

→納付方法は3~4ページをご参照ください。

## 日本年金機構（審査）

審査の結果は後日通知されます（時間を要しますことをご了承ください）。



## 産前産後期間は国民年金保険料が免除されます（免除には届出が必要です。）

- 届出により、出産予定日（または出産日）が属する月の前月から4か月間は、保険料が免除になります。免除された期間も保険料を納付したものとして、将来の老齢基礎年金の年金額に反映されます。  
※出産には妊娠85日以上の死産、流産、早産を含み、多胎の場合は免除期間が長くなります。
- すでに免除手続や納付をしていても届出ができますので、必ず市（区）役所または町村役場の国民年金窓口に届出してください。（保険料を納付されている場合は後日お返しします。）



## 引き続き免除制度をご利用の方へ

### 1.マイナポータルを利用した電子申請

- マイナンバーカードをご準備いただき、マイナポータルへログインしてください。
- マイナポータルのトップ画面で「年金」を選択し、遷移先『年金』画面で『国民年金保険料の免除』の「保険料の免除・納付猶予」を選択してください。
- 「国民年金に関する手続き」画面で「保険料の免除・猶予、または学生納付特例」を選択してください。
- 案内に沿って必要事項を入力して申請を行ってください。
- 審査の結果は、後日マイナポータルの「申請状況照会」画面をご確認ください。



### 2.郵送による申請

- 同封の「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を、お住まいの市（区）役所・町村役場の国民年金窓口、または年金事務所窓口へご提出いただくか、同封の返信用封筒により事務センターへご提出ください。
- 審査の結果は、後日郵送する通知書をご確認ください。

●全額免除または納付猶予の承認を受けた方は、翌年度以降、免除・納付猶予申請を省略できます。

- 毎年、日本年金機構が免除基準に該当するか要件審査を行い、審査結果を通知します。
- 審査結果が届くまでの間は、納付書を大切に保管してください。
- 承認内容が以下の場合は、免除申請の省略はできません（翌年度も免除申請が必要です）。
  - 失業、天災等を理由とした特例免除、または認定による免除または納付猶予
  - 一部免除（一部納付）
- 免除、納付猶予の詳細や申請手続きについては、お住まいの市（区）役所もしくは町村役場、またはお近くの年金事務所国民年金課へお問い合わせください。

## 保険料を免除された期間は年金額に計算されるの？

### 「納付・全額免除・一部免除・納付猶予」と「未納」の違い

納付状況等 年金への影響	納付	全額免除	一部免除	納付猶予 (学生納付特例)	未納
年金を受けるための 要件となる受給資格 期間に…	含まれる	含まれる	<ul style="list-style-type: none"><li>減額された保険料を納めた場合 →含まれる</li><li>減額された保険料を認めない場合 →含まれない</li></ul>	含まれる	含まれない
老齢基礎年金額の計 算に…	含まれる	含まれる (注)	<ul style="list-style-type: none"><li>減額された保険料を納めた場合 →含まれる（注）</li><li>減額された保険料を認めない場合 →含まれない</li></ul>	含まれない	含まれない

（注）保険料を全額納めた場合と比べて、受け取る年金額の割合が以下のとおりとなります。（平成21年4月以降の免除期間）

●全額免除の場合…2分の1 ●4分の3免除の場合…8分の5 ●半額免除の場合…4分の3 ●4分の1免除の場合…8分の7

## 保険料は「追納」することができます

保険料免除・納付猶予（学生の場合は学生納付特例）期間は、**10年以内であれば追納**

して老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。

- 保険料の納付猶予（学生納付特例）期間は、将来受け取る老齢基礎年金の年金額を計算する際の対象になりません。
- 保険料免除期間は、国庫負担分や減額された保険料を納めた分は、将来受け取る老齢基礎年金の年金額を計算する際の対象となります。  
詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

追納制度に関する  
特設ページはこちら



## 保険料を納付する方へ（同封の「納付書」で保険料を納付できます）

同封の納付書（「領収（納付受託）済通知書」と記載された横3連の帳票。）を使用し、「納付期限」までに銀行などの金融機関、郵便局またはコンビニエンスストアで納めてください。

- 市区役所および町村役場の窓口では国民年金保険料を納付することはできません。  
また、年金事務所の窓口では、原則、国民年金保険料の領収を行っておりませんのでご了承ください。
- その他、納付に関する注意事項は、同封の「国民年金保険料納付案内書」および「納付書」の裏面をご覧ください。



## 保険料は前納（まとめて前払い）がおトクです！

ご利用の際は、同封の前納用納付書をご使用ください。

- 領収（納付受託）日付印欄に「前納」または「下期」と表示のある納付書を使って納付してください。
- 「前納」（7月～翌年3月分）の納付期限は令和7年7月31日です。「下期」（半年前納：10月～翌年3月分）の納付期限は令和7年10月31日です。
- 「前納」で納付すると、7月～翌年3月分が**155,550円**となり、**2,040円の割引**です。「下期」（半年前納）で納付すると、10月～翌年3月分が**104,210円**となり、**850円の割引**です。
- 「前納」は、口座振替またはクレジットカード納付でもできます。詳しくは年金事務所へお問い合わせください。
- 前納は最大で令和9年3月分までできます。
  - 令和9年3月分までの保険料をまとめて前納する場合の納付書は同封されておりませんので、ご利用の際は、お近くの年金事務所へお問い合わせください。
  - 毎月納付する場合に比べ11,980円の割引（7月から翌々年3月分までを前納した場合）（令和7年度）になります。
  - 口座振替の場合は、さらに割引額が大きくなります。詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。

## リーフレット仕様書

件 名	リーフレット「オンラインでの確定申告や年末調整に使える社会保険料（国民年金保険料）控除証明書をマイナポータルで受け取れます！」
紙 質	上質紙 A4判 35.0kg ※グリーン購入法に適合するものであること（入手困難な場合は除く）。
用紙地色	白色
刷 色	両面刷：表4色（墨、赤、青、黄）、裏4色（墨、赤、青、黄） (日本年金機構のシンボルマークは、M90%+Y100%)
サ イ ズ	A4（縦297mm×横210mm）
製 本	折加工：巻三つ折り
その 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印刷内容は、添付の見本を参照すること。</li> <li>・正式な原稿は、電子媒体で提供する。 なお、印刷原稿は機構が引き渡した電子データを使用し版下を作成すること。 (校正原稿は紙媒体及びテキストデータを識別できるPDFファイルによって提出すること。)</li> <li>・版下は、機構へ提出し検証を受けること。</li> <li>・機構から版下の合格連絡後、速やかに見本品を作成し機構へ提出すること。</li> <li>・機構から見本品の合格連絡後、機構は本番品の作成の指示を行うので速やかに本番品を作成すること。</li> <li>・原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。 ※原稿はレイアウトを変更する場合がある。変更する場合は、切り替えの30日前までに変更後の原稿を提供する。</li> <li>・納品時に製品サンプル5枚及び校了後の原稿をPDF形式で収録したセキュアUSBメモリを、機構に納品すること。</li> </ul>

# 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書をマイナポータルで受け取れます！

見本

年末調整や確定申告で使う控除証明書は、ねんきんネットで電子送付の希望登録をすると、

- ・郵送より早く、マイナポータル上で電子データで受け取れます
- ・受け取った電子データを利用するとe-Taxでの確定申告が簡単に行えます
- ・一度登録すれば、毎年電子データで届きます

この機会にぜひご登録ください。



「ねんきんネット」  
マスクコトキャラクター  
ねんきん太郎

【ステップ1②の画面イメージ】

## マイナポータルからねんきんネットにログイン

- ①マイナポータルにログイン
  - ②マイナポータルトップ画面の「年金」を選択
  - ③「通知書のペーパーレス化」を選択
- ⇒ねんきんネットに自動でログインします。

※ 本サービスの利用には、マイナポータルとねんきんネットの連携手続きが必要です。  
連携手続きがお済みでない方は、裏面をご覧ください。



【ステップ1③の画面イメージ】

## ねんきんネットで電子送付希望の登録

「電子送付の希望の登録/変更」画面で、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」欄の「電子送付する」を選択してください。

※ 電子送付の希望登録をした場合、郵送は停止されます。



## マイナポータルで電子データの受け取り

10月下旬頃に、当年分の控除証明書の電子データがマイナポータルの「お知らせ」に届きます。

## e-Taxでの確定申告に利用

国税庁のホームページから「確定申告書等作成コーナー」を開き、e-Taxでの確定申告を行ってください。

マイナポータル連携を利用して、控除証明書の内容を簡単に取り込み、確定申告書に自動入力されます。



「確定申告書等作成コーナー」  
はこちらから



https://www.keisan.nta.go.jp/kyoutu/ky/smstp/top#bsctrl

【ステップ2の画面イメージ】

ステップ1

ステップ2

ステップ3

ステップ4

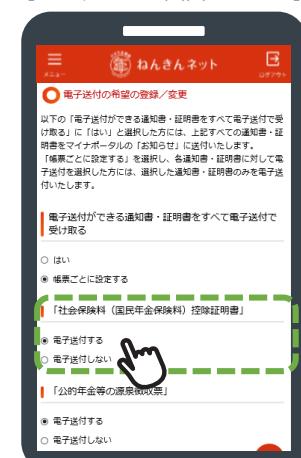
電子送付の登録方法等の詳細は、日本年金機構のホームページをご覧ください。

ねんきんネット 控除証明書 電子送付

検索



https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshisofu\_kojin.html



# 「ねんきんネット」はマイナポータルとの連携で簡単に利用できます

## 事前準備

連携に必要なもの

### ①マイナンバーカード



### ②数字4桁のパスワード

マイナンバーカード受け取り時に設定した  
「利用者証明用電子証明書パスワード」

(例) 1 2 3 4

### ③マイナポータルにログイン



<https://myna.go.jp>

- マイナポータルのトップ画面「年金」から「ねんきんネットとの連携」欄の「連携をはじめる」を選択する
- 「連携に同意する」にチェックを入れ、「ねんきんネットと連携」を選択する
- 連携手続き完了後、ねんきんネットの「メールアドレスの登録／変更」画面に切り替わるため、メールアドレスを登録する
- 登録したメールアドレスに送付されるワンタイムパスワードを認証して完了

## ※ 留意事項

初めて利用する場合、連携が可能な時間帯は、平日8時から23時までです。

上記時間帯以外に操作された場合や審査中の場合は、平日9時以降に再度マイナポータルの「年金」から、連携が完了していることをご確認ください。

または、②の操作後に表示される「受付完了」画面の「メール通知の設定」から通知の設定を行うと、ねんきんネットとの連携完了をメールでお知らせします。

【①の画面イメージ】



## 「ねんきんネット」ではこんなことができます！



### ●年金記録の確認

ご自身の国民年金の記録や、お勤めになった会社の履歴、標準報酬月額等が確認できます。

### ●持ち主不明記録の検索

氏名、性別、生年月日が一致する持ち主不明の年金記録（亡くなった方の記録も含む）が検索できます。

### ●将来の年金見込額の試算

働きながら年金を受け取る場合や、年金の受給開始を遅らせる場合など、さまざまな条件に合わせた年金見込額の試算ができます。

### ●国民年金保険料の納付に関する手続き

マイナポータルからログインすると、国民年金保険料を口座振替により納付するための手続き等ができます。また、納め忘れや期限間近の国民年金保険料を、納付書がなくてもインターネットバンキングやATMを利用してPay-easy（ペイジー）納付することができます。

## 「ねんきんネット」の登録方法や操作にお困りの場合は

### ■日本年金機構ホームページで確認

#### <ねんきんネット特設ページ>

よくあるご質問への回答や、ねんきんネットの登録方法、便利な機能等についてご案内しています。

ねんきんネット

検索



[https://www.nenkin.go.jp/n\\_net/](https://www.nenkin.go.jp/n_net/)

#### <相談チャット>

一般的なお問い合わせに自動でお答えする「ねんきんチャットボット」でもご質問の回答をしています。

機構ホームページトップ画面の「ねんきんチャットボットが疑問にお答えします」からアクセスしてください。

日本年金機構

検索



<https://www.nenkin.go.jp>



### ■お電話でお問い合わせ（ねんきん定期便・ねんきんネット専用番号）

 0570-058-555

全国一律の通話料金でご利用いただけます。通話料金定額プランの対象外です。

050から始まる電話からおかけになる場合

（東京） 03-6700-1144

受付時間

月曜日 8:30~19:00  
火~金曜日 8:30~17:15  
第2土曜日 9:30~16:00

\* 第2土曜日以外の土・日・祝日、12/29~1/3はご利用いただけません。

## バーコード読取試験の実施について

### 1 バーコード読取試験の趣旨

入札参加業者がコンビニ窓口での正当な読み取りが可能なバーコードを印字する技術を保有していることを確認するため、入札前にバーコードの品質に係る試験を実施することとし、当該試験の合格を入札参加資格のひとつとする。

#### (1) 過去に実施した同試験で合格した事業者

試験は免除とする。ただし、印字に使用するプリンター機種、同プリンターに使用するインクおよび用紙の組み合わせに変更がない場合に限る。

#### (2) その他の事業者

以下により試作品を提出する。

### 2 提出仕様

#### (1) 試験データ

別紙「納付書読み取り技術試験用バーコードパターン表」のデータに基づき、コンビニ収納用バーコード(GS1-128準拠)を作成・印字すること。

#### (2) 提出方法

別添登録様式に試作品を添えて提出すること。

試作品は、

ア 仕様書に従った納付書に1パターンずつ5枚で1セット

イ 仕様書で示した紙質(OCR白色上質紙)の用紙(最大A4)に5パターン印字で1セットの上記いずれかで作成すること。

なお、コンビニ側で確認がすぐ出来るように、1枚につき余白へ「自社名(複数の機種を使用する場合は、各々判別できるよう記載)」と「テストパターン番号」を記載すること。

#### (3) 提出部数

30セット

#### <試験品イメージ図>

##### ア 仕様書に従った納付書で提出する場合



※「領収(納付受託)済通知書」を切り離して、「5枚1セット」で左上1カ所のホチキス留めとする。

#### (4) 提出場所

〒168-8505

東京都杉並区高井戸西3-5-24

日本年金機構国民年金部国民年金業務G(担当:増田)

TEL 03-5344-1100 (内線3342)

#### (5) 提出期限

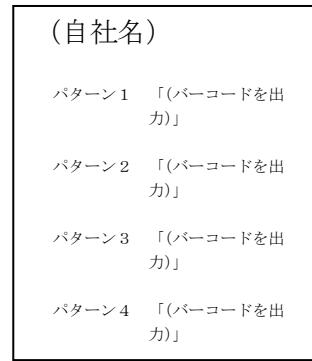
令和8年1月6日(火)

※テストを行う際には、技術試験品提出前に日本年金機構に申し出を行うこと。

#### (6) 試験結果の通知

日本年金機構国民年金部から、試験結果を通知する。

##### イ OCR紙(最大A4)の用紙で提出する場合



※白紙にバーコードのみで可。

(別添登録様式)

## 国民年金保険料納付書バーコード読取試験登録票

	データ印字に使用する プリンター機種	データ印字プリンター に使用するインク	用 紙
製造会社			
品名			

上記組み合わせに相違ありません。

なお、上記組み合わせに変更が生じた場合は、速やかに再試験を受験します。

令和 年 月 日

事業者名 :

印

# 納付書読み取り技術試験用バーコードパターン表

	固定										債権区分	発行年度	統一事務所コード	通番										確認番号		支払期限日					請求金額					チ 工 ツ ク デ ジ ツ ト									
行数	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35				34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3
パターン1	9	1	9	2	9	1	5	4	1	5	1	5	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2	3	4	0	1	6	0	3	3	1	0	0	1	2	3	4	0	5
パターン2	9	1	9	2	9	1	5	4	1	5	1	5	0	9	8	1	0	0	0	0	0	0	0	2	5	6	7	8	9	0	1	6	0	3	3	1	0	0	6	7	8	9	0	7	
パターン3	9	1	9	2	9	1	5	4	1	6	1	5	5	1	9	7	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0	1	1	1	0	1	6	0	3	3	1	0	0	1	1	1	2	0	5	
パターン4	9	1	9	2	9	1	5	4	1	6	1	5	3	9	9	7	0	0	0	0	0	0	0	4	2	1	3	1	4	0	1	6	0	3	3	1	0	0	1	3	1	4	0	9	
パターン5	9	1	9	2	9	1	5	4	1	6	1	5	4	1	9	2	0	0	0	0	0	0	0	5	1	5	1	6	1	0	1	6	0	3	3	1	0	0	1	5	1	6	0	3	